

資料編

1. 条例・要綱等

資料1-1 幸手市防災会議条例

幸手市防災会議条例

昭和38年8月15日

条例 第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、幸手市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幸手市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、36人以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－2 幸手市防災会議委員

幸手市防災会議委員

会長：幸手市長

法定区分	人数	機 関 の 名 称
1号委員 指定地方行政機関	全員で 36人以内	利根川上流河川事務所
2号委員 県 の 機 関		江戸川河川事務所
		利根地域振興センター
		春日部農林振興センター
		東部教育事務所
		杉戸県土整備事務所
		幸手保健所
		3号委員 警察の機関
4号委員 市 の 機 関		副市長
		総合政策部
		総務部
		市民生活部
		健康福祉部
		建設経済部
		水道部
		議会事務局
		教育部
5号委員 教育の機関		幸手市教育委員会
6号委員 消防の機関		埼玉東部消防組合
		幸手市消防団
7号委員 指定公共機関 及び 指定地方公共機関		幸手市議会
		幸手市医師会
		幸手市歯科医師会
		幸手薬剤師会
		幸手市区長会
		幸手市商工会
		幸手市連合婦人会
		幸手市防災安全協議会
		利根川栗橋流域水防事務組合
		日本郵便株式会社 幸手郵便局
		東武鉄道株式会社 東武動物公園駅管区
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
		東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社
		幸手都市ガス株式会社
		埼玉みずほ農業協同組合
		幸手市PTA連合会
	8号委員 自主防災組織 又は学識経験者	

資料 1－3 幸手市災害対策本部条例

【第 1 編-18, 26ページ】

幸手市災害対策本部条例

昭和38年 8 月15日

条 例 第20号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、幸手市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日 条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月19日 条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－4 利根川栗橋流域水防事務組合理約

【第 3 編-16 ページ】

利根川栗橋流域水防事務組合理約

昭和39年 3 月23日

自治許第84号

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、利根川栗橋流域水防事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、埼玉県久喜市、埼玉県幸手市、埼玉県北葛飾郡杉戸町、埼玉県春日部市及び茨城県猿島郡五霞町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(組合の事務)

第 3 条 この組合は、利根川右岸及び江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理する。

2 この組合の水防を行う区域は、別表第 1 のとおりとする。

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、埼玉県久喜市下早見 8 5 番地の 3（久喜市役所）に置く。

第 2 章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(議員の定数)

第 5 条 この組合の議会の議員の定数は、24人とする。

(議員の選挙の方法)

第 6 条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）は、組合市町の議会において、組合市町の議会の議員の被選挙権を有する者で、水防に関し学識経験があり、かつ熱意があると認められるもののうちから、別表第 2 に掲げる数の組合の議員を選挙する。

(議員の任期)

第 7 条 この組合の議員の任期は、4 年とし、選挙の期日から起算する。

2 この組合の議員に欠員を生じた場合においては、ただちに補欠選挙を行わなければならない。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙の結果の告示等)

第 8 条 この組合の議員の選挙が終了したときは、組合市町の議会の議長は、ただちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、ただちに当選人に当選の旨を告知し、同時に当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

第3章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 この組合に管理者、副管理者4人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は、久喜市長をもって充てる。
- 3 副管理者は、幸手市長、杉戸町長、春日部市長及び五霞町長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、久喜市会計管理者をもって充てる。

(任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第11条 管理者は、組合を統轄し及び代表し、並びに組合の事務を管理し執行する。

- 2 副管理者は管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、予め管理者が定めた順位に従い、その職務を代理する。
- 3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務を掌る。

(職員)

第12条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有するもののうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合の議会の議員のうちから選任されたものにあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の分賦)

第14条 この組合に要する経費は、毎会計年度における組合費の総額60パーセントを組合市町の人口により按分し、40パーセントを組合市町の面積に按分して算定した額を組合市町が負担する。ただし、この場合において久喜市及び春日部市が負担する経費については、別表第3の区域に係る人口及び面積を基礎として算定するものとする。

- 2 組合市町に分賦された経費の納期は、管理者の定めるところによる。

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。(昭和52年3月17日規約第1号)

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。(昭和59年2月21日規約第2号)

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。(昭和62年3月25日規約第1号)

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。(平成3年10月23日自治許第823号)

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。（平成4年11月11日自治許第888号）

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。（平成8年12月25日規約第4号）

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。（平成9年4月1日自治許第422号）

附 則

この規約は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。（平成17年9月30日総行市第792号）

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。（平成19年1月29日総行市第14号）

附 則

- 1 この規約は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 変更後の栗橋町外五箇市町水防事務組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は固有名詞及び数量的な意味の薄い語を除き、アラビア数字に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に、表の右上端は左横書きの左上端となるように位置を改める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

河 川 名	区 域
利根川右岸	埼玉県久喜市栗橋北二丁目3383番地先 （利根川距離標130.5キロメートルの地点）から 茨城県猿島郡五霞町大字山王1262番1地先 （利根川距離標122キロメートルの地点）まで
江戸川右岸	茨城県猿島郡五霞町大字江川1430番地先 （江戸川距離標59.5キロメートルの地点）から 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川27番1地先 （江戸川距離標52.5キロメートル下150メートルの地点）まで

別表第2（第6条関係）

市町名	議員数
久喜市	6
幸手市	8
杉戸町	6
春日部市	2
五霞町	2

別表第3（第14条関係）

市名	区 域
久喜市	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川 小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚 栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目 栗橋中央二丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二丁目 栗橋東三丁目 栗橋東 四丁目 栗橋東五丁目 栗橋東六丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗 橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗橋十 一丁目 南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目 伊坂北二丁目 伊坂中央一丁 目 伊坂中央二丁目 伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目 松 永一丁目 八甫 東大輪 西大輪 外野 上川崎 八甫一丁目 八甫二 丁目 八甫三丁目 八甫四丁目 八甫五丁目 桜田一丁目 桜田二丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜田五丁目 鷺宮六丁目の一部 西大輪一丁 目 西大輪二丁目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目
春日部市	小淵 八丁目の一部 不動院野 樋籠

資料 1－5 幸手市自主防災組織補助金交付要綱

【第 2 編-14 ページ】

幸手市自主防災組織補助金交付要綱

平成17年5月2日

告示第58号

(趣旨)

第1条 市は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、活動上必要な防災資機材等の購入及び防災訓練を実施する自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、幸手市補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自主防災組織 区又は複数の区を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、幸手市自主防災組織設立届出書(様式第1号)により、市長に届出があったものをいう。

ア 防災に関する意識の啓発及び知識の普及

イ 地震等の災害に関する予防

ウ 災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護及び給食・給水等の応急対策

エ 防災訓練及び防災教室等の開催

オ 上記に掲げるもののほか、自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資機材等 自主防災組織が防災活動を行ううえで、使用する別表第1に掲げる資機材等をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち3以上の個別訓練について実施するものをいう。ただし、3以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、個別訓練等を実施する場合も防災訓練とする。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 初期消火訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

カ 上記に掲げるもののほか、災害の発生に備えて実施する訓練

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災組織の設立

(2) 防災資機材等の購入

- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災士の資格取得

(平27告示62・一部改正)

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する活動に要する経費のうち、別表第2の補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、自主防災組織に対して、設立にあつては1回限りとし、防災資機材等の購入、防災訓練の実施及び防災士の資格取得にあつては年1回限りとする。

(平24告示71・平27告示62・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体代表者（以下「申請者」という。）は、幸手市自主防災組織設立補助金交付申請書（様式第2号）、幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書（様式第3号）幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書（様式第4号）又は幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(平27告示62・一部改正)

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、事業の内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(平27告示62・一部改正)

(変更承認申請等)

第7条 前条に規定する補助金交付決定通知を受けた申請者は、事業に変更等が生じるときは、幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(平27告示62・一部改正)

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに幸手市自主防災組織設立補助金実績報告書（様式第9号）、幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書（様式第10号）又は幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書（様式第11号）又は幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金実績報告書（様式第12号）を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業完了後30日以内とする。

(平27告示62・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を確定したときは、幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（平27告示62・一部改正）

（補助金の交付）

- 第10条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、その写しを添えて幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金交付請求書（様式第14号）により請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（平27告示62・一部改正）

（補助金の返還）

- 第11条 市長は、自主防災組織が、虚偽その他の不正による補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

- 第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織に対し、必要があると認めるときは、検査を行うことができる。

（財産処分の制限）

- 第13条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は事業完了後5年を経過した場合はこの限りではない。

（書類の整備等）

- 第14条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（補則）

- 第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年5月2日から施行する。

（平24告示71・旧附則・一部改正）

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の幸手市自主防災組織補助金交付要綱による防災資機材等の購入に係る補助金の交付を受けている自主防災組織については、2回目の防災資機材等の購入に係る補助金交付申請分に限り、改正後の幸手市自主防災組織補助金交付要綱の規定による初回の補助金額を交付する。

（平24告示71・追加）

（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に新たに設立された自主防災組織に関する特例）

- 3 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、新たに設立された自主防災組織が防災資機材等の購入に係る補助金の交付申請をする場合におけるこの告示の適用については、別表第2 防災資機材等の購入の部初回の項補助金額の欄中「4分の3以内の額」とあるのは「10分の10」とする。

(平24告示71・追加)

附 則 (平成17年12月1日告示第137号)

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第71号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第62号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		品名
防災資機材	本部運営用	作業着、帽子、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、防水シート、テント、ベスト
	情報連絡用	携帯用無線通信機、トランジスターラジオ
	消火活動用	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース
	救出救護用	スコップ、バール、ツルハシ、ハンマー、斧、鋸、掛矢、ジャッキ、ロープ、梯子、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット、AED、救助用ボート
	避難誘導用	避難誘導旗、ハンドマイク、強力ライト
	給食給水用	鍋、釜、携帯用コンロ、ポリタンク、浄水機
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		自主防災倉庫その他当該倉庫に必要な備品

別表第2（第4条関係）

補助対象		補助金額
自主防災組織の設立		均等割額30,000円
防災資機材等の購入	初回	購入金額の4分の3以内の額。ただし、200,000円を限度とする。
	2回目以降	購入金額の2分の1以内の額。ただし、100,000円を限度とする。
防災訓練の実施		世帯割額（世帯数に1世帯当たりの金額50円を乗じて得た額）に均等割額20,000円を加えて得た額と防災訓練に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額
防災士の資格取得		防災士の資格を取得するための講座受講料（受験料、登録料及び会場までの交通費は除く。）

様式第1号（第2条関係）

幸手市自主防災組織設立届出書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 ()

下記のとおり自主防災組織を設立しますので、届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自 主 防 災 組 織 名				
代 表 者	住 所	幸手市		
	氏 名		電 話	()
組 織 構 成 世 帯 数		世帯		
組 織 構 成 人 口		人		
組 織 設 立 年 月 日		年 月 日		
母 体 自 治 行 政 区				

2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図

様式第2号（第5条関係）

幸手市自主防災組織設立補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

幸手市自主防災組織設立補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 自主防災組織設立事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 組織設立年月日 年 月 日
- 4 組織構成世帯数 世帯
- 5 補助事業の内容
 - (1) 活動計画書

様式第3号（第5条関係）

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災資機材等購入事業

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業実施期間 年 月 日から

年 月 日まで 年(日)間

4 組織構成世帯数 世帯

5 補助事業の内容

(1) 整備事業明細書

様式第4号（第5条関係）

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災訓練事業

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業目的 防災訓練

(1) 実施予定日 年 月 日 ()

(2) 実施予定場所 幸手市 地内

4 組織構成世帯数 世帯

5 補助事業の内容

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

様式第5号（第5条関係）

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災士資格取得事業

2 補助金交付申請額 金 円

3 受講コース名

4 研修機関名

5 受講期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

6 受講者氏名

7 受講者住所

8 受講者電話番号

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災
訓練実施・防災士資格取得)補助金交付決定通知書

(組織の名称)

(代表者名) 様

幸手市長

年 月 日付けをもって申請のありました幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・
防災訓練実施・防災士資格取得)補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、幸手市
自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 支払方法 精算払

3 条 件

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第7号（第7条関係）

幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施

・防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

年 月 日付け幸 第 号で補助金の交付決定を受けた幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金について、申請内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）事業
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更の内容

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施
防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

（組織の名称）

（代表者名） 様

幸手市長

年 月 日付けで補助金変更（中止・廃止）承認申請のありました幸手市
自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金に
ついて、下記のとおり承認することに決定したので、幸手市自主防災組織補助金交
付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|--|-----------|
| 1 | 補助事業の名称 | 自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防
災士資格取得）事業 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 変更前 | 金 _____ 円 |
| | | 変更後 | 金 _____ 円 |
| 3 | 変更の内容 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |

様式第9号（第8条関係）

幸手市自主防災組織設立補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
幸手市自主防災組織設立補助事業の 年度における実績について、幸手市自
主防災組織補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報
告します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織設立事業

2 補助金交付決定額 金 円

3 組織設立日 年 月 日

4 組織構成世帯数 世帯

5 添付書類

（1）収入支出決算書

様式第10号（第8条関係）

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）幸手市長

自主防災組織名

住 所

代表者

電 話

年 月 日付け 幸危収第 号で補助金の交付決定の通知を受けた幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助事業の 年度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災資機材等購入事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業実施期間 年 月 日から
年 月 日まで 年（日）間
- 4 組織構成世帯数 世帯
- 5 添付書類
 - (1) 収入支出決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助事業の成果（整備事業明細書）
 - (4) 保管場所又は設置場所図
 - (5) 防災資機材等の写真

様式第 11 号（第 8 条関係）

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた幸手市自主防災組織防災訓練実施補助事業の 年度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災訓練実施事業

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 防災訓練実施日 年 月 日（ ）

4 防災訓練実施場所 幸手市

5 組織構成世帯数 世帯

6 参加人数 人

7 添付書類

（1）収入支出決算書

（2）領収書の写し

（3）防災訓練の写真

様式第12号（第8条関係）

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名

電 話 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた幸手市自主防災組織防災士資格取得補助事業の 年度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災士資格取得事業
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 防災士研修講座
 - (1) 受講コース名 _____
 - (2) 研修機関名 _____
 - (3) 受講期間

年 月 日から
年 月 日まで
 - (4) 受講者氏名 _____
 - (5) 受講者住所 _____
 - (6) 受講者電話番号 _____
- 4 添付書類
 - (1) 研修講座の受講を証する書類
 - (2) 講座（教育課程の一環として実施されるものを除く。）の受講料を確認できる書類
 - (3) 防災士証の写し

様式第13号（第9条関係）

第 号
年 月 日

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・
防災訓練実施・防災士資格取得)補助金確定通知書

(組織の名称)

(代表者名) 様

幸手市長

年 月 日付けで補助金実施報告書のありました幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等
購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、
幸手市自主防災組織補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付確定額 金 _____ 円

様式第14号（第10条関係）

幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入
防災訓練実施・防災士資格取得）補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）幸手市長

組織の名称
住 所 幸手市
代表者氏名
電 話 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先

取扱金融機関名	銀行						支店
口座種類・番号	普通・当座						
ふりがな							
口座名義							

※ 振込み口座の確認のため、預金通帳のコピーを添付してください。

資料 1－6 幸手市防災行政無線局管理運用規程

【第 2 編-86ページ】

幸手市防災行政用無線局管理運用規程

平成13年3月26日

訓令第9号

幸手市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年訓令第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、幸手市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する幸手市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、本庁に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯施設を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の回線構成）

第3条 無線局の回線構成、配置等は、別表第1のとおりとする。

（無線系の総括管理者）

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民生活部長の職にある者をもってこれに充てる。

（平18訓令28・一部改正）

（管理責任者）

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、市民生活部危機管理防災課長の職にある者をもってこれに充てる。

（平18訓令28・平26訓令8・平30訓令12・一部改正）

（通信取扱責任者）

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の部署に管理者を置く。

(1) 固定系親局及び基地局の通信装置を配備した部署

(2) 固定系遠隔制御装置を配備した幸手消防署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局の施設等の管理及び監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長（相当職を含む。）を、幸手消防署にあっては署長（相当職を含む。）にある者をもってこれに充てる。

(平25訓令12・一部改正)

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（様式第2号）の記載を行うものとする。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法及び関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(関係書類の管理)

第11条 管理責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の検査を受けなければならない。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法は、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、別表第2に掲げる保守点検を行うものとする。

2 予備装置及び予備電池については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

- 3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに別表第2に掲げる責任者に報告するものとする。
(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

- 2 通信訓練は、通信統制訓練並びに住民への通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して、電波法及び関係法令並びに運用細則、無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(勤務時間外及び緊急時における運用)

第16条 勤務時間外に緊急を要する事態が発生したとき、又は発生が予測されるときは、幸手消防署に設置する遠隔制御装置を使用し、幸手消防署の無線従事者が通信及び無線局の運用を行うものとする。

- 2 幸手消防署に設置する遠隔制御装置は、別に定める協定書により運用する。

(平25訓令12・一部改正)

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月31日訓令第28号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行し、改正後の幸手市防災行政用無線局管理運用規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第8号)

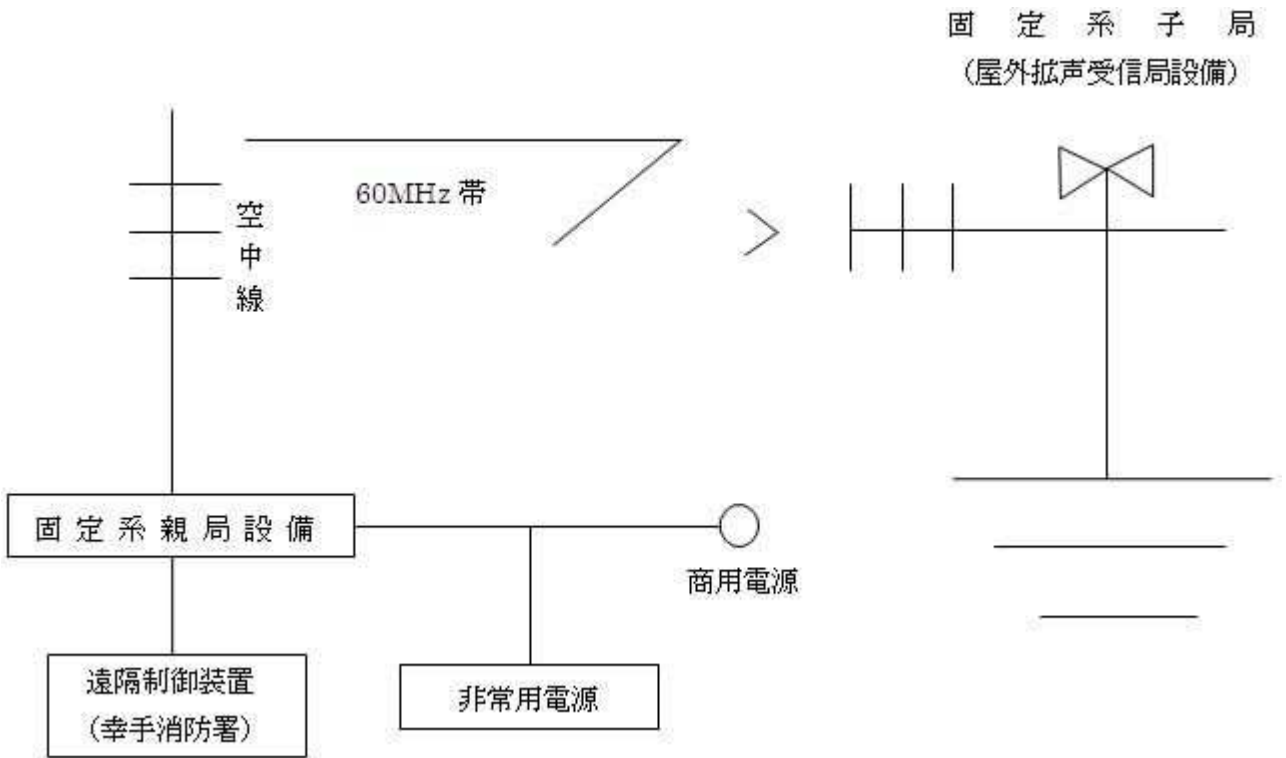
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日訓令第12号)

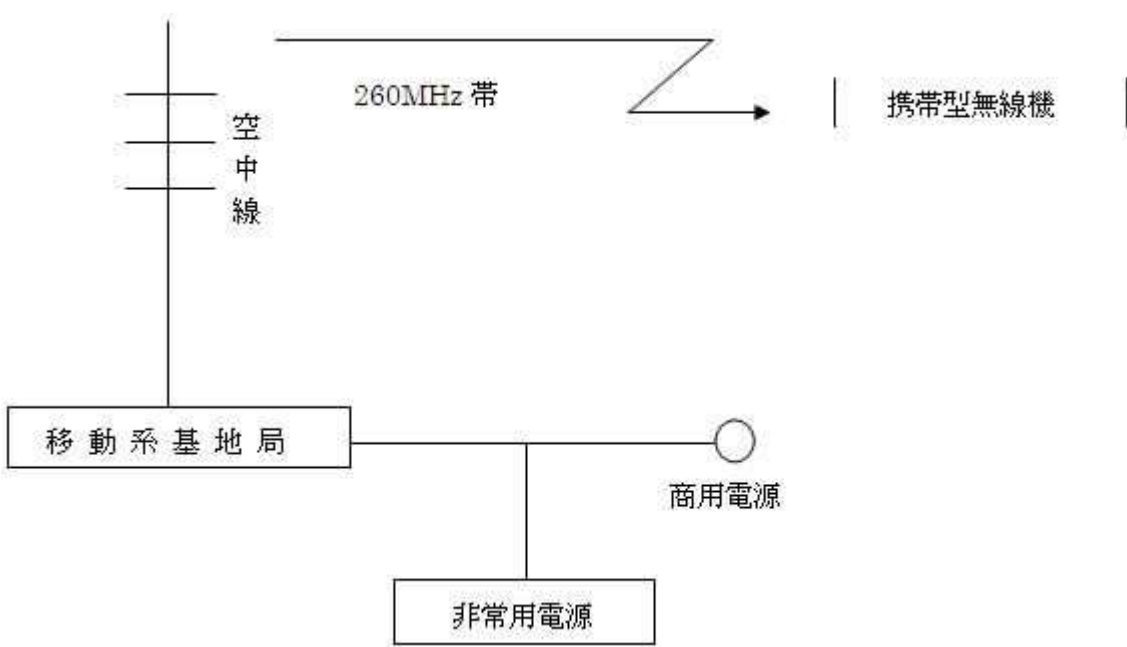
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

無線局の回線構成及び配置
（固定系）



（移動系）



別表第2（第13条関係）

保守点検の種類	保守点検をする無線局の種類	保守点検に使用する無線局点検記録簿の種類	保守点検の責任者
週点検	固定系親局	無線局週点検記録簿（固定系親局） （様式第3号）	通信取扱責任者 又は管理者
四半期点検	固定系親局及び 固定系子局	無線局四半期点検記録簿（固定系） （様式第4号その1）	管理責任者
	基地局	無線局四半期点検記録簿（基地局） （様式第4号その2）	管理責任者
	陸上移動局	無線局四半期点検記録簿（陸上移動局） （様式第4号その3）	管理責任者
年点検	固定系親局	無線局年点検記録簿（固定系親局） （様式第5号その1）	総括管理者
	固定系子局	無線局年点検記録簿（固定系子局） （様式第5号その2）	総括管理者
	基地局	無線局年点検記録簿（基地局） （様式第5号その3）	総括管理者
	陸上移動局	無線局年点検記録簿（陸上移動局） （様式第5号その4）	総括管理者

様式第 1 号（第 8 条関係）

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	免 許 証 の 番 号	選任年月日	備 考

様式第2号（第9条関係）

（その1）

無線業務日誌（固定系）

管 理 責 任 者	管 理 者	通信取扱責任者

年 月 日 曜日

呼出名称		電波の型式		周波数	MHz	空中線電力	W
無線従事者	資格	氏名					
種類	区分	区域 (地区・個別の場合)	延べ通信時間 (分)	通信回数	特記事項 (注1)		
定時・緊急	一斉・地区・個別						
定時・緊急	一斉・地区・個別						
定時・緊急	一斉・地区・個別						
定時・緊急	一斉・地区・個別						
定時・緊急	一斉・地区・個別						
1日の延べ通信時間		時間 分		1日の延べ通信回数		回	
(注1) 1 非常通信の実施状況 2 空電、混信、受信感度の減退等通信状態 (注2) 1 周波数偏差の測定結果とその措置内容 2 機器の故障と原因及び措置 3 規制の指示に対する措置 4 電波法第80条第2号の場合は、その事実 5 その他参考事項				そ の 他 (注2)			

(その2)

無線業務日誌(移動系)

管 理 責 任 者	管 理 者	通信取扱責任者

年 月 日 曜日

呼出名称		電波の型式		周波数		MHz	空中線電力	W
無 線 従 事 者		資 格				氏 名		
相 手 局 呼 出 名 称	延べ通信時間 (分)	通 信 回 数	特 記 事 項 (注1)	相 手 局 呼 出 名 称	延べ通信時間 (分)	通 信 回 数	特 記 事 項 (注1)	
さって				さって				
さって				さって				
さって				さって				
さって				さって				
さって				さって				
1 日 の 延 べ 通 信 時 間		時 間 分		1 日 の 延 べ 通 信 回 数		回		
(注1) 1 非常通信の実施状況 2 空電、混信、受信感度の減退等通信状態 (注2) 1 周波数偏差の測定結果とその措置内容 2 機器の故障と原因及び措置 3 規制の指示に対する措置 4 電波法第80条第2号の場合は、その事実 5 その他参考事項				そ の 他 (注2)				

様式第3号（第13条関係）

無線局週点検記録簿
(固定系親局)通信取扱責任者
(管理者)

点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 の 項 目				結 果
無線装置	電源電圧 V 電流電圧 V				
	電源ランプ 点灯 消灯				
	無線機器動作状態				
	AC電源を切ると予備電源にて動作				
操作卓	選択呼出し(一斉、緊急一斉、個別、群別)の動作				
	空線状態で送信ボタンを押すと占有状態になり送出可能				
	電波発射終了後空線状態				
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力調整				
	無線送出と別に親局だけの拡声の動作				
	音声レベル、信号レベルがVUメーターでの監視				
	AC電源を切るとすべての機器がバッテリーで動作				
附属装置	機能動作				

様式第4号（第13条関係）（その1）

無線局四半期点検記録簿
(固 定 系)

管 理 責 任 者

点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 項 目				結 果
予 備 電 源 装 置	電源ランプ 点 灯 消 灯				
	スターター用蓄電池電圧 V 比重				
	燃料 リットル・潤滑油 リットル				
非 常 灯					
空 中 線 系	送信用 受信用				
子 局 設 備	音 声 試 験	子局No.	結 果	子局No.	結 果

様式第4号（第13条関係）（その2）

無線局四半期点検記録簿
(基 地 局)

管 理 責 任 者

点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
点 検 項 目	結 果	備 考			
電 源 ス イ ッ チ	良 否				
電 源 ラ ン プ	良 否				
電 源 コ ー ド	良 否				
送 信 ラ ン プ	良 否				
音 量 調 整	良 否				
スケルチ調整	良 否				
統 制 機 能	良 否				
プ レ ス ト ー ク	良 否				
感 度	良 否				
外 観	良 否				
そ の 他					
修理、調整等の事項					

様式第4号（第13条関係）（その3）

無線局四半期点検記録簿
(陸上移動局)

管 理 責 任 者

点検年月日	年 月 日		天候			点検者氏名	
呼 出 名 称	点 検 項 目					備 考	
	感 度		プ レ ス ト ー ク	電 源 コ ー ド	空 中 線		給 電 線
	送信	受信					
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	
			良 否	良 否	良 否	良 否	

様式第5号（第13条関係）（その1）

無線局年点検記録簿
(固定系親局)

点検(測定)年月日 年 月 日

総括管理者

測定者

局名(呼出名称)		電波の型式	
周波数		空中線電力	
無線機製造者及び型式			
無線機製造番号	第1号機:	第2号機:	

1 無線機

	点検項目		第1号機	第2号機	備考
1	送信出力	進行	W	W	
		反射	W	W	
2	送信周波数偏差		Hz	Hz	
3	最大周波数偏移		KHz	KHz	
4	スプリアス発射の強度				
5	受信感度		dB	dB	
6	受信周波数偏差		Hz	Hz	
7	総合動作試験				
8	本体外観点検				
9	空中線系点検				

2 統制卓

	点検項目	点検結果		点検項目	点検結果
1	手動通報		6	サイレント動作	
2	一斉通報		7	カセットデッキ動作	
3	個別通報		8	マイクロホン動作	
4	緊急通報		9	ランプチェック	
5	終話通報				

3 電源装置

	点検項目	点検結果		点検項目	点検結果
1	電源電圧 12V	DC V	4	電池液面状況	%
2	蓄電池電圧	DC V	5	発動発電テスト	
3	インバーター電圧	AC V			

4 装置架

	点検項目	点検結果		点検項目	点検結果
1	自動放送装置動作		3	モニター動作	
2	カセットデッキ動作		4	停電時の起動	

5 その他参考事項

--

様式第5号（第13条関係）（その2）

無線局年点検記録簿
(固定系子局)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者

総括管理者

点検項目等		点検結果等	点検結果等	点検結果等
子局番号				
設置場所名				
送信機型式				
空中線電力	進行波	W	W	W
	反射波	W	W	W
送信周波数偏差		Hz	Hz	Hz
スプリアス発射の強度				
電源電圧		DC V	DC V	DC V
S / N 比	上り	dB	dB	dB
	下り	dB	dB	dB
無線放送動作	一括放送			
	個別放送			
自局放送動作				
本部放送優先機能				
停電時動作				
総合動作試験				
外観点検	スピーカ			
	空中線系			
	本体			
筐体等の施錠確認				
機器の清掃				
特記事項				

様式第5号（第13条関係）（その3）

無線局年点検記録簿
(基地局)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者

総括管理者

呼出名称					電波の型式			周波数			空中線電力			
								MHz			W			
製造者及び型式名称								製造番号						
空中線電力					送信周波数偏差			周波数偏移						
進行		反射												
W		W			Hz			KHz						
スプリアス発射の強度 (db)														
F	N-1	N-2	N+1	N+2	1/3F	1/2F	2/3F	3/4F	4/3F	3/2F	5/3F	2F	3F	
受信感度			スケルチ動作				受信周波数偏差				通話テスト			
db			db ～ db				Hz				M			
本体、空中線、制御器各部等の点検				電源、制御、空中線各ケーブル等の点検				予備電源動作			総合動作試験			
特記事項														

資料編-45

1. 條例・要綱・資料編

総括管理者

測定者

総括管理者	

呼 出 名 称														
型 式		定格出力												
製 造 番 号		製造年月												
			C H 1	C H 2	C H 3	C H 1	C H 2	C H 3	C H 1	C H 2	C H 3	C H 1	C H 2	C H 3
送信機	送信出力	進 行	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W
		反 射	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W
	出力安定度													
	周波数偏差		Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz	Hz
受信機	受信感度		db	db	db	db	db	db	db	db	db	db	db	db
	スケルチ動作		∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db	∫ db db
通 話 テ ス ト			M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M
総 合 動 作 試 験														
本体各部等外観点検														
空中線系ケーブル等点検														
機 器 の 清 掃														
特 記 事 項														

資料 1－7 幸手市防災行政用無線局（固定系）運用細則

【第 2 編-86 ページ】

幸手市防災行政用無線局（固定系）運用細則

〔平成 13 年 3 月 26 日〕
市 長 決 裁

幸手市防災行政用無線局（固定系）運用細則（平成 3 年 3 月 31 日決裁）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この細則は、幸手市防災行政用無線局管理運用規程（以下「管理運用規程」という。）第 12 条に定めるもののほか、幸手市防災行政用無線局（固定系）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

第 2 条 通信の種類は、定時通信及び緊急通信とする。

（通信事項）

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常災害に関するもの。
- (2) 人命に関わる事態その他特に緊急かつ重要なこと。
- (3) 市行政の普及及び周知連絡に関するもの。

（通信時間）

第 4 条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時通信は、一般放送及びチャイム放送とし、毎日次に掲げる時間に行う。

ア 3 月から 9 月まで 午後 5 時

イ 10 月から 2 月まで 午後 4 時

- (2) 緊急通信は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき行う。

2 1 回当たりの通信は、3 分以内に行うよう努めなければならない。

（通信の申込み）

第 5 条 通信を申し込む場合の手続は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 各所属長は、所掌の事務で市民に周知する必要があるものについては、あらかじめ防災行政用無線通信依頼書（様式第 1 号）に通信内容等を記入し、管理責任者に提出する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (2) 管理責任者は、防災行政用無線通信依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、通信の可否を決定する。この場合において、通信をしないことを決定したときは、その旨を依頼者に通知しなければならない。

（通信の制限）

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、通信を制限することができる。

（通信の記録等）

第 7 条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載する。

2 管理運用規程第 16 条第 1 項の規定により消防本部の無線従事者が遠隔制御装置を使用して

通信を行った場合は、防災行政用無線通信報告書（様式第2号）を総括管理者に提出するものとする。

（通信の範囲）

第8条 通信の範囲は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 一斉通信 市内全域に通信するもの。
- (2) 地区通信 グループごとに分割して通信するもの。
- (3) 個別通信 各固定系子局に通信するもの。

（通信の方法）

第9条 通信の方法は、次の各号に定める基準による。ただし、緊急事態が発生した場合は、この限りでない。この場合の通信方法は、必要最小限の事項を伝達できるものでなければならない。

- (1) 必要のない通信は、行わない。
- (2) 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (4) 通信は、正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。
- (5) 通信の方法は、原則として次により行う。

ア 呼出し（一斉・地区・個別）

（例） 「こちらはぼうさいさつてです。（1～2回）・・・（通信内容）
・・・「以上で終わります。こちらはぼうさいさつてです。（1～2回）」

イ 呼出しの簡素化

呼出しを行う場合において、確実に連絡設定が認められるときは、「こちらは」及び自局の呼出名称を省略することができる。

これらの事項を省略した場合は、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

幸手市防災行政無線局（固定系）運用細則第3条の運用

号	放送事項	内容	備考
第1号	地震、台風等の非常事態に関すること	○ 地震予知関連情報 ○ 警戒宣言の発令、解除 ○ 地震の発生と注意及び指示 ○ 気象情報（警報のみ）洪水予報、水防警報等 ○ 災害対策活動状況（災害対策本部の設置、解散、活動体制、防災関係機関との応援状況等） ○ その他、災害対策本部の決定した事項	特に重要と判断した時 （当市に影響のあるもの）
第2号	人命、その他特に緊急重要なこと	○ 大規模火災の情報 ・ 養護施設、救急指定病院等の火災発生 「養護施設」・・・幸手学園、栄現寮、平野の里、しらさぎ苑 「救急指定病院」・・・秋谷病院、堀中病院 ・ 公共施設及びデパート等の特定多数集まる施設 ・ 密集地で他に延焼のおそれのあるもの ○ 大規模火災に伴う避難誘導 ○ ガス滞留に伴う避難誘導 ○ 火災警報の発令、解除 ○ 迷子、行方不明者のおたずね（警察から依頼のあったもの） ○ その他、特に市長が認めるもの	放送は地区単位で行う
第3号	市行政の普及及び周知連絡に関すること	○ 定時放送 ○ 光化学スモッグに関するもの（注意報、警報） ○ 交通安全に関するもの ・ 交通事故防止特別対策、全国交通安全運動（春・秋の初日） ○ 渇水時の節水、給水制限等のお願い（午前、午後各1回） ○ 選挙に関する啓発、投票棄権防止等（午前、午後各1回） ○ 全国火災予防運動（春・秋の初日） ○ 防災訓練に関するもの	定時放送の内容は別紙参照

様式第 1 号（第 5 条関係）

防 災 行 政 用 無 線 通 信 依 頼 書

総 括 管 理 者	管 理 責 任 者	通信取扱責任者

依頼年月日	年 月 日	依頼者	職 名	
			氏 名	印
件 名				
通 信 日 時	年 月 日 () 時 分			
通 信 区 域	A 一 斉			
	B 地 区 (地区名)			
	C 個 別 (子局No.)			
通 信 文				
1 通信文は簡潔にしてください。			※	
2 ※印欄は記入しないでください。			処 理	担当者

資料1－8 幸手市被災建築物応急危険度判定要綱

【第2編-175ページ】

幸手市被災建築物応急危険度判定要綱

平成27年3月31日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による被災建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 幸手市被災建築物応急危険度判定実施本部 市長が応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定の実施を決定した際に、判定業務を総括する本部をいう。
- (3) 埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部 判定の実施を支援するために、埼玉県の判定所管課に設置される本部をいう。
- (4) 応急危険度判定士 判定の業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき埼玉県知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が認める者をいう。
- (5) 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、幸手市被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）、埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「判定支援本部」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により設置される災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(震前対策)

第3条 市長は、円滑な判定を実施するため、埼玉県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

3 判定に係る事務の所管課は、建設経済部建築指導課とする。

(判定実施の決定)

第4条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(判定実施本部の設置)

第5条 前条の規定に基づき判定の実施を決定したときは、建設経済部建築指導課に判定実施本部を設置するものとする。

2 前項の判定実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 判定実施本部長 建設経済部長

(2) 判定実施副本部長 建設経済部建築指導課長

3 判定実施本部は、判定の実施に当たって、判定支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

(判定計画)

第6条 判定実施本部長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員等を定めた判定計画を定めるものとする。

2 前項の判定計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第7条 市長は、判定実施本部の設置をしたときは、埼玉県知事に速やかに連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、前条第1項に規定する判定計画の策定から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部長は、判定支援本部の長に対して現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議又は調整するものとする。

(判定体制の周知)

第8条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報活動等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第9条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(応急危険度判定コーディネーターの任命)

第10条 市長は、判定実施本部と応急危険度判定士との連絡調整及び応急危険度判定士に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び応急危険度判定士のうちから必要な者を応急危険度判定コーディネーターに任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第11条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等)

第12条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第13条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(他市町村への支援等)

第14条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、判定支援本部等から判定に係る支援要請があったときは、速やかに対応するものとする。

(判定活動等における補償)

第15条 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させるときは、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第16条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 1－9 災害弔慰金の支給等に関する条例

【第 2 編-187 ページ】

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 9 月27日

条 例 第 2 7 号

改正 昭和50年 9 月19日条例第23号 昭和52年 4 月 1 日条例第 8 号
昭和53年 6 月22日条例第16号 昭和56年10月 1 日条例第10号
昭和57年12月22日条例第29号 昭和62年 3 月16日条例第 5 号
平成 3 年12月26日条例第29号 令和元年 5 月14日条例第 2 号
令和元年12月19日条例第17号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(令元条例2・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(令元条例2・一部改正)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例2・令元条例17・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年9月19日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年10月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成3年12月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (令和元年5月14日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－10 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【第2編-187ページ】

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年9月27日

規則第10号

改正 昭和57年12月22日規則第40号 平成元年9月27日規則第24号
令和4年3月31日規則第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年幸手町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

- 第6条** 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）においてほかの市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過するまでに提出しなければならない。

（調査）

- 第7条** 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

- 第8条** 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

- 第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

- 第10条** 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

- 第11条** 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

- 第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するもの

とする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月22日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年9月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日			性別	男 ・ 女		
傷 病 名				負傷発病年月日			年 月 日			
障害の部位				初 診 年 月 日			年 月 日			
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日			年 月 日			
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関 節 運 動 範 囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
	右									
	左									
上記のとおり診断します。 郵便番号_____電話番号_____番 局 病院又は 所在地_____ 診療所の 名 称_____ 診療担当者 氏 名										

様式第2号

災害援護資金借入申込書

受付日				受付番号				受付者				貸付番号						
被災日時		年 月 日 時						災害名										
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害						被害場所										
返す方法		年 賦						いつまでに返せますか		年 月 (回)								
借入申込者について	フリガナ		氏 名						男 ・ 女		年 月 日生 (歳)							
	フリガナ										郵便番号		電話番号					
	現住所		(方)						〒		局 番							
	本籍								勤務先の名称と所在地									
	職業																	
	世帯の状況と収入	氏 名		世帯主との続柄		年 齢		健 否		職 業		収入 (月収)		勤務先・学校名				
収入合計 円										支出合計 円								
資産の状況	土地		(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²						住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居							
	建物		(1)自宅 m ² (2)その他 m ²						生活保護		年 月 日より受給 (生住教医)							
	負債		(内容)						(金額)		円							
連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏 名								男 女		年 月 日生 (歳)							
	現住所								本籍地									
	職業		月収 円						申込者との関係				家族数		人			
	資産	土地		(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²						勤務先	名 称							
		建物		(1)自宅 m ² (2)その他 m ²							所在地		電話 局 番					
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況 (有・無) (状況)																		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無 (有・無)																		
資金の使途	資金の使い方総額 円										資金の内訳 合計 円							
	に 円										災害援護資金で 円							
	に 円										手持資金 で 円							
	に 円										その他 (円)							
	に 円																	

被害状況	被災時の具体的状況						負傷	全治	カ月	
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊					
	被害状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額			
		和だんす			婦人用腕時計					
		整理だんす			畳（畳中で畳が被害）					
		洋服だんす								
		鏡台			障子					
		腰掛机			ふすま					
		本箱・本だな								
		食器・戸だな			小計					
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財					
		げた箱								
		照明器具								
		じゅうたん								
		扇風機								
		石油ストーブ								
		電気やぐらこたつ								
		電気冷蔵庫								
		電気・ガス炊飯器								
		電気洗たく器								
		電気掃じ機								
		ミシン								
		電気アイロン								
		自転車								
		テレビ								
		ラジオ								
	柱時計									
	目覚し時計			小計						
紳士用腕時計			合計							
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日 借入申込者 上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 (あて先) 幸手市長										

様式第3号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長 印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。
(不承認の理由)

様式第5号

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人 住 所

氏 名



保証人 住 所

氏 名



様式第6号

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

(あて先) 幸手市長

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃 金額

様式第7号

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連帯保証人 住 所
氏 名

(あて先) 幸手市長

申 請 の 理 由 (具体的に)					
貸 付 の 条 件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1 3 年 2 5 年		希望猶予 期 間 等	ケ月 ただし
	償還方法	年 賦			年 月 日 第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支 払 猶 予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

様式第8号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長



支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあつた償還金の支払猶予については、次の通り承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	ヵ月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長



支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。
(不承認の理由)

様式第10号

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連帯保証人 住 所
氏 名

(あて先) 幸手市長

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額 円					
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的理由					

様式第 1 1 号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長 

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第 12 号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認
となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）
に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願いま
す。

様式第13号

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年 賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部一部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係			職 業	
	勤務先及び所在地				
借受の人相又は続は人	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との関係	
	職 業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 （あて先）幸手市長					

様式第 14 号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長 

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号

幸発第 号
年 月 日

様

幸手市長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名 （あて先）幸手市長				

(参考) 規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査表					決定番号		
死亡に関する事項	フリガナ				男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生	
	死亡した者の氏名						
	死亡した年月日	年 月 日			住所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所		
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所			備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日			支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名			続 柄	支給金額	
						円	
		住所					
	先順位者の有無	有 ・ 無			同順位者の有無	有 ・ 無	
先順位者又は他の同順位者に支給しなかつた理由				支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無		
備考	支給した職員						

資料 1－1 1 幸手市災害見舞金等支給条例

【第 2 編-188ページ】

幸手市災害見舞金等支給条例

昭和61年 9 月26日

条 例 第 3 9 号

改正 昭和63年 3 月30日 条例第10号 平成 3 年10月 8 日 条例第25号

平成13年 7 月13日 条例第21号 平成24年 3 月16日 条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象災害)

第 2 条 この条例の対象となる災害は、火災、風水害、地震その他の災害とする。

(対象者)

第 3 条 見舞金等の支給対象者は、災害発生時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載された者で、次の各号に掲げる被災の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 死亡の場合 災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者
- (2) 重傷の場合 本人
- (3) 住宅が全焼又は全壊の場合 居住者
- (4) 住宅が半焼又は半壊の場合 居住者
- (5) 住宅が床上浸水の場合 居住者

(見舞金等の額)

第 4 条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。ただし、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、支給額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 死亡者 1 人につき100,000円
- (2) 重傷者 1 人につき40,000円
- (3) 住宅の全焼又は全壊 1 世帯につき100,000円
- (4) 住宅の半焼又は半壊 1 世帯につき40,000円
- (5) 住宅の床上浸水 1 世帯につき20,000円

(申請)

第 5 条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害により被害を受けた日から30日以内に被災証明書又は医師の診断書を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

(差額の支給)

第 6 条 第 4 条第 2 号に該当することにより見舞金等の額を決定した後において、負傷の程度が加重して同条第 1 号に該当することとなつたときは、その差額を支給する。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、これを取り消すことができる。

(1) 災害の原因が被災者の故意によるものであるとき。

(2) 偽りその他不正の手段によつて見舞金等の支給を受けたとき。

(見舞金等の返還)

第8条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等がすでに支給されていたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月8日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年9月19日から適用する。

附 則 (平成13年7月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料 1－12 幸手市災害見舞金等支給条例施行規則

【第2編-188ページ】

幸手市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和61年9月26日

規則第23号

改正 昭和63年3月31日規則第7号 平成3年8月30日規則第25号
平成6年3月28日規則第9号 平成8年7月31日規則第13号
平成13年7月13日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、幸手市災害見舞金等支給条例（昭和61年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害の種類)

第2条 条例第2条のその他の災害とは、雷雨、竜巻、突風、雪害及び空中からの落下物による災害とする。

(被災の種類及び基準)

第3条 条例第3条各号に規定する被災の種類及び基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡とは、災害が原因で死亡し、死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被災発生日から30日以内に死亡した者とする。
- (2) 重傷とは、災害のため負傷し、医師の診断書による療養期間が30日以上となる者とする。
- (3) 住宅の全焼又は全壊とは、その住宅が70パーセント以上焼失若しくは損壊したとき、又は70パーセントには達しないがその住宅を改築しなければ再び住宅として使用できないときとする。
- (4) 住宅の半焼又は半壊とは、その住宅が20パーセント以上70パーセント未満焼失又は損壊し、その残存部分に補修を加えなければ再び住宅として使用できないときとする。
- (5) 床上浸水とは、浸水がその家屋の床以上に達したとき、又は土砂等のたい積のため、一時的にその家屋に居住することができないときとする。

(申請)

第4条 条例第5条の規定による申請は、被災届（様式第1号）、死亡届（様式第2号）又は負傷届（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 条例第5条ただし書の申請しがたい特別の理由とは、災害によつて被災を受けた世帯（決定通知書）

第5条 市長は、見舞金等の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(台帳の備付け)

第6条 市長は、見舞金等の支給事由、支給額等を明らかにするため、見舞金等支給台帳（様式第5号）を備えるものとする。

附 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年8月30日規則第25号）

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成8年7月31日規則第13号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の幸手市災害見舞金等支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金等から適用し、同日前に発生した災害等に係る見舞金等については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月13日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

被 災 届

年 月 日

幸手市長 様

住所
申請者
氏名

幸手市災害見舞金等支給条例第5条の規定により届けます。

1 被災者氏名	
2 現住所	
3 被災年月日	
4 災害発生原因	
5 災害の程度	

備 考

- 被災証明書を添付すること。
- この届書は、災害を受けた日から30日以内に提出すること。

様式第2号（第4条関係）

死 亡 届

年 月 日

幸手市長 様

住所
申請者
氏名

幸手市災害見舞金等支給条例第5条の規定により届けます。

1 現 住 所	
2 死 亡 者 氏 名	
3 申請者との続柄	
4 病 名	
5 死 亡 の 日 時	
6 死 亡 の 原 因	
7 死 亡 の 場 所	

備 考

- 1 医師の診断書を添付すること。
- 2 この届書は、災害を受けた日から30日以内に提出すること。

様式第3号（第4条関係）

負 傷 届

年 月 日

幸手市長 様

住所
申請者
氏名

幸手市災害見舞金等支給条例第5条の規定により届けます。

1 現 住 所	
2 負 傷 者 氏 名	
3 申請者との続柄	
4 負 傷 年 月 日	
5 負 傷 の 程 度	
6 負 傷 の 場 所	
7 負 傷 の 原 因	

備 考

- 1 医師の診断書を添付すること。
- 2 この届書は、災害を受けた日から30日以内に提出すること。

様式第4号（第5条関係）

災害見舞金等支給決定通知書

年 月 日

様

幸手市長 ㊟

先に申請のあつた災害見舞金等の支給について、幸手市災害見舞金等支給条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

被災内容	支給額

備考 支給決定日から30日以内に、本決定通知書と印かんを持ってご来庁ください。

様式第5号（第6条関係）

見舞金等支給台帳

受付番号	受付年月日	被災者		申請者		金額	被災内容	支給年月日
		氏名	住所	氏名	住所			

2. 情報通信

資料2-1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 消防機関

名 称	電話番号
埼玉東部消防組合消防局	0480-21-0119
幸手消防署	0480-42-9119
西救急ステーション	0480-43-6966

(2) 埼玉県及び県機関

名 称	電話番号
危機管理防災部危機管理課	048-830-8121
危機管理防災部危機管理課 夜間連絡先（当直室）	048-830-8111
危機管理防災部消防課	048-830-8151
幸手警察署	0480-42-0110
久喜警察署	0480-24-0110
幸手保健所	0480-42-1101
利根地域振興センター	048-555-1110
春日部農林振興センター	048-737-2134
中央家畜保健衛生所	048-663-3071
杉戸県土整備事務所	0480-34-2381
東部教育事務所	048-737-2727

(3) 指定地方行政機関

名 称	電話番号
農林水産省関東農政局 企画調整室	048-740-0304
関東運輸局埼玉運輸支局	048-624-1835
熊谷地方気象台 防災担当	048-521-5858
厚生労働省埼玉労働局 春日部労働基準監督署	048-735-5471
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	048-669-1200
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	0480-52-3952
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	04-7125-7311

(4) 自衛隊

名 称	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	048-663-4241

(5) 指定公共機関

名 称		電話番号
日本郵便（株）幸手郵便局		0480-42-0648
東京電力パワーグリッド（株）春日部支社	平日の日中	048-638-2808
	休日・夜間	0120-995-007
東日本電信電話（株）埼玉事業部		048-626-6623
日本赤十字社埼玉県支部		048-789-7117

(6) 指定地方公共機関

名 称	電話番号
東武鉄道（株）幸手駅	0480-42-0126
幸手都市ガス（株）	0480-42-4311

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名 称	電話番号
埼玉みずほ農業協同組合	0480-44-2161
北葛北部医師会	0480-42-4488
幸手薬剤師会	0480-40-5343

資料2-2 防災行政無線固定系局一覧

【第2編-84ページ】

個別 番号	設 置 場 所	個別 番号	設 置 場 所
101	幸手市役所（増強アンプ）	417	六軒稲荷神社（増強アンプ）
102	北公民館	418	榎野地子の権現社（増強アンプ）
103	旧第4分団一部機具庫	419	細野神社
104	第一浄水場	420	南杉山集会所（増強アンプ）
105	ふれあい農園	421	下沢香取神社
106	寶持寺裏線路脇	422	東川集会所
107	幸手中学校（増強アンプ）	423	一ツ谷香取神社（増強アンプ）
108	幸手市営住宅幸団地	424	中島排水機場
109	第一保育所	425	西関宿蓮華院
110	東第二児童公園	501	外郷内集落農業センター
111	旧埼玉県幸手教職員住宅	502	轡瀬公民館
112	幸手小学校（増強アンプ）	503	上株集落センター
113	農協低温常温農業倉庫	504	神扇集会所
114	天神町自治会館（増強アンプ）	505	平野香取神社前
115	さくら小学校（増強アンプ）	506	中野神社
116	幸手スカイハイツ	507	中野集会所
117	東五丁目二区公園	508	長間第二揚水機場
201	ひばりヶ丘桜泉園	509	長間集会所（増強アンプ）
202	権現堂集落農業センター（増強アンプ）	510	蛭子集会所
203	神明内集落センター	511	長間玉子小橋先
204	倉新田集会所	512	八代小学校（増強アンプ）
205	木立共興集会所	513	平須賀中株集落農業センター
206	上吉羽集落農業センター	514	吉岡株文珠院
207	権現堂第一揚水機場	515	天神島
208	神明内香取神社	516	戸島香取神社
209	老人福祉センター	517	安戸集会所（増強アンプ）
210	轡瀬集会所	518	第二保育所（旧栄中学校）
211	神明内集会所	519	幸手領第二揚水機場
212	赤木集会所	520	戸島大橋先
301	南1丁目自治会館	601	外国府間集落農業センター（増強アンプ）
302	さつき会館脇	602	外国府間交差点脇
303	幸南会館	603	行幸湖入口国道脇
304	南けやき台公園（増強アンプ）	604	高須賀常福寺入口
305	大蔵会館	605	松石集会所（増強アンプ）

個別 番号	設 置 場 所	個別 番号	設 置 場 所
306	織部会館	606	行幸小学校（増強アンプ）
307	幸手領第一揚水機場	607	千塚稻荷神社
308	茨島自治会館	608	千塚神社
309	南 3 丁目 3 番	609	下千塚集会所
310	上高野一丁目第一公園	610	円藤内児童公園
401	西関宿大六天神社	611	西公民館
402	三田集会所（増強アンプ）	701	千塚南公園
403	中島集会所	702	千塚西公園
404	宇和田公園	703	下川崎公園
405	上宇和田稲荷神社	704	西中学校（増強アンプ）
406	上宇和田集会所	705	旧農協中川崎倉庫
407	中新田公民館	706	中五丁目小公園（増強アンプ）
408	九郎右衛門集会所	707	中川崎香取神社（増強アンプ）
409	花島大六天様	708	中五丁目二区集会所
410	下吉羽祖師堂	709	香日向調節池
411	下吉羽香取神社前	801	中央公民館（増強アンプ）
412	仁階集会所	802	東武中央公園
413	吉田小学校（増強アンプ）	803	幸手団地
414	東公民館	804	幸手污水中継ポンプ場（増強アンプ）
415	高須賀会館	805	幸手団地南（増強アンプ）
416	北杉山集会所		

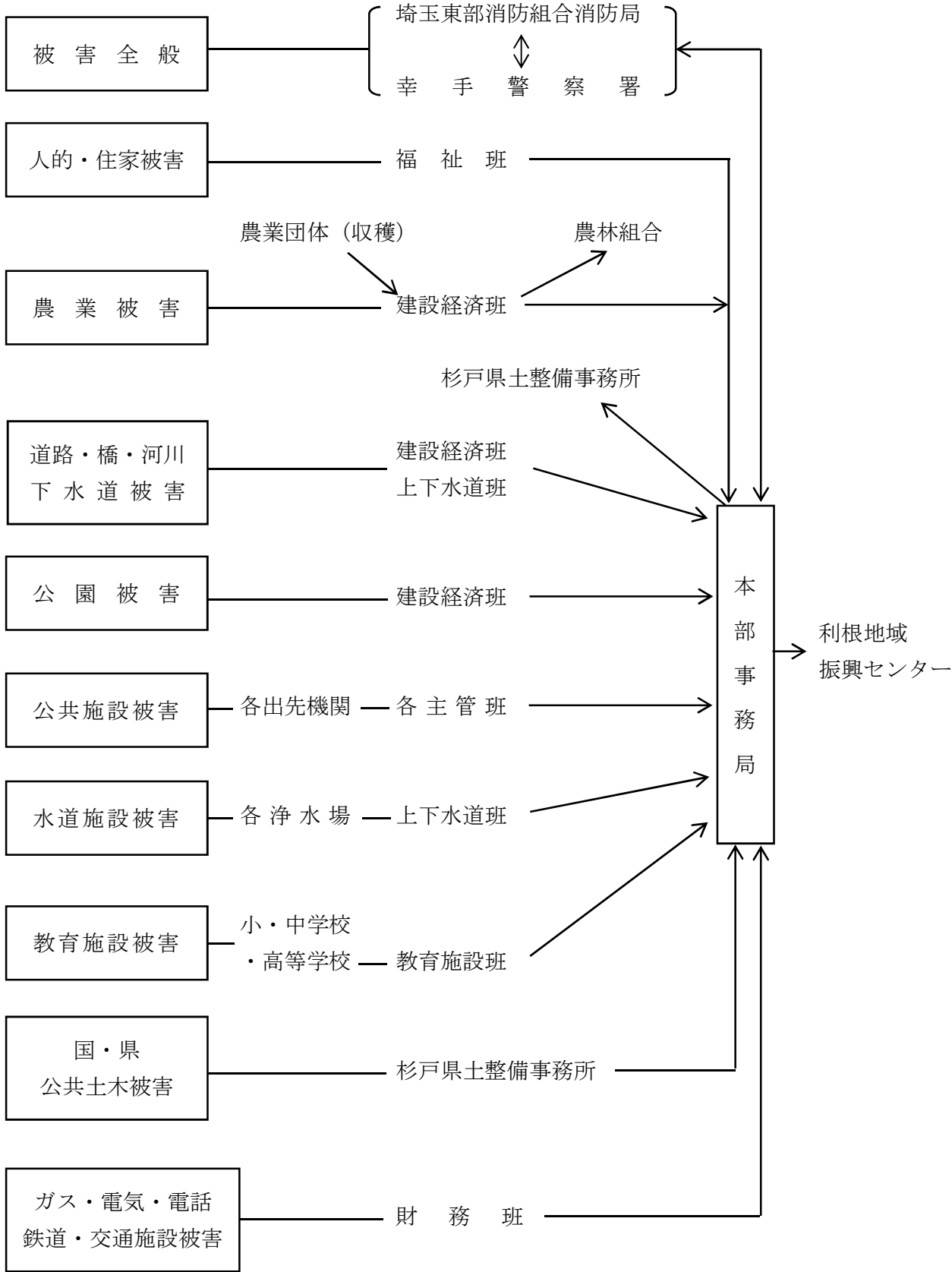
資料2-3 防災行政無線移動系局一覧

【第2編-84ページ】

呼出名称	所 属 名	呼出名称	所 属 名
2 0 1	幸手小学校	5 0 1	第1保育所
2 0 2	権現堂川小学校	5 0 2	第2保育所
2 0 3	上高野小学校	5 0 3	第3保育所
2 0 4	吉田小学校	5 0 4	児童館
2 0 5	八代小学校	7 0 1	災対本部携帯7 0 1
2 0 6	行幸小学校	7 0 2	災対本部携帯7 0 2
2 0 7	さかえ小学校	7 0 3	災対本部携帯7 0 3
2 0 8	長倉小学校	7 0 4	まちづくり事業課運用1
2 0 9	さくら小学校	7 0 5	道路河川課運用1
2 1 0	旧香日向小学校（図書館香日向分館）	7 0 6	道路河川課運用2
2 2 1	幸手中学校	7 0 7	道路河川課運用3
2 2 2	東中学校	7 0 8	都市計画課運用1
2 2 3	西中学校	7 0 9	都市計画課運用2
2 3 1	平須賀南公園管理棟	7 1 0	農業振興課運用1
2 4 1	幸手桜高等学校	7 1 1	農業振興課運用2
3 0 1	アスカル幸手	7 1 2	教育総務課運用1
3 0 2	ウェルス幸手	7 1 3	教育総務課運用2
3 0 3	老人福祉センター	7 1 4	環境課運用1（ひばりヶ丘桜泉園）
3 0 4	コミュニティセンター	7 1 5	水道部運用1
3 0 5	B & G 海洋センター	7 1 6	水道部運用2
3 0 6	武道館（くらし防災課）	7 1 7	水道部運用3
3 0 7	幸手市水道部	7 1 8	幸手消防署西救急ステーション 運用1
3 0 8	ひばりヶ丘桜泉園	7 1 9	幸手消防署運用2
4 0 1	中央公民館		
4 0 2	西公民館		
4 0 3	東公民館		
4 0 4	南公民館		
4 0 5	北公民館		
4 0 6	図書館		

資料2-4 被害状況収集報告系統図

【第2編-92ページ】



資料2-5 確定報告記入要領

【第2編-93ページ】

※本資料は様式8、9、10記入時に参照する。

区 分	基 準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

区 分	基 準
非住家被害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

区 分	基 準
	11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料2-6 災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

【第2編-94ページ】

別紙

令和4年10月24日
埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、国による統一指針が示されるまでの間に県内で災害が発生し、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるもの。
- (2) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者。
- (3) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (4) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

「氏名等の公表が救出・救助活動等の効率化、円滑化に資する場合」、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	救出・救助活動等の効率化・円滑化	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 行方不明者	○	制限なし	同意 (例外:連絡が取れない場合等)※2	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
死者	△	制限なし	同意	公表	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメイン・ポリシー、ストーキング行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(大字まで)、年代

注 1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

注 2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

- | | |
|-------------|--|
| (1) 県 | 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等 |
| (2) 市町村 | 安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等 |
| (3) 警察・消防機関 | 県及び市町村との情報共有 等 |



8 その他

- 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

資料2-7 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

【第5編-6ページ】

「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「災害時における放送要請に関する協定書」（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、放送要請の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の依頼先）

第2条 県各部局は、協定第2条にいう事態において、放送機関に放送を求める必要がある場合は、災害対策本部（以下「本部」という。）統括部〔本部設置時以外の時（以下「通常時」という。）においては、危機管理防災部消防防災課〕に対し、放送の要請を依頼する。

2 通常時の夜間及び休日等において放送を要請する場合は、危機管理防災部当直員に対し、依頼する。

（放送要請の手続き）

第3条 本部統括部は、県各部局から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、放送要請の手続きをとるものとする。

2 通常時における放送要請の手続きは、危機管理防災部消防防災課が行う。

3 通常時の夜間及び休日等において、県各部局から要請があった場合は、危機管理防災部当直員は危機管理防災部消防防災課に対し、放送要請の手続きを依頼する。

（要請文の作成）

第4条 本部統括部又は危機管理防災部消防防災課は、要請文（別記様式1）を作成する。

（放送要請の決定）

第5条 放送要請は、本部長（知事）が決定する。

2 通常時の夜間及び休日等の場合で、緊急を要する場合は、危機管理防災部長が決定する。

（要請文の伝達方法）

第6条 本部統括部報道班又は報道長は、別表1又は2により有線電話により放送機関へ伝達する。ただし、通常時の夜間及び休日等において緊急を要する場合には、消防防災課から放送機関に直接伝達することができるものとする。

（市町村の放送要請）

第7条 市町村が災害対策基本法第57条の規定に基づき放送の要請を行う場合は、原則として県を経由〔知事に要請依頼〕するものとする。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村は直接放送機関に対し、要請することができるものとする。

- 2 県に対し放送の要請を依頼する場合の要請依頼先は、第2条に準じることとし、要請依頼文は別記様式2により行うこととする。

(放送機関の対応)

第8条 県から放送の要請を受けた放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をその都度自主的に決定し放送する。

- 2 放送機関は、第7条ただし書きによる市町村からの直接要請についても可能な限り放送するものとする。

様式2 市町村 放送要請依頼用紙

市町村名

【件 名】 放送要請について（依頼）

____年____月____日（____）____：____
市町村災害対策本部 発第 _____号

【本 文】 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

1 要請理由

<チェック欄>

- (1) 避難指示、警報等の周知徹底を図るため
(2) 災害時の混乱を防止するため
(3)

☐
☐
☐

2 放送事項

_____ について
(別紙のとおり)

3 放送希望日時<チェック欄>

- (1) 直ちに ☐
(2) 日時 ☐ ____月____日（____）____：____

4 その他

5 連絡先

課 所 名	担 当 名	職・氏名	電話／メールアドレス
			TEL - - 内線 無線番号 E-mail

別 紙

[illegible]

3. 避難

資料3-1 避難場所一覧

【第2編-121, 146ページ】

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所

No	種別	名称	所在地 (幸手市)	電話 (0480)	指定緊急 避難場所		指定避難所		敷地面積 (㎡)	グラウンド 等面積 (㎡)	収容 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	避難 可能人員 (人)
					地震	洪水	地震	洪水					
1	△	幸手小学校	中3-11-41	42-0042	○	○ (2F)	○	○ (2F)	20,628	8,540	1,028	514	10,314
2	△	権現堂川小学校	大字神明内570	48-0950	○	○ (2F)	○	○ (2F)	20,660	12,400	600	300	10,330
3	△	上高野小学校	大字上高野1009	42-0350	○	○ (2F)	○	○ (2F)	26,620	15,100	600	300	13,310
4	△	吉田小学校	大字惣新田3159	48-1042	○	○ (2F)	○	○ (2F)	22,680	12,280	1,000	500	11,340
5	△	八代小学校	大字平須賀1-14	48-0960	○	○ (3F)	○	○ (3F)	19,617	10,180	600	300	9,809
6	△	行幸小学校	大字円藤内460-2	42-0349	○	○ (3F)	○	○ (3F)	20,163	13,646	560	280	10,082
7	△	さかえ小学校	栄2-90	43-1509	○	○ (3F)	○	○ (3F)	15,988	6,655	593	297	7,994
8	△	長倉小学校	大字下川崎242	42-7746	○	○ (3F)	○	○ (3F)	21,642	15,000	830	415	10,821
9	△	日本保健医療大学 幸手北キャンパス	大字幸手1961-2	40-4848	○	○ (3F)	○	○ (3F)	22,039	11,883	1,018	509	11,020
10	△	さくら小学校	大字幸手72	43-0623	○	○ (3F)	○	○ (3F)	21,573	12,347	711	356	10,787
11	△	幸手看護専門学校	香日向4-5-1	31-7121	○	○ (3F)	○	○ (3F)	15,000	8,150	860	430	7,500
12	○	幸手中学校	北1-7-4	42-0203	○	○ (2F)	○	○ (2F)	36,141	13,502	1,765	883	18,071
13	○	東中学校	大字平須賀2912-3	48-0954	○	○ (2F)	○	○ (2F)	30,636	17,049	1,642	821	15,318
14	○	西中学校	大字下川崎387	43-4611	○	○ (3F)	○	○ (3F)	38,342	18,719	1,854	927	19,171
15	△	幸手桜高等学校	北1-17-59	42-1303	○	○ (2F)	○	○ (2F)	49,928	23,426	1,459	730	24,964
16		旧吉田幼稚園	大字惣新田1478	48-1082	○				9,320	5,000	1,176	588	4,660
17	△	中央公民館	緑台2-1-7	42-5156	○		○		3,049	—	810	405	1,525
18	△	東公民館	大字下宇和田58-6	48-0013	○		○		7,298	—	1,248	624	3,649
19	△	西公民館	大字千塚117	43-0881	○		○		4,412	—	1,015	508	2,206
20	△	南公民館	大字上高野1194	43-6053	○		○		5,056	—	1,354	677	2,528
21	△	北公民館	大字内国府間867	42-6221	○		○		5,590	—	1,593	797	2,795
22	△	老人福祉センター	大字木立1513	47-1126	○		○		13,265	—	1,320	660	6,633
23	△	コミュニティセンター	香日向4-5-2	43-9390	○		○		3,698	—	842	421	1,849
24	△	海洋センター	大字木立1779-3	48-0220	○		○		9,003	—	1,102	551	4,502
25	△	武道館	大字幸手1957-1	43-0190	○		○		1,920	—	1,323	662	900
26	△	図書館	緑台2-5-25	42-0169	○		○		3,460	—	1,461	731	1,730
27	△	市民文化体育館 (アスカル幸手)	大字平須賀2380-1	48-0048	○	○ (2F)	○	○ (2F)	26,835	—	10,521	5,261	13,418
28		千塚西公園	香日向3-13	—	○				20,011	20,011	—	—	10,006
29		県営権現堂公園 2 号公園	大字内外国府間 170番地	—	○				114,000	114,000	—	—	57,000
30		県営権現堂公園 3 号公園	大字権現堂996番 地	—	○				15,000	15,000	—	—	7,500
31		県営権現堂公園 4 号公園	大字内国府間887 番地3	—	○				133,000	133,000	—	—	66,500
32		幸手総合公園	大字木立1779-1	48-2250	○				102,280	102,280	—	—	51,140
33		東埼玉総合病院 (駐車場)	大字吉野517-5	40-1131	○					5,879	—	—	2,940
34	◎	保健福祉総合センター (ウェルス幸手)	大字天神島1030-1	42-8435	○	○ (2F)			13,554	—	6,360	3,180	6,777
35	△	日本保健医療大学 幸手南キャンパス	大字平須賀2-555	48-5806	○	○ (2F)	○	○ (2F)	51,810	24,002	2,705	1,353	25,905

種別：◎防災中枢副拠点 ○防災地区拠点 △指定避難所

(2) 福祉避難所

福祉避難所とは、災害発生時に一般の避難所での生活に支障をきたす要配慮者（災害時に自力で避難することが困難な者、また災害時の避難所生活等にあたり大きな支障があり、特段の手助けが必要な者をいう。）を受け入れるため、特別の配慮がなされた避難所のことです。

受入れの対象となるのは、高齢者や障がい者など、一般の避難所において何らかの特別な配慮を必要とし、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等への入所には至らない程度の方です。

なお、福祉避難所は、一般の指定避難所とは異なり、災害発生時に必要に応じて開設される「二次避難所」で、災害発生後すぐに開設される避難施設ではありません。

名 称	所 在 地	電話番号
幸手市老人福祉センター	幸手市大字木立1513	0480-47-1126
障害者自立支援施設 さくらの里	幸手市大字千塚10-1	0480-43-3456
障害者自立支援施設 なのはなの里	幸手市東3-9-21	0480-40-5106
障害者支援施設あやめ寮	幸手市大字平野920	0480-48-1271
あやめ壺番館	幸手市大字円藤内236-1	0480-44-1855
あやめ式番館	幸手市大字上高野925-1	0480-44-1855
幸手学園	幸手市大字上宇和田148-4	0480-48-2424
介護老人福祉施設 しらさぎ苑	幸手市大字下吉羽1250-1	0480-48-6699
介護老人福祉施設 桜楓苑	幸手市大字平須賀2-225	0480-47-1200
介護老人福祉施設 ひらすかの郷	幸手市大字平須賀2-224	0480-47-3500
特別養護老人ホーム さつての里	幸手市大字松石6	0480-43-5111
特別養護老人ホーム みゆきの里	幸手市大字松石220-2	0480-43-7671

資料3-2 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

【第2編-98, 136, 181、第3編-11ページ】

(1) 医療機関

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
牛村病院	幸手市中5-4-51	0480-42-0025
東武丸山病院	幸手市南2-2-13	0480-42-0710
東埼玉総合病院	幸手市大字吉野517-5	0480-40-1311
堀中病院	幸手市東3-1-5	0480-42-2081
いいじまクリニック	幸手市大字幸手2061-2	0480-40-5100
石塚医院	幸手市北3-10-20	0480-43-7777
入江こどもクリニック	幸手市大字幸手151-1	0480-44-1155
いわさきハートクリニック	幸手市南3-12-7	0480-44-3810
遠藤医院	幸手市中3-5-14	0480-42-0411
香日向クリニック	幸手市大字中川崎739-3	0480-44-3001
久我クリニック	幸手市中5-9-17	0480-40-3105
斎藤医院	幸手市中1-13-31	0480-42-9858
さくら整形外科	幸手市大字上高野250-6	0480-42-0878
幸手クリニック	幸手市上高野2077	0480-44-0500
さって西クリニック	幸手市大字千塚64	0480-43-8111
高梨クリニック	幸手市大字下川崎33-1	0480-43-5522
のうみクリニック	幸手市大字幸手5264-1	0480-42-7233
のぐち内科呼吸器内科クリニック	幸手市南2-4-9	0480-42-0123
のぶクリニック	幸手市栄3-5-102	0480-42-5126
東医院	幸手市中3-8-10	0480-42-0409
ふかさく眼科	幸手市大字幸手5262-7	0480-47-0556
フルヤ眼科医院	幸手市中1-6-28	0480-42-7665
益山クリニック	幸手市北3-1-3	0480-40-5511
むさしのメディカルクリニック	幸手市大字幸手2807	0480-40-6001
ワイズレディスクリニック	幸手市大字上高野1978	0480-44-0555

(2) 保育所・幼稚園

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
市立第一保育所	幸手市大字幸手2265	0480-42-2220
市立第二保育所	幸手市大字吉野450-9	0480-42-2555
市立第三保育所	幸手市大字円藤内113	0480-43-4731
エール保育園	幸手市大字上吉羽778-1	0480-38-9045
てんじん保育園	幸手市大字天神島270-1	0480-42-2412
幸手きららの杜保育園	幸手市大字松石495-3	0480-48-5230
トット保育園	幸手市大字天神島254-1	0480-53-6287

名 称	所 在 地	電話番号
第二幸手幼稚園	幸手市大字幸手3931	0480-42-0303
幸手さくら幼稚園	幸手市北1-9-27	0480-42-0640
幸手白百合幼稚園	幸手市中2-7-32	0480-42-0422
幸手ひがし幼稚園	幸手市大字権現堂1450-2	0480-42-2016
幸手ひまわり幼稚園	幸手市大字幸手5537	0480-42-6272

(3) 老人福祉センター

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
老人福祉センター	幸手市大字木立1513	0480-47-1126

(4) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
しらさぎ苑（ショートステイ、デイサービス併設）	幸手市大字下吉羽1250-1	0480-48-6699
桜楓苑（ケアハウス、ショートステイ、デイサービス併設）	幸手市平須賀2-225	0480-47-1200
ひらすかの郷（ショートステイ、デイサービス併設）	幸手市平須賀2-224	0480-47-3500
みゆきの里（ケアハウス併設）	幸手市大字松石220-2	0480-43-7671
さつての里（デイサービス併設）	幸手市大字松石6-1	0480-43-5111

(5) 通所介護（デイサービス）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
ツクイ 幸手	幸手市栄3-6	0480-40-3765
デイサービスセンター きららの杜幸手	幸手市下川崎317-1	0480-53-4446
デイサービスセンター ダレタメさつて	幸手市東2-41-10	0480-53-4742
デイサービス フローラ幸手	幸手市上吉羽92-1	0480-43-8126
デイサービスほしぞら	幸手市東4-5-15	0480-53-3706

(6) 地域密着型通所介護

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
デイサービス喜楽家さつて	幸手市東2-10-15	0480-44-2221
フィットネスデイ リズムさつて	幸手市西1-15-31	0480-53-8602
リハプライド幸手 HappyHand's	幸手市東4-27-3	0480-48-6070

(7) 小規模多機能型居宅介護

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 さくら	幸手市平須賀2-225-2	0480-47-1205

(8) 介護老人保健施設（老人保健施設）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
幸手ナーシングホーム	幸手市東3-1-5	0480-43-8282

(9) 短期入所生活介護（ショートステイ）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
ショートステイ フローラ幸手	幸手市幸手124-1	0480-44-8426
幸手ケアセンター そよ風 (デイサービス併設)	幸手市千塚993-1	0480-40-3491

(10) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
ソレアード幸手	幸手市大字幸手3799-8	0480-40-3911
あすなろホーム幸手 (デイサービス併設)	幸手市南3-23-30	0480-40-3262
フローラ幸手	幸手市東4-9-15	0480-40-5526
つどい 小島家	幸手市東1-14-6	0480-44-2855
つどい 幸手小島家	幸手市東1-8-32	0480-43-8080

(11) 有料老人ホーム

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
ヒューマンサポート幸手 (デイサービス併設)	幸手市北1-13-20	0480-40-4800
ニチイケアセンター幸手千塚	幸手市大字千塚138-1	0480-40-3161
こころ幸手	幸手市南2-11-18	0480-40-3700
ヒューマンサポート幸手南	幸手市大字幸手5353-1	0480-40-1400
家族の家ひまわり幸手	幸手市大字上高野908-1	0480-40-1071

(12) 障害者支援施設

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
あやめ寮	幸手市大字平野920	0480-48-1271

(13) 指定障害福祉サービス事業所

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
幸手学園	幸手市大字上宇和田148-4	0480-48-2424
さくらの里	幸手市大字千塚10-1	0480-43-3456
なのはなの里	幸手市東3-9-21	0480-40-5106
さくら荘	幸手市南2-1-18	0480-42-0890 (代) ※さくら荘
みなみ	幸手市南2-2-29	
リライブ	幸手市中2-13-22	0480-38-9132
いぬとねこのおやつ工房	幸手市香日向4-15-10	0480-44-2725
就労継続支援B型事業所jupiter	幸手市中1-2-5-3F	0480-37-7848
スタジオRich	幸手市南1-3430-1	0480-42-5011

(14) 指定共同生活援助事業所（グループホーム）

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム栄現寮	幸手市大字惣新田2264-1	0480-48-0874
グループホームあやめ	幸手市中1-12-21 増田ハイツ103号	0480-44-1855 (代) ※グループホーム あやめ
あやめ壱番館	幸手市大字円藤内236-1	
あやめ弐番館	幸手市大字上高野925-1	
幸手中	幸手市中3-9-17	0480-42-1192
ソーシャルインクルーホーム 幸手北	幸手市北2-19-28	0480-48-6361

(15) 障害児通所支援施設

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
放課後等デイサービス あそび場・まなび場	幸手市中3-18-10 ヒノマルビル1階	0480-99-2089
放課後等デイサービスしずく	幸手市中5-13-6 メゾン・ト・ルポ 1 階	0480-44-8975
放課後等デイサービス369 ～みろく～	幸手市中1-15-26	0480-37-7850
放課後等デイサービス369 ～ララ～	幸手市中1-15-26 2階	0480-37-7874
グローバルキッズパーク幸手店	幸手市中3-19-34	0480-53-3295
からふるKids幸手	幸手市中2-1-9 219コアビル1階	0480-47-0294
くき学園 香日向校	幸手市香日向4-15-8	0480-31-9174
児童発達支援 あそび場コネクト	幸手市南3-6-8	0480-53-5610

(16) 地域活動支援センターⅢ型

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
地域活動支援センターMoKo	幸手市東4-19-22	0480-43-2002

(1 7) 児童厚生施設

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
幸手市立児童館	幸手市大字幸手1958-1	0480-43-5521

4. 輸送

資料4-1 保有車両一覧

【第2編-155ページ】

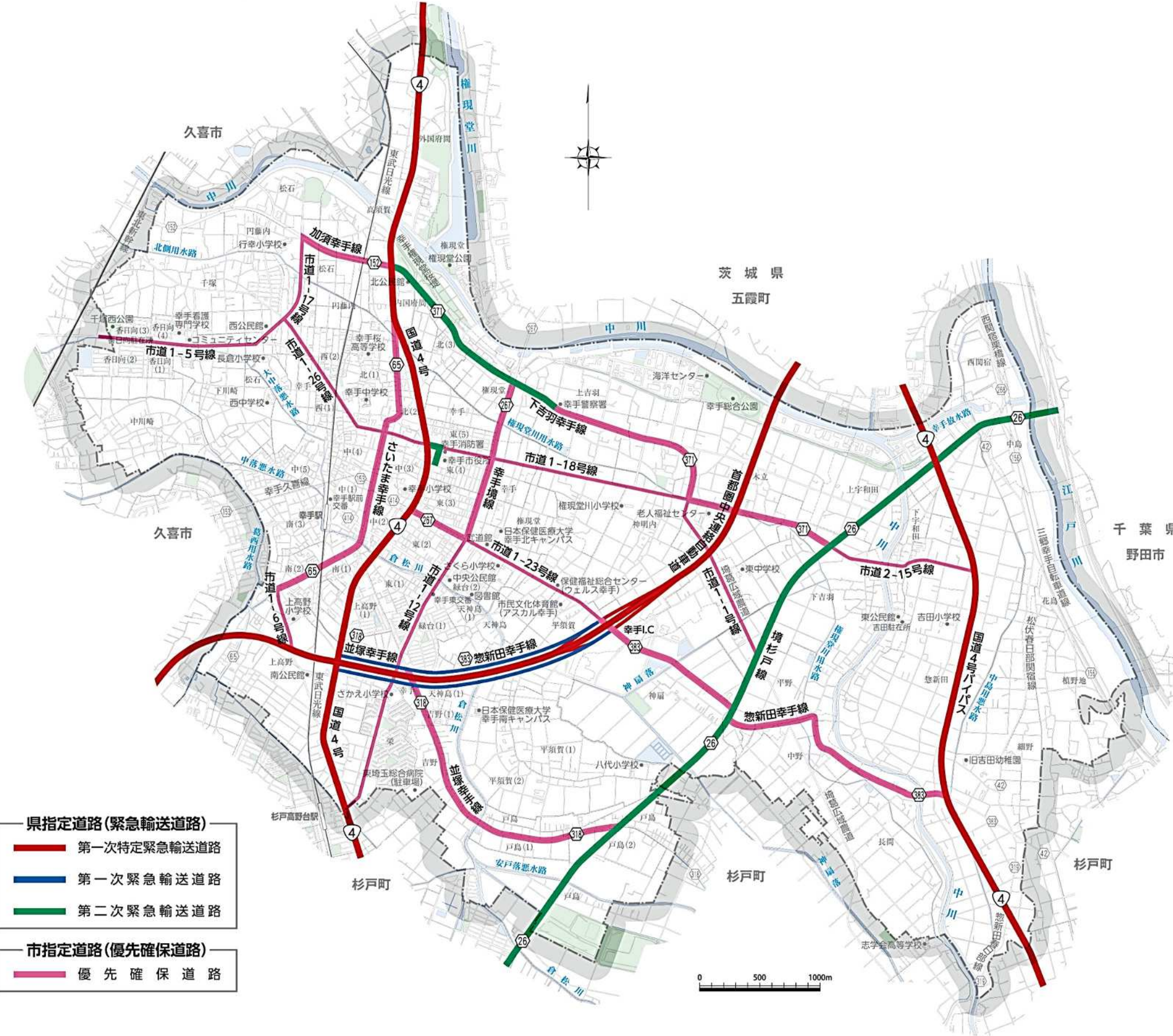
令和7年1月現在

No	車 両 名 称	車両登録番号	取得年月	備 考
1	ミツビシ EKワゴン	春日部 50 ち 8 8 2 5	H 1 5. 5	
2	スズキ ジムニー	春日部 580 い 7 2 8 5	H 1 7. 1 1	
3	イスズ エルフ	春日部 400 そ 7 1 8 2	H 1 7. 1 1	
4	トヨタ ダイナ	春日部 100 せ 2 3 7 6	H 1 5. 9	普通貨物
5	トヨタ ダイナ	春日部 100 せ 2 3 7 9	H 1 5. 9	普通貨物
6	ミツビシ EKワゴン	春日部 50 た 7 2 5	H 1 4. 6	
7	トヨタ ダイナ	春日部 400 せ 3 0 4 0	H 1 5. 7	
8	トヨタ ダイナ	春日部 800 す 1 8 0 6	H 1 8. 2	給水車
9	ダイハツ エッセ	春日部 580 え 9 1 1 2	H 1 8. 1 2	
10	イスズ エルフ	春日部 400 た 1 7 9 2	H 1 8. 9	
11	トヨタ カローラアクシオ	春日部 501 ち 5 1 1 1	H 2 0. 4	
12	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 う 1 3 7 8	H 2 0. 3	
13	ニッサン AD	春日部 400 た 3 6 0 9	H 1 9. 3	
14	トヨタ プリウス	春日部 301 さ 6 4 4 0	H 2 1. 2	
15	ホンダ フィット	春日部 501 て 1 8 9 0	H 2 1. 3	
16	トヨタ タウンエース	春日部 400 そ 5 0 8 8	H 1 7. 6	
17	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 え 2 5 1 5	H 2 2. 3	
18	ホンダ バモスホビオ	春日部 580 せ 8 9 5 6	H 2 2. 1 2	
19	ダイハツ ムーヴ	春日部 580 ち 6 3 8	H 2 4. 2	
20	スズキ アルト	春日部 580 ち 7 3 2	H 2 4. 2	
21	ニッサン リーフ	春日部 316 は 1 1 1 1	H 2 4. 3	電気自動車
22	ホンダ NBOX	春日部 580 つ 4 5 9 5	H 2 4. 1 0	
23	トヨタ アクア	春日部 501 ふ 2 9 1 0	H 2 5. 1 1	
24	ダイハツ ミライース	春日部 580 と 9 6 4 8	H 2 5. 1 1	
25	スズキ アルトエコ	春日部 580 と 9 5 3 5	H 2 5. 1 1	
26	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 き 2 4 1 0	H 2 5. 1 1	
27	トヨタ ヴォクシー	春日部 501 は 8 3 7 2	H 2 5. 2	
28	スズキ アルトエコ	春日部 580 に 9 1 4 6	H 2 6. 8	
29	ダイハツ タント	春日部 580 に 9 2 6 2	H 2 6. 8	
30	ダイハツ アトレー	春日部 580 ん 4 0 2	H 2 6. 9	
31	ニッサン NV200	春日部 400 つ 7 4 6 9	H 2 7. 3	
32	トヨタ クラウン	春日部 301 の 9 8 8	H 2 7. 6	
33	ダイハツ ミライース	春日部 580 ね 7 5 6 3	H 2 7. 6	
34	スズキ エブリイ	春日部 580 ね 7 6 5 2	H 2 7. 6	
35	スズキ ワゴンR	春日部 580 ね 7 6 1 0	H 2 7. 6	
36	スズキ アルト	春日部 580 ね 7 6 0 4	H 2 7. 6	
37	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 4 3 5	H 2 7. 6	
38	ダイハツ ミライース	春日部 580 の 4 4 2 5	H 2 7. 1 0	
39	スズキ アルト	春日部 580 の 5 1 4 5	H 2 7. 1 1	
40	ダイハツ タント	春日部 580 の 5 5 7 8	H 2 7. 1 1	
41	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 2 1 9 3	H 2 7. 1 1	
42	スズキ ワゴンR	春日部 580 の 9 4 3 3	H 2 8. 1	

No	車 両 名 称	車両登録番号	取得年月	備 考
43	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 2 9 2 9	H 2 8. 1	
44	スズキ エスクード	春日部 301 は 4 0 9 3	H 2 8. 5	
45	ダイハツ タント	春日部 580 ひ 9 5 2	H 2 8. 8	
46	ダイハツ ミライース	春日部 580 ひ 1 4 9 7	H 2 8. 8	
47	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 5 3 7 0	H 2 8. 8	
48	トヨタ カローラフィールダー	春日部 501 む 2 0 4 1	H 2 8. 8	
49	スズキ ワゴンR	春日部 580 ひ 2 4 7 2	H 2 8. 9	
50	トヨタ プリウス	春日部 301 は 9 9 4 8	H 2 8. 9	
51	トヨタ プリウス	春日部 301 は 9 7 2 9	H 2 8. 9	
52	トヨタ プロボックス	春日部 400 て 1 5 6 1	H 2 8. 1 2	
53	スズキ アルト	春日部 580 ふ 6 5 0	H 2 9. 2	
54	トヨタ アルファード	春日部 331 ん 2 0 1 7	H 2 9. 2	
55	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 9 4 5 7	H 2 9. 7	
56	スズキ エブリイ	春日部 480 く 9 4 4 7	H 2 9. 7	
57	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 く 9 6 1 5	H 2 9. 8	
58	スズキ エブリイ	春日部 480 く 9 6 8 5	H 2 9. 8	
59	ダイハツ ミライース	春日部 580 ほ 7 3 9	H 2 9. 8	
60	ダイハツ ミライース	春日部 580 ほ 1 9 1 6	H 2 9. 9	
61	トヨタ ハイエースバン	春日部 400 て 3 2 6 6	H 2 9. 9	
62	スズキ ワゴンR	春日部 580 ほ 4 0 5 5	H 2 9. 1 0	
63	ダイハツ ハイゼット	春日部 480 け 5 0 9	H 2 9. 1 0	
64	トヨタ タウンエースバン	春日部 400 て 3 5 8 0	H 2 9. 1 1	
65	トヨタ タウンエーストラック	春日部 400 て 3 6 2 2	H 2 9. 1 1	
66	ダイハツ ミライース	春日部 580 ほ 5 4 1 2	H 2 9. 1 1	
67	スズキ ワゴンR	春日部 580 ほ 5 3 0 9	H 2 9. 1 1	
68	トヨタ プロボックス	春日部 400 て 4 0 0 3	H 3 0. 1	
69	ダイハツ タント	春日部 580 み 7 4 8 4	H 3 1. 1	
70	ダイハツ タント	春日部 580 み 7 4 8 5	H 3 1. 1	
71	ダイハツ タント	春日部 580 み 7 5 5 4	H 3 1. 1	
72	ダイハツ ムーヴ	春日部 580 み 7 4 8 7	H 3 1. 1	
73	ダイハツ ミライース	春日部 580 み 7 4 8 6	H 3 1. 1	
74	スズキ エブリイ	春日部 480 け 5 7 2 3	H 3 1. 1	
75	トヨタ アクア	春日部 501 ゆ 3 2 4	H 3 1. 1	
76	日産 セレナ	春日部 501 ゆ 3 3 9	H 3 1. 1	
77	スズキ キャリイ	春日部 480 け 5 8 9 3	H 3 1. 2	
78	スズキ アルト	春日部 580 み 9 0 8 3	H 3 1. 2	
79	スズキ アルト	春日部 580 み 9 0 8 4	H 3 1. 2	
80	スズキ アルト	春日部 580 み 9 5 0 9	H 3 1. 3	
81	スズキ スペーシア	春日部 580 む 5 3	H 3 1. 3	
82	スズキ キャリイ	春日部 480 け 7 1 9 6	R 1. 5	
83	日産 セレナ	春日部 501 ら 2 2 1 7	R 2. 3	
84	スズキ スイフト	春日部 502 さ 7 5 6	R 2. 1 2	
85	トヨタ ヤリスクロス	春日部 301 も 7 9 2 3	R 3. 7	
86	トヨタ ハイエースバン	春日部 400 と 3 9 1 5	R 4. 7	
87	イスズ エルフ	春日部 400 と 5 1 0 6	R 5. 3	
88	スズキ ジムニー	春日部 502 せ 3 1 3 8	R 5. 7	
89	ダイハツ ミライース	春日部 581 う 8 7 1 8	R 5. 9	
90	ダイハツ タント	春日部 581 う 9 4 9 5	R 5. 9	

資料 4－2 幸手市指定緊急輸送道路図

【第 2 編-41ページ】



5. 水防

資料5－1 重要水防区域一覧

【第3編-16, 20ページ】

重点箇所

河川名	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種 別	階級		地先名	秤杭位置			
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	58.0k 上390m 58.0k 上130m	260.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事（R4.1） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	58.0k 上130m 58.0k 上24m	106.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事（R4.1） R4・5江戸川右岸西関宿地先堤防整備工事（R5.9） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	58.0k 上24m 57.5k 上457m	48.0	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事 R4・5江戸川右岸西関宿地先堤防整備工事（R5.9） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	57.5k 上457m 57.5k 上301m	156.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事 R4・5江戸川右岸西関宿地先堤防整備工事（R5.9） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	57.5k 上301m 57.5k 上161m	140.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事 R4・5江戸川右岸西関宿地先堤防整備工事（R5.9） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工

河川名	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種 別	階級		地先名	秤杭位置			
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 西関宿	57.5k 上161m 57.5k 上101m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R1江戸川右岸惣新田地先堤防整備外工事（R3.1） R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	幸手市大字 中島	57.5k 上101m 57.5k 上100m	1.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先外基盤整備工事（R4.3）	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	新堤防	要注	右	幸手市大字 中島	57.5k 上100m 57.5k 上96m	4.0	築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先外基盤整備工事（R4.3）	シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	幸手市大字 中島	57.5k 57.0k 上454m	44.0	築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先外基盤整備工事（R4.3） 旧川跡の堤防	シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 中島	57.0k 上454m 57.0k 上444m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先外基盤整備工事（R4.3） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	幸手市大字 中島	57.0k 上444m 57.0k 上434m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 中島	57.0k 上434m 57.0k 上381m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸中島地先堤防整備工事（R3.7） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	幸手市大字 中島	57.0k 上381m 57.0k 上354m	27.0	築堤後3年未満 R2江戸川右岸中島地先堤防整備工事（R3.7） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	（重点） 工作物	A	右	幸手市中島	57.0k 上367m	1箇所	新関宿橋	
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 中島	57.0k 上354m 56.5k 上447m	414.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸中島地先堤防整備工事（R3.7） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	幸手市大字 中島	56.5k 上447m 56.5k 上306m	141.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	幸手市大字 中島	56.5k 上306m 56.0k 上331m	500.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工

河川名	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種 別	階級		地先名	秤杭位置			
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 中島	56.0k 上331m 56.0k 上137m	194.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事（R4.1） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	幸手市大字 花島	56.0k 上137m 56.0k 上73m	64.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事（R4.1） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	幸手市大字 花島	56.0k 上73m 56.0k 上51m	22.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸西関宿地先堤防整備外工事（R4.1）	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水）	B	右	幸手市大字 花島	56.0k 上51m 56.0k 上34m	17.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水）	B	右	幸手市大字 花島	56.0k 上34m 55.5k 上430m	114.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水）	B	右	幸手市大字 花島	55.5k 上430m 55.5k 上400m	30.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	幸手市大字 花島	55.5k 上400m 55.5k 上399m	1.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	幸手市大字 花島	55.5k 上399m 55.5k 上395m	4.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	幸手市大字 花島	55.5k 上395m 55.5k 上125m	270.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸吉川地区基盤整備工事（R4.1） R3江戸川右岸花島地先下段盛土工事（R5.2）	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水）	B	右	幸手市大字 花島	55.5k 上125m 55.5k 上26m	99.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	幸手市大字 花島	55.5k 上26m 54.5k 上583m	543.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸江川地先堤防整備外工事（R4.1）	積み土嚢 シート張り工
江戸川	国土交通省 杉戸県土整備	利根川栗橋流域 水防事務組合	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	幸手市大字 横野地	54.5k 上583m 54.5k 上184m	399.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R2江戸川右岸江川地先堤防整備外工事（R4.1）	積み土嚢 シート張り工
中 川	埼玉県 杉戸県土	幸手市	新堤防	要	右	幸手市 上吉羽	59.5k 59.1k	400	堤防完成後3年未満 R4.3完成、河川改修工事	シート張り工
倉松川	埼玉県 杉戸県土整備	幸手市	堤防高	B	右	幸手市 南三丁目 ～ 幸手市 南一丁目	13.8k 12.9k	900	堤防余裕高不足	積土のう工

河川名	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種 別	階級		地先名	秤杭位置			
倉松川	埼玉県 杉戸県土整備	幸手市	堤防高	B	左	幸手市 中一丁目 ～ 幸手市 中二丁目	13. 8k 12. 9k	900	堤防余裕高不足	積土のう工

出典：令和6年度埼玉県水防計画

6. 医療救護

資料6-1 幸手保健所管内 救急病院・救急診療所一覧

【第2編-98ページ】

令和7年1月現在

No	医療機関名	所在地	電話番号
1	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1	0480-26-0033
2	東鷲宮病院	久喜市桜田2-6-5	0480-58-2468
3	新井病院	久喜市久喜中央2-2-28	0480-21-0070
4	蓮江病院	久喜市本町1-7-12	0480-21-0061
5	医療法人土屋小児病院	久喜市久喜中央3-1-10	0480-21-0766
6	久喜すずのき病院	久喜市北青柳1366-1	0480-23-6540
7	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜4147	048-768-1161
8	蓮田病院	蓮田市根金1662-1	048-766-8111
9	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町3-17	048-764-6411
10	医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院	蓮田市馬込2163	048-765-7777
11	医療法人慈光会 東武丸山病院	幸手市南2-2-13	0480-42-0710
12	牛村病院	幸手市中5-4-51	0480-42-0025
13	栗橋病院	久喜市小右衛門714-6	0480-42-2125
14	医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東3-1-5	0480-42-2081
15	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5	0480-40-1311
16	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661
17	医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚123-1	0480-93-0311
18	医療法人ひかり会 パーク病院	白岡市千駄野1086-1	0480-91-6200
19	医療法人社団白桜会 新しらおか病院	白岡市上野田1267-1	0480-90-5550
20	医療法人今井病院	北葛飾郡杉戸町杉戸3-11-1	0480-32-0065
21	久喜メディカルクリニック	久喜市下早見1183-1	0480-25-6555
22	しらさきクリニック	久喜市久喜新1180-1	0480-22-9900

資料6-2 埼玉県内災害拠点病院・救急救命センター一覧

【第2編-99ページ】

令和7年1月現在

災害 拠点 病院	救急 救命 センター	施 設 名	所 在 地	電話番号
基幹	○	川口市立医療センター	川口市西新井宿180	048-287-2525
地域	○	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
基幹	○ 小児	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	049-228-3400
地域		北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100	048-593-1212
地域	○	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
基幹	○	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
地域	○	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
地域	○	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
地域	○	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	04-2995-1511
地域		埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5	048-253-1551
地域	○	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111
地域		社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376	048-552-1111
地域		新久喜総合病院	久喜市上早見418-1	0480-26-0033
地域	○	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	048-462-1101
地域		草加市立病院	草加市草加2-21-1	048-946-2200
地域		埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111
地域		さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1	048-626-0011
地域		上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111
地域		羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬446	048-562-3000
地域	小児	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
地域		戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	048-442-1111
地域	○	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳1680	0480-70-0888

資料6-3 幸手市医師会医療機関名簿

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
牛村病院	幸手市中5-4-51	0480-42-0025
東武丸山病院	幸手市南2-2-13	0480-42-0710
東埼玉総合病院	幸手市大字吉野517-5	0480-40-1311
堀中病院	幸手市東3-1-5	0480-42-2081
いいじまクリニック	幸手市大字幸手2061-2	0480-40-5100
石塚医院	幸手市北3-10-20	0480-43-7777
入江こどもクリニック	幸手市大字幸手151-1	0480-44-1155
いわさきハートクリニック	幸手市南3-12-7	0480-44-3810
遠藤医院	幸手市中3-5-14	0480-42-0411
香日向クリニック	幸手市大字中川崎739-3	0480-44-3001
久我クリニック	幸手市中5-9-17	0480-40-3105
斎藤医院	幸手市中1-13-31	0480-42-9858
さくら整形外科	幸手市大字上高野250-6	0480-42-0878
さって西クリニック	幸手市大字千塚64	0480-43-8111
高梨クリニック	幸手市大字下川崎33-1	0480-43-5522
のうみクリニック	幸手市大字幸手5264-1	0480-42-7233
のぐち内科呼吸器内科クリニック	幸手市南2-4-9	0480-42-0123
のぶクリニック	幸手市栄3-5-102	0480-42-5126
東医院	幸手市中3-8-10	0480-42-0409
ふかさく眼科	幸手市大字幸手5262-7	0480-47-0556
フルヤ眼科医院	幸手市中1-6-28	0480-42-7665
益山クリニック	幸手市北3-1-3	0480-40-5511
むさしのメディカルクリニック	幸手市大字幸手2807	0480-40-6001
ワイズレディスクリニック	幸手市大字上高野1978	0480-44-0555

資料6-4 幸手市歯科医師会医療機関名簿

【第2編-98ページ】

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電 話
新井歯科医院	幸手市大字戸島333	0480-48-2613
出井歯科医院	幸手市大字中川崎169-3	0480-42-0902
岩上歯科医院	幸手市大字幸手2000	0480-43-3839
梅本歯科医院	幸手市中4-16-13	0480-43-6200
遠藤歯科医院	幸手市大字上高野1940-1	0480-43-5288
大宮歯科医院	幸手市中1-4-5	0480-43-0485
柿沼歯科医院	幸手市中3-2-11	0480-42-0579
グリーン歯科医院	幸手市中1-1-33	0480-44-1750
小林歯科医院	幸手市東4-28-7	0480-42-8181
駒橋歯科医院	幸手市北1-9-34	0480-42-0271
小森谷歯科医院	幸手市南1-4-17	0480-43-0888
昆歯科医院	幸手市大字円藤内135-1	0480-42-7480
佐伯歯科クリニック	幸手市中2-13-21	0480-44-1818
さくら矯正歯科医院	幸手市中3-14-4 2F	0480-43-1553
高柳歯科医院	幸手市中3-14-4	0480-42-0270
玉木歯科医院	幸手市中2-2-13	0480-42-8885
戸川歯科医院	幸手市北2-20-5	0480-42-7452
那須歯科医院	幸手市緑台1-18-15	0480-43-4570
堀中歯科医院	幸手市北2-7-21	0480-44-0916
まついし歯科	松石249	0480-53-4158
みつば歯科エムズタウン幸手	幸手市大字上高野812 エムズタウン幸手南館	0480-40-3283
宮田歯科医院	幸手市大字千塚981-3	0480-43-6333
れおデンタルクリニック	幸手市北2-5-20 ベルク幸手北店内	0480-42-1133

資料6-5 幸手薬剤師会薬局名簿

【第2編-98ページ】

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電 話
さくらんぼ薬局	幸手市大字幸手5262-4	0480-40-6030
クオール薬局 幸手中央店	幸手市大字幸手2060-5	0480-40-5343
みすず薬局	幸手市大字中川崎756-8	0480-44-0202
やまと薬局	幸手市中5-12-7	0480-42-1902
やまと薬局 千塚支店	幸手市大字下川崎千塚前71-3	0480-42-4025
クリニカ薬局	幸手市中5-8-26	0480-44-1301
(有) 中野薬局	幸手市中3-3-15	0480-42-0904
(有) 幸手薬局	幸手市中3-3-3	0480-42-0305
関薬局	幸手市東3-1-1	0480-43-8865
遠藤薬局	幸手市北1-9-30	0480-42-0012
さくら薬局 幸手中店	幸手市中5-2-3	0480-40-3071
クオール薬局幸手西口店	幸手市南3-11-18	0480-40-3180
オレンジ薬局	幸手市大字幸手151-3	0480-40-4485
エムハート薬局幸手南店	幸手市南2-6-11	0480-40-1133
ブレーメン薬局	幸手市大字幸手2800-1	0480-40-6505
下川崎薬局	幸手市大字下川崎44-11	0480-44-9230
クオール薬局幸手南店	幸手市南2-2-16	0480-40-3133

7. 応急復旧

資料7-1 幸手市水道指定工事事業者一覧

【第2編-54ページ】

令和7年1月現在

指定No	名 称	住 所	電話番号
1	木村工業(株)	幸手市中4-12-25	0480-42-9335
3	(株)山田設備	幸手市惣新田1255-1	0480-48-1238
4	(有)新井設備	幸手市円藤内753	0480-42-2952
5	(株)旭クリエイト 幸手支社	幸手市千塚1337	0480-42-0759
6	(株)木村設備 (幸手)	幸手市東4-17-21	0480-43-3926
7	(有)スズキ	幸手市中1-7-28	0480-42-0622
10	野口水道工業所	幸手市中1-15-32	0480-42-0649
12	(株)弓木電設社	白岡市小久喜1161-3	0480-92-6983
13	関根設備工業(株)	幸手市中1-12-33	0480-42-0087
14	(有)溝口設備工業	幸手市中1-2-6	0480-42-9266
17	松本設備	幸手市南3-9-15	0480-42-3603
22	(株)享和	白岡市下野田809	0480-92-2345
24	正和工業(株)	春日部市豊野町2-32-19	048-736-6111
25	(株)大三	東京都足立区一ツ家2-14-1	03-5831-1670
26	深作設備工業(株)	久喜市久喜北1-10-4	0480-21-3175
27	(株)国分建設工業	杉戸町並塚567	0480-38-3245
31	(株)中村工業所	久喜市小右衛門1349	0480-52-0450
33	シミズ設備工業(株)	上尾市谷津2-5-10	048-773-5676
34	ハギワラ(株) 蓮田支店	蓮田市黒浜1899-7	048-768-4788
35	(株)サンケイ	杉戸町杉戸2612-1	0480-31-1545
36	(株)木村設備 (宮代)	宮代町本田4-10-32	0480-32-7788
40	(株)ヤマグチ	久喜市佐間290-2	0480-52-5570
41	(株)飯島興産 埼玉支店	幸手市東2-11-16	0480-43-5788
42	(株)高田工業所	杉戸町清地6-12-26	0480-34-0361
43	(株)茂田工業所	さいたま市北区東大成町2-376-2	048-666-6868
44	(株)加藤工業	加須市北小浜745-4	0480-62-5500
46	(有)水上設備工業	幸手市平須賀2-9	0480-47-3739
47	北辰住設(株)	春日部市永沼1262-3	048-812-5510
49	(有)小島水道工業	加須市北篠崎212	0480-68-5743
52	(株)千代田設備	幸手市南3-21-14	0480-42-0850
53	田辺設備	越谷市南町1-11-4	048-985-0579
54	(株)カキヌマ	久喜市北青柳1236-1	0480-23-4126
55	太平ビル管理(株)	杉戸町杉戸2-6-3	0480-32-0381
57	吉備工業(株)	久喜市栗橋東4-7-22	0480-52-0777
62	(株)山田設備工業	白岡市西8-15-1	0480-92-2251
63	(有)関根設備工業	茨城県古河市山田328-3	0280-78-0248
65	(株)スガマ	茨城県猿島郡五霞町元栗橋92-3	0280-80-1205
66	(株)中島電気工業	加須市南篠崎2548	0480-65-1727
67	サンケン(株)	さいたま市見沼区春岡1-33-1	048-683-6400

指定No	名 称	住 所	電話番号
69	田中電機産業㈱	加須市旗井1-37-14	0480-72-6590
70	五十嵐設備	春日部市小渕1155-6	048-761-4180
76	㈱熊谷設備工業	杉戸町宮前137-56	0480-38-0043
78	高橋設備工業㈱	春日部市立野610	048-748-1412
79	㈱中村設備工業所	上尾市錦町1-18	048-773-8733
82	長島商会	杉戸町高野台南2-11-1	0480-34-1377
84	アサヒ住建㈱ 上尾支社	上尾市大字平塚2558-4	048-773-8513
86	㈱アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町2-286	048-726-8613
87	(有)ジャパン管工	杉戸町佐左エ門788-3	0480-36-5521
89	㈱岡野水道設備	久喜市太田袋628	0480-23-2181
92	日興設備工業㈱	さいたま市北区宮原町2-69	048-664-5321
93	新井ポンプ工業㈱	さいたま市岩槻区徳力86	048-794-2432
96	日本総合住生活㈱ 関東支社	東京都文京区湯島2-2-2 JS令和ビル	03-6803-3600
98	㈱伊藤住設 川越支店	川越市上寺山458-10	049-226-5071
99	㈱泉山設備	北本市石戸5-268	048-592-7510
102	関根建設㈱	杉戸町本島647	0480-38-1772
104	㈱プロテック	茨城県古河市女沼46-3	0280-92-9500
105	㈱宮設備	狭山市堀兼1974-3	048-871-5318
108	(有)滝本商店	春日部市米島1185-55	048-746-1025
109	㈱宮下工業	さいたま市西区植田谷本854-3	048-625-5966
111	㈱栄大土木	深谷市下手計147	048-587-2131
113	(有)北沢設備工業	伊奈町内宿台5-102	048-728-2404
114	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町47-24	048-663-0818
115	(有)長澤設備	加須市栄1839	0280-62-1420
117	㈱木下建設	白岡市彦兵衛128-4	0480-53-6355
118	(有)長島設備商会	北本市本町4-99	048-591-1304
119	㈱空衛設備	宮代町東331-6	0480-37-3317
120	アテックス㈱	北本市中央4-74	048-590-5707
121	㈱エハラ設備	白岡市荒井新田83-2	0480-97-0058
122	㈱いいじま	川島町上伊草1364	049-297-0457
125	㈱MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所366-7	048-621-3535
126	正英設備	茨城県古河市恩名1199	0280-78-1766
127	積水ハウス建設関東㈱	さいたま市見沼区東大宮6-14-10	048-686-1191
128	(有)優輝設備	宮代町本田5-9-20	0480-33-5508
132	(有)上澤設備	春日部市緑町1-15-19	048-735-5915
133	(有)長島設備	茨城県猿島郡五霞町冬木249	0280-84-0301
134	富士産業㈱ 杉戸営業所	杉戸町堤根4543-1	0480-33-2378
136	(有)ラピスト	加須市道地1205-1	0480-73-7277
140	コミネ設備工業	加須市旗井1113-1	0480-31-6499
141	㈱共栄設備	蓮田市江ヶ崎1711	048-768-2012
142	㈱小高設備	川越市下広谷512-1	049-239-3900
143	㈱トミザワ設備	久喜市上町6-52	0480-21-0946
144	㈱イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
145	(有)グットライフ	栃木県小山市平和236-1	0285-45-8087
146	㈱アクア	栃木県小山市神山2-5-5	0285-27-8120
147	(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷2158-33	048-798-5541

指定No	名 称	住 所	電話番号
148	(有)茨大工業	茨城県坂東市上出島109-1	0297-34-3800
150	(有)シンセイ	鴻巣市宮前38-20	048-548-4134
151	(有)会田工業	久喜市栗原4-3-16	0480-24-3966
152	(株)丸山設備	加須市新川通420-5	0480-53-3040
153	(有)旭工舎	さいたま市岩槻区徳力346	048-793-3055
154	(有)那須水道設備	久喜市鷲宮3049-1	0480-58-0638
155	(株)中央設備工業	上尾市今泉365-12	048-725-3232
157	(有)磯部設備	川口市柳崎2-25-31	048-269-0352
158	(株)パラレル 幸手支社	幸手市千塚1337	0480-44-3802
159	(株)ベストワーク	さいたま市岩槻区東岩槻4-5-2	048-795-2000
160	(株)岡村工業	茨城県古河市諸川1013-1	0280-23-5893
161	(有)オノデラ設備	茨城県古河市西町5-72	0280-22-0063
162	(株)ヒタチ設備	栃木県小山市駅東通り2-35-10	0285-25-0882
163	(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1-5-15	049-242-5064
164	(株)福田設備工業	加須市中種足1529	0480-73-2848
165	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404	048-736-2929
166	(有)長峯設備	羽生市羽生430-6	048-561-4491
167	(株)日本ウォーターテックス	幸手市緑台1-19-11	0480-43-3601
168	(有)ミヤタガス	幸手市中4-26-21	0480-42-2858
169	(株)荒川設備	川口市峯810-12	048-297-8999
170	(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4-5-7	06-6335-1211
171	ダイセーExt(株)埼玉事業所	行田市持田2364-1	048-598-4353
173	(有)バード	久喜市吉羽1-28-10	0480-21-1402
174	(株)サンライト	北葛飾郡杉戸町内田2-2-1	0480-34-5711
175	(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町1-73 3階	048-797-8925
176	(株)杉本設備工業	さいたま市岩槻区表慈恩寺1531-2	048-794-2147
177	サンエス設工(有)	上尾市今泉1-31-11	048-780-7681
178	(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8-8 第1ビル6F	082-502-6644
179	(有)クリア住設	東京都足立区入谷5-10-5	03-3857-2190
180	エバーリンクス(株) 横浜支店	神奈川県横浜市中区弥生町2-17 ストークタワー大通り公園1-202	045-253-8731
181	(株)クラシアン さいたま支社	さいたま市北区吉野町2-200-1	048-668-6911
182	(株)くはら設備	坂戸市塚越1203-1	049-280-8777
183	(有)倉持工業	茨城県猿島郡境町1067	0280-87-0664
184	(株)伸和設備	越谷市船渡495-1	048-978-8711
185	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬902-1	048-626-2385
186	(株)ライフサポート	東京都三鷹市牟礼5-8-18 信濃ビル	0422-66-2813
187	(株)一設備工業	杉戸町堤根4434-8	048-812-7840
188	(株)カワコー	茨城県古河市鴻巣1198-4	0280-48-4848
189	(有)アイル設備工業	坂戸市塚越237-13	049-282-4294
190	(株)小杉設美	越谷市大字北川崎740-1	048-984-7044
191	(有)ケイ・アイ設備サービス	久喜市吉羽1-24-10	0480-77-4433
192	(株)太宝設備	桶川市上日出谷南1-40-16	048-786-9871
193	(株)スイドウサービス	大阪府大阪市城東区野江4-1-8-402	06-6991-6767
194	森設備(株)	行田市長野5-16-1	048-556-2300
195	(株)シンエイ	大阪府大阪市中央区谷町2-4-3 アイビル9F	06-6944-7797
196	(株)交換できるくん	東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル12F	03-6427-5381
197	イリエ工業	久喜市本町3-18-23	0480-21-0867
198	(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町38-10	048-783-4090
199	小林工業	川口市芝西2-30-13	048-261-3768
200	(株)協亜建設	行田市野2411-1	048-559-0603

指定No	名 称	住 所	電話番号
201	小澤設備工業	鴻巣市下忍3483-4	090-2758-9969
202	(有)敏総合設備工事	久喜市吉羽5-16-4	0480-21-3085
203	(株) J & C	東京都西東京市田無町3-6-15-203	042-467-5261
204	第三設備	幸手市平須賀1-309-2	0480-48-1565
205	横井電気工業(株)	久喜市栗橋中央2-19-29	0480-52-0771
206	K設備	比企郡吉見町長谷722-20	0493-54-6362
207	(株)忠光	入間市宮寺3145-1	04-2934-5337
209	(株)早坂建設	越谷市神明内3-289-4	048-916-5546
210	(株)優進設備工業	加須市南大桑661-1	080-3548-7142
211	(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町6-10	06-6821-6133
212	(有)寿管工	桶川市南2-2-11	048-782-6638
213	(有)萩原工業	さいたま市中央区上峰2-2-3	048-851-4110
214	(株)良松	さいたま市北区東大成町1-460	048-666-1200
215	(株)皐月	東京都府中市小柳町5-12-28	042-363-2258
216	(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台1-2-17	03-3704-5611
217	(株)エナジー	川越市大袋新田771-8	049-247-9002
218	協立設備(株)	桶川市下日出谷東3-31-6	048-786-4557
219	(株)ザイマックス	東京都港区赤坂1-1-1	03-3596-1416
220	(株)新井管工事	桶川市川田谷6654-1	048-787-8181
221	幸手都市ガス(株)	幸手市上吉羽74	0480-42-4311
222	(有)サトウ住設	春日部市水角848	048-718-3600
223	(有)沖田土木	越谷市向畑528-4	048-977-8684
224	宮本興業(株)	加須市北小浜227-2	0480-31-7296
225	(株)大垣設備	栃木県佐野市岩崎町765-1	0283-61-0225
226	(株)旭ハイテック	幸手市千塚1321	0480-42-9710
227	(有)あすま商事 杉戸営業所	杉戸町堤根4512	0480-34-0322
228	(株)イデアル住設	さいたま市緑区東浦和4-27-5-105	048-778-8798
229	タイヨー設備(有)	春日部市武里中野472-1	048-737-0841
230	(株)田代水道設備	上尾市今泉80-3	048-781-1068
231	(有)福商	宮代町川端288-1	0480-33-4043
232	(株)ハマノ	杉戸町杉戸5-5-12	0480-31-1318
233	(株)日本水道センター	千葉県船橋市夏見1-6-1	047-421-1281
234	(株)大東	さいたま市見沼区南中野288-2	048-812-4602
235	(有)川面設備	茨城県猿島郡境町若林467-2	0280-86-5706
236	(株)ライフエナジー	東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8階	0120-033-003
237	(株)ニチエネ 埼玉施行管理センター	川口市東川口4-26-34	048-290-7800
238	(株)彩水設備	川越市鯨井新田45-2	049-298-6130

資料 7－2 ごみ収集業務委託業者一覧

【第 2 編-173ページ】
令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号
株式会社セントラル・アメニティ 幸手支店	幸手市北2-18-1	0480-44-3116
有限会社山中産業	幸手市中3-16-18	0480-43-6026

資料 7－3 幸手資源回収組合

【第 2 編-173ページ】
令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号
林 商 店	幸手市東2-35-11	0480-42-3401
松 本 商 店	幸手市大字神明内518-7	0480-48-0155
中 村 商 店	幸手市中3-17-32	0480-42-3189

資料7-4 一般廃棄物許可業者一覧

【第2編-173ページ】

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
林商店	幸手市東2-35-11	0480-42-3401
中村商店	幸手市中3-17-32	0480-42-3189
クリーンシステム株式会社 エコセンターやまぶき	さいたま市岩槻区古ケ場2-10-3	048-876-8231
都市管理サービス株式会社 幸手支店	幸手市大字神明内319	0480-48-2711
株式会社セントラルアメニティ 幸手支店	幸手市北2-18-1	0480-44-3116
株式会社渡邊興業	久喜市八甫2525	0480-58-2525
株式会社ヤマキ	熊谷市大字三ヶ尻字新山3884	048-532-1740
丸昭産業株式会社	茨城県坂東市沓掛3605-7	0297-44-3036
ウム・ヴェルト株式会社 加須支店	加須市栄368-1	0280-23-2641
有限会社瀬山商店 蓮田車庫	蓮田市上平野862-1	048-766-2171
日栄総業株式会社	久喜市本町7-2-88	0480-21-1226
有限会社岡本商事	久喜市八甫2-275	0480-58-2520
株式会社十河サービス 埼玉営業所	さいたま市岩槻区大字釣上新田道下 224-2	048-798-7261
エスシーエス株式会社	草加市青柳2-19-10	048-936-1234
片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作5-18	048-685-1711
株式会社高田産業	宮代町川端4-13-5	0480-34-5401
日豊産業株式会社	久喜市北広島673-1	0480-52-5944
有限会社杉戸清掃	杉戸町清地3-24-5	0480-32-4133
有限会社クリーンアース 幸手営業所	幸手市大字榎野地192-1	0480-47-3661
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	03-5410-3627
有限会社コスモス環境サービス	千葉県野田市目吹字ニツ塚1529-1	04-7121-0077
日本環境管理株式会社 幸手支店	幸手市大字惣新田2722	0480-47-2260

資料 7-5 し尿処理許可業者一覧

【第2編-173ページ】

令和7年1月現在

名 称	所 在 地	電話番号
幸手衛生社（有）	幸手市北 3-3-6	0480-42-2369
（株）渡邊興業	久喜市八甫 2 5 2 5	0480-58-2525
（有）岡本商事	久喜市八甫 2-2 7 5	0480-58-2520
（株）小島商事	久喜市栗橋東 6-2 2-5 4	0480-52-0367
アテックス（株）	北本市中央 4-7 4	048-590-5707
（有）杉戸清掃	杉戸町清地 3-2 4-5	0480-32-4133
都市管理サービス（株） 幸手支店	幸手市大字神明内 3 1 9	0480-48-2711
（有）あすま商事 杉戸支店	杉戸町大字堤根 4 5 1 2	0480-34-0322
エスシーエス（株）	草加市青柳 2-1 9-1 0	048-936-1234
（有）遠藤商事杉戸支店	杉戸町高野台東 1-1-5	0480-31-0882

8. 生活再建

資料8－1 令和6年度災害救助法実施基準

【第2編-170, 175, 177, 180ページ】

令和7年1月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型賃貸住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,600円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,700円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：「令和6年度災害救助基準」（内閣府政策統括官（防災担当））

資料8－2 災害に係る住家の被害認定

【第2編-172ページ】

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない （一部損壊）
損害基準判定 （住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

出典：「災害に係る住家の被害認定」（内閣府政策統括官（防災担当））

9. その他

資料9-1 指定文化財一覧

【第2編-181、第6編-51ページ】

令和7年1月現在

指定	種 別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
県	史 跡	幸手義賑窮餓之碑	幸手市北1-10-3	正福寺	昭和14年 3月31日
市	有形文化財	橘 守 部 の 書	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	昭和58年 3月24日
〃	〃	聖 福 寺 勅 使 門	幸手市北1-9-27	聖福寺	平成 3年 4月 1日
〃	〃	幸宮神社本殿の彫刻	幸手市中4-11-30	幸宮神社	〃
〃	〃	円 空 仏	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	〃
〃	〃	吉 羽 家 文 書	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	平成10年 4月 1日
〃	〃	岸 本 家 文 書	幸手市中	岸本 規生	〃
〃	〃	巻 島 家 文 書	幸手市北	巻島 功司	〃
〃	〃	紙 本 墨 書 大般若波羅蜜多經 付けんどん箱(子〜亥)12箱	幸手市南3-5-6	宗教法人 祥安寺	〃
〃	〃	天神島天神神社 所 蔵 資 料 (社殿内保管分一括)	幸手市大字天神島279	天神島天神神社	〃
〃	〃	金 子 家 文 書	幸手市大字上吉羽	金子 美登里	平成16年 4月 1日
〃	〃	中 村 家 文 書	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	〃
〃	〃	本因坊第八世伯元の墓石	幸手市天神島248	尾崎 喜一郎	平成26年 5月 1日
〃	〃	本因坊第九世察元の墓石	幸手市平須賀3018	幸手市教育委員会	平成26年 5月 1日
〃	〃	本因坊第十世烈元の墓石	幸手市上吉羽396	澤村 雅子	平成26年 5月 1日
〃	〃	浅間神社本殿の彫刻 付 本社再建奉納額	幸手市北2-4-28	宗教法人 浅間神社	平成26年 5月 1日
〃	〃	千日念仏廻向供養塔	幸手市北3-763-1	宗教法人 聖福寺	平成29年 5月 1日
〃	〃	一色照直寄進状	幸手市平須賀2-458	宗教法人 宝聖寺	平成31年 3月 1日
〃	〃	浜田得一撮影幸手町 記録写真集	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	令和 4年 3月23日
〃	〃	川嶋家文書	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	令和 4年 3月23日
〃	〃	伝 彰義隊土横山光造 所用陣笠	幸手市大字下字和田58-4	幸手市教育委員会	令和 6年 2月23日
〃	有形民俗文化財	マ リ ア 地 蔵	幸手市大字権現堂175	権現堂区長	昭和58年 3月24日
〃	〃	権現堂堤修復絵馬	幸手市北3-10-19	熊野神社	平成 3年 4月 1日
〃	無形民俗文化財	下川崎石投げ踊り	幸手市大字下川崎香取神社	下川崎石投げ踊り 保存会	昭和58年 3月24日
〃	〃	千塚ささら獅子舞	幸手市大字千塚千塚神社	千塚ささら獅子舞 保存会	〃
〃	〃	松石ささら獅子舞	幸手市大字松石香取神社	松石ささら獅子舞 保存会	〃
〃	〃	高須賀大杉ばやし	幸手市大字高須賀大杉神社	高須賀大杉ばやし 保存会	〃
〃	〃	上戸の蛇打ち・蛇引き	幸手市戸島1丁目	上戸の蛇打ち・蛇引 き保存会	令和 3年 2月 1日
〃	史 跡	将 門 の 首 塚	幸手市大字神明内1470	広川 正	昭和58年 3月24日
〃	〃	順 礼 の 碑	幸手市大字内国府間権現堂堤	幸手市教育委員会	〃
〃	〃	日光街道道しるべ	幸手市大字外国府間626地先	〃	〃
〃	〃	御成街道道しるべ	幸手市大字上高野3065-5地先	〃	〃
〃	〃	橘守部翁遺蹟碑	幸手市北1-17-59	県立幸手桜高等学校長	平成16年 4月 1日
〃	〃	柳剛流祖岡田先生之碑	幸手市大字西関宿1-1	西関宿浅間神社	〃
〃	名 勝	行幸堤・権現堂堤	幸手市大字内国府間桜堤上	埼玉県	昭和58年 3月24日

資料 9－2 受援対象業務

【第 5 編-24, 26, 38ページ】

過去の大規模災害において、被災自治体の要請等に基づき応援が行われた業務を中心に、応援を受ける業務を予め以下のとおり整理する。受援班は太枠の部分を取りまとめて応援要請を行う。なお、No1～No3については、各課からの要請をまたず、本部事務局で検討のうえ応援要請を検討・実施する。

No1～No13 自治体については受援班を通して応援要請 No14～No22 各班から直接要請（国等が関与しルール化されている業務） No23～No31 協定団体等に要請を想定する業務

No	担当班・特命班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体					始 期	必要とする職種	備 考
					自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他			
1	本部事務局	くらし防災課（防災担当） 秘書課	災害対策本部事務局運営	市が実施する災害対策活動に対する補助（助言）、及び協定団体からの先遣隊、リエゾンを連絡調整者として受入れる。	●				●	発災 6 時間後～	被災経験自治体への要請を検討	国土交通省関東地方整備局
2	避難所班	教育総務課 社会教育課	避難所運営業務	避難者の受付、名簿の作成、物資ニーズの把握、物資・食事の配給、物資の整理	●					発災 12 時間後～	—	
3	物資・輸送班	庶務課 人権推進課 契約管財課	物資輸送拠点運営	支援物資について、トラックから荷下ろし、種別毎に仕分け、避難所への搬送トラックへの積み込み、在庫管理を行う。	●	●	●			発災 12 時間後～	—	
4	災害廃棄物対策班	環境課	災害廃棄物関係業務	ごみ収集（一般、災害ごみ等）、仮置場での分別指導、処理委託事務等	●					発災 72 時間後～	廃棄物担当課経験者	
5	罹災証明書交付班	市民課 保険年金課 税務課 納税課 くらし防災課（交通安全防犯担当・コミュニティ生活担当）	罹災証明書申請受付	罹災証明書の申請受付、住家に係る被害認定調査結果等	●	●			●	発災 1 週間後～	—	埼玉県行政書士会

No	担当班・特命班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体	民間協定	一般ボラ	専門ボラ	他	始 期	必要とする職種	備 考
					自治体 (県含む)							
6	罹災証明書 交付班	市民課 保険年金課 税務課 納税課 くらし防災 課（交通安 全防犯担 当・コミュ ニティ生活 担当）	被害認定調査 （一次調査）	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査結果を登録する。	●					発災 1週間後～	家屋評価経験 者が望ましい	
7	罹災証明書 交付班	市民課 保険年金課 税務課 納税課 くらし防災 課（交通安 全防犯担 当・コミュ ニティ生活 担当）	被害認定調査 （二次調査）	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査結果を登録する。	●					発災 1ヶ月後～	家屋評価経験 者が望ましい	
8	相談窓口班	市民課 保険年金課 税務課 納税課 くらし防災 課（交通安 全防犯担 当・コミュ ニティ生活 担当）	被災者支援申請受付 業務	被災者支援金、義援金、見舞金等の申請 受付等	●					罹災証明 開始後	—	
9	建設経済班	建築指導課	応急仮設住宅等申請 受付業務	建設型応急仮設、みなし応急仮設申請受 付等	●					罹災証明 開始後	—	
10	衛生班	環境課	動物救護関係業務	被災ペットの受入れ	●				●	発災 1週間後～	獣医師 （自治体）	
11	道路河川班	道路河川課	道路・橋梁・河川の 復旧	緊急輸送道路を中心に、道路の啓開作 業、応急復旧を実施	●	●				発災 1ヶ月後～	土木職 （自治体）	幸手市防災安全協議 会

No	担当班・特命班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体					始 期	必要とする職種	備 考
					自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他			
12	総務班	契約管財課	市有施設の応急復旧	市有施設の応急復旧	●	●				発災 1ヶ月後～	建築職 (自治体)	埼玉土建一般労働組合久喜幸手支部、幸手市防災安全協議会
13	総務班	契約管財課	市有施設の電気設備及び機械設備の復旧	被害のあった市有施設等の電気設備及び機械設備の改修を行う。	●	●				発災 1ヶ月後～	建築職 (自治体)	埼玉県電気工事工業組合
14	建築物の被害調査班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	市職員と応援職員の判定チームにより、被災建築物の応急危険度判定を実施する。	●					発災 72時間後～	建築職 (自治体)	
15	建築物の被害調査班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、擁壁・宅盤・法面等の危険度を分類する。	●					発災 72時間後～	土木職 (自治体)	
16	上下水道班	水道管理課	上水施設の応急復旧	水道管の漏水調査及び漏水修理	●	●				発災	土木職 (自治体)	
17	上下水道班	下水道課	下水施設の応急復旧	下水道管路施設の一次調査、応急復旧	●	●				発災	土木職 (自治体)	
18	給水班	水道管理課	応急給水	断水時に、避難所へ給水車を派遣する。日本水道協会を通じ応援を受ける。	●					発災	水道局職員	
19	医療支援班	健康増進課	避難所巡回健康相談	避難所における被災者の健康相談、感染症予防対策指導、エコノミー症候群の予防指導の実施 等	●					発災 72時間後～	保健師、看護師	
20	要支援者班	社会福祉課 介護福祉課 こども支援課	在宅避難者への訪問	避難所から自宅に戻った要支援者の家庭訪問	●					発災 72時間後～	保健師、看護師	
21	避難所班	教育総務課 社会教育課	栄養状態の把握	避難所における食事提供の状況把握、アレルギー対応、介護食等の必要性の判断等	●			●		発災 72時間後～	管理栄養士	
22	医療支援班	健康増進課	医療救護所の運営	各避難所における救護所対応 一定規模の避難者数の避難所に開設し、医療チームの派遣を受ける(救助法適用で県の業務)	●					発災 72時間後～	保健師、看護師	
23	医療支援班	健康増進課	医薬品の調達	救護所等で必要となる医薬品の調達。県が(一社)埼玉県医薬品卸業協会と協定を締結しているため、県へ要請	●					発災 72時間後～	－	
24	医療支援班	健康増進課	災害時医療	DMAT、日赤救護班など医療活動チームが不足する場合に県や厚生労働省に要請				●	●	発災 6時間後～	医師、看護師	

No	担当班・特命班	主担当課	業務名	業務内容	支援団体					始 期	必要とする職種	備 考
					自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他			
25	物資・輸送班	庶務課 人権推進課 契約管財課	食料、水、物資の調達	被災者の物資に関するニーズに速やかに対応するため、県（物流オペレーションチーム）への要請や民間企業等との協定等を活用して必要な物資を確保する。		●				発災 6時間後～	—	埼玉みずほ農業協同組合、生活協同組合さいたまコープほか
26	物資・輸送班	庶務課 人権推進課 契約管財課	食料、水、物資の搬送	物資輸送業者を活用して、指定避難所等に物資輸送を実施する。物資輸送業者の活用が難しい場合は、埼玉県トラック協会久喜支部に車両の調達を要請して、効率的な配送を検討する。		●				発災 12時間後～	—	埼玉県トラック協会久喜支部
27	物資・輸送班	庶務課 人権推進課 契約管財課	燃料の確保	埼玉県石油商業組合幸手支部と協定を締結しており、ガソリン、軽油、灯油、重油、オイルの供給を要請		●				発災 6時間後～	—	埼玉県石油商業組合幸手支部
28	衛生班	環境課	仮設トイレの設置	断水時に、避難所へ仮設トイレを設置する。市所有のもののほか協定企業へレンタルを要請する。搬送は物資・輸送班と調整		●				発災 24時間後～	—	(株)アクティオ
29	衛生班	環境課	し尿の収集	避難所へ設置した仮設トイレのし尿収集を要請する。					●	発災 72時間後～	—	
30	本部事務局	くらし防災課（防災担当）	避難所の警備	避難所へ警備員の派遣を要請する。県が（一社）埼玉県警備業協会と協定を締結しているため、県へ要請		●				発災 12時間後～	—	
31	要支援者班	社会福祉課 介護福祉課 こども支援課	福祉避難所の運営	福祉避難所の被災者支援				●		発災 24時間後～	介護士、社会福祉士	各社会福祉法人

※九州地方知事会「熊本地震に係る広域応援検証・評価について」を参考に実際に応援が実施された業務を中心に整理

10. 協定等

資料10 協定等一覧

【第1編-25、第2編-140, 149, 173、第5編-4, 5, 33ページ】

(1) 市町村間の応援協定

番号	相手方	相互応援協定名	締結日	協定内容
1	田園都市づくり協議会	災害時における相互応援に関する協定書	H12. 1. 14	応援全般
2	県内市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H19. 5. 1	応援全般
3	全国さくらサミット加盟自治体	全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書	H26. 4. 17	応援全般
4	秩父市	秩父市と幸手市の非常災害時等における相互応援に関する協定	H30. 4. 4	応援全般
5	本庄市他5市、AGS(株)	総合行政システム(PubLinkerクラウド)災害基本協定書	H30. 4. 24	被災地基幹システムの相互移動支援
6	埼玉県	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	H26. 3. 31	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給、埼玉県・市町村家賃給付金の支給、埼玉県・市町村人的相互応援

(2) 民間団体等との協定

番号	相手方	相互応援協定名	締結日	協定内容
7	埼玉県	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	H3. 3. 29	防災ヘリコプターの応援
8	(一社)埼玉県トラック協会久喜支部	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書	H17. 3. 14	人員・物資等の輸送
9	コカ・コーライーストジャパン(株) (旧社名：三国コカ・コーラボトリング(株))	災害時における救援物資提供に関する協定書	H17. 8. 12	自販機無料提供、飲料水有料提供
10	埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	H21. 3. 2	公共施設の電気設備復旧、市内電気事故防止
11	東京電力パワーグリッド(株)春日部支社 (旧社名：東京電力春日部支社)	幸手市防災行政無線の活用に関する協定書	H21. 4. 1	大規模停電時における防災行政無線の活用
12	かぞヤクルト販売(株)	災害時における飲料水の提供に関する協定書	H21. 7. 7	自販機無料提供、飲料水有料提供
13	学校法人 共済学園日本保健医療大学	災害時における相互協力に関する協定書	H22. 4. 1	避難所の提供、給食・医療・設備・資機材等の提供、学生ボランティアの派遣
14	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H23. 6. 1	情報連絡員(リエゾン)の派遣
15	埼玉県	埼玉県防災情報システムの端末の設置等に関する協定	H23. 10. 1	埼玉県防災情報システム端末の設置・運用

16	埼玉県幸手警察署	大規模災害発生時における幸手市公共施設の一時使用に関する協定書	H24. 5. 9	幸手警察署の代替施設の使用（海洋センター）
17	埼玉土建一般労働組合 久喜幸手支部	災害時における応急対策活動に関する協定書	H24. 5. 9	市有建物からの救助活動・応急的な修復、応急仮設住宅の設置・応急修理
18	社会医療法人 ジャパン メディカルアライアンス	災害時における相互協力に関する協定書	H24. 8. 1	避難所の提供、医療設備・資機材等の提供、職員ボランティアの派遣
19	埼玉みずほ農業協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H24. 10. 3	保有商品の供給
20	生活協同組合さいたま コープ	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25. 2. 27	食料、生活必需品等の供給
21	埼玉県石油商業組合幸手支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H25. 2. 27	ガソリン、軽油、灯油、重油、オイル、携行缶の供給
22	(株)伊藤園	災害時における救援物資提供に関する協定書	H25. 5. 14	自販機無料提供、飲料水有料提供
23	(株)日本ウォーターテックス	災害時における井戸水の使用に関する協定書	H25. 7. 12	生活用水の提供
24	幸手市防災安全協議会	緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書	H26. 6. 3	公共施設応急修理、道路障害物撤去
25	建設埼玉埼玉葛地区本部 幸手支部	緊急時における応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する協定書	H27. 1. 22	応急仮設住宅の設置・応急修理
26	幸手市社会福祉協議会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H27. 2. 2	福祉避難所の設置、要配慮者の受入
27	学校法人橘心学園 幸手看護専門学校	災害時における相互協力に関する協定書	H27. 3. 11	避難所の提供、給食・医療・設備・資機材等の提供、学生ボランティアの派遣
28	幸手市社会福祉協議会	幸手市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	H28. 2. 19	災害ボランティアセンターの設置・運営
29	東電タウンプランニング(株)埼玉総支社	地域貢献型広告に関する協定書	H28. 4. 28	地域貢献型広告の掲出
30	埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	H28. 5. 16	被災者等の相談
31	東日本電信電話(株)	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H29. 2. 13	電話回線の設置、利用
32	社会福祉法人平野の里	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H30. 3. 12	福祉避難所の設置、要配慮者の受入
33	社会福祉法人和幸会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H30. 3. 12	福祉避難所の設置、要配慮者の受入
34	日本郵便(株)幸手市内郵便局	災害時における幸手市と幸手市内郵便局の協力に関する協定書	H30. 10. 17	車両の提供・情報の提供・広報活動・郵便事務
35	社会福祉法人幸和会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	R1. 11. 1	福祉避難所の設置、要配慮者の受入
36	社会福祉法人みゆき会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	R1. 11. 1	福祉避難所の設置、要配慮者の受入
37	埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定書	R2. 8. 17	被災者等の相談
38	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	R2. 6. 17	災害時の情報発信
39	埼玉県立幸手桜高等学校	災害時における県立学校等の使用に関する覚書	R2. 9. 17	避難場所の提供

40	東京電力パワーグリッド(株)春日部支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2. 10. 1	災害時の情報連携、相互協力
41	トラスコ中山(株)、(株)シバタ	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書	R3. 2. 8	災害時の物資の安定供給
42	(一社) 埼玉県LPガス協会北東武支部幸手地区	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	R4. 8. 8	LPガスの積極的な供給
43	(株)ナビ (ホテルグリーンコア)	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	R4. 11. 22	一時滞在施設としての施設利用
44	(株)アクティオ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	R5. 2. 6	レンタル機材(資機材)の供給
45	久喜三菱自動車(株) 三菱自動車工業(株)	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	R5. 3. 13	電動車両等の支援
46	(一社) 北葛北部医師会 幸手市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	R6. 1. 18	災害時の医療救護活動
47	幸手市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	R6. 1. 18	災害時の歯科医療救護活動
48	幸手薬剤師会	災害時の薬剤医療救護活動に関する協定書	R6. 1. 18	災害時の薬剤医療救護活動
49	(株)ジョイフル本田	災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定書	R6. 3. 13	応急物資の優先供給、駐車場の一時使用
50	東日本電信電話(株)	災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務のデジタル活用に向けた共同検討に関する協定	R6. 3. 28	災害時の通信障害復旧連携
51	(株)セキ薬品	災害時における物資の供給に関する協定書	R6. 5. 13	災害時の物資供給
52	堀川産業(株)	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	R6. 11. 15	LPガス等の供給協力
53	埼玉県大宮公園事務所	災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書	R7. 2. 18	緊急避難場所及び防災施設利用

資料10-1 災害時における相互応援に関する協定書（田園都市づくり協議会）

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、田園都市づくり協議会を構成する久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）において、災害が発生し、各市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）その他被災者救援等に必要な事項

（避難場所の範囲）

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動を行うものとする。

（応援の手続）

第6条 協定市町が応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）第3条第1号から第3号までに掲げる資機材、物資等の品名、規格、数量等
- （3）第3条第4号の職員の職種別人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）その他応援に関し、必要な事項

（相互利用の手続）

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- (2) 避難させる場所
- (3) 受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- (4) その他相互利用に関し、必要な事項
(経費の負担)

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第3条第4号に規定する職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

2 応援を受けた市町が、前項第2号の費用を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が、当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うとともに、防災対策の強化に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、協定市町署名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月14日

久喜市大字下早見85番地の3

久喜市長 田中 暄二

蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市長 樋口 暁子

幸手市東4丁目6番8号

幸手市長 増田 実

宮代町中央3丁目6番11号

宮代町長 榊原 一雄

白岡町大字千駄野432番地

白岡町長 濱田 福司

菖蒲町大字新堀38番地

菖蒲町長 中山 登司男

栗橋町大字間鎌2 5 1 番地 1

栗橋町長 斉藤 和夫

鷺宮町鷺宮 6 丁目 1 番 1 号

鷺宮町長 渡邊 正義

杉戸町清地 2 丁目 9 番 2 9 号

杉戸町長 小川 伊七

資料10-2 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (県内市町村)

【第5編-6ページ】

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援で

きない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

資料10-3 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書（全国さくらサミット加盟自治体）

全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努

めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町との協議により、応援市町が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町それぞれが各1通を保有するものとする。

平成26年 4 月 17 日

北海道	新ひだか町長	酒井	芳秀
秋田県	仙北市長	門脇	光浩
宮城県	柴田町長	滝口	茂
福島県	富岡町長	宮本	皓一

群馬県	前橋市長	山本	龍夫
埼玉県	幸手市長	渡辺	邦美
新潟県	五泉市長	伊藤	勝美
岐阜県	本巣市長	藤原	勉
奈良県	吉野町長	北岡	篤
島根県	雲南市長	速水	一
長崎県	大村市長	松本	崇
宮崎県	日南市市長	崎田	恭平
茨城県	日立市長	吉成	明

資料10-4 秩父市と幸手市の非常災害時等における相互応援に関する協定（秩父市）

秩父市と幸手市の非常災害時等における相互応援に関する協定

秩父市と幸手市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秩父市と幸手市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 秩父市と幸手市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

（応援の手続）

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名及び数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

（応援の種類）

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、秩父市と幸手市が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 秩父市と幸手市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成30年 4月 4日

埼玉県秩父市熊木町8-15

秩父市長 久 喜 邦 康

埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市長 渡 辺 邦 夫

資料10-5 総合行政システム（PubLinkerクラウド）災害基本協定書 （本庄市他5市、AGS株）

総合行政システム（PubLinkerクラウド）災害基本協定書

本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市、幸手市（以下それぞれの当事者を「協議会員」という。）及びAGS株式会社（以下「AGS」という。）は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時における相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は協議会員が相互扶助の精神に基づき、災害発生時に相互に支援協力して、事業継続を可能とするため、相互支援の包括的な枠組みに関して必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 支援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災協議会員以外の協議会員の基幹システム端末による、被災協議会員の基幹システム稼働支援
- （2）AGSが管理するデータセンターにおける被災協議会員の基幹システム稼働支援
- （3）被災協議会員に対する機器提供やシステム稼働の支援
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項の支援

（支援の要請）

第3条 支援の要請は、第6条に定める連絡窓口を通じて、応急対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電子メール等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 協議会員相互で実施する支援は、当該協議会員が実施可能と判断した範囲内で行うものとする。

（支援の経費）

第5条 支援に要した経費の負担は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる経費は、各自が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 災害時に必要な情報等を協議会員相互に提供することにより支援の円滑な運用を図るため、あらかじめ各協議会員毎に連絡窓口を定めるものとする。

（協議会）

第7条 本協定に基づく災害時の支援を円滑に実施するため、必要に応じて協議会を開催し、協議会員相互の情報交換、運用方法の検討、訓練の実施等を行うものとする。

2 協議会の事務局は、AGSが所掌する。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期限は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間の満了又はPubLinkerクラウド解約の30日前までに、文書をもって協定終了の申出又は変更の意思表示をしない限り、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(効力の適用範囲)

第9条 この協定は、協議会員が変更になった場合も同様の効力を有するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、協議会員及びAGSが相互に誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、平成30年4月24日から施行する。

この協定の締結を証するため、協議会員及びAGSが署名の上、各々1通を保有する。

平成30年4月24日

埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

本庄市

本庄市長 吉田 信解

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

東松山市長 森田 光一

埼玉県羽生市東六丁目15番地

羽生市

羽生市長 河田 晃明

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市

深谷市長 小島 進

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

埼玉県幸手市東四丁目6番8号

幸手市

幸手市長 渡辺 邦夫

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

A G S株式会社

代表取締役 石井 進

資料10-6 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（埼玉県）

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（支援金の制度）

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給付金の制度）

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（人的相互応援の制度）

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

（疑義等の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料10-7 災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書
(（一社）埼玉県トラック協会久喜支部)

【第2編-155ページ】

災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉県トラック協会久喜支部（以下「乙」という。）は、災害時における人員、物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 幸手市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために、必要な貨物自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があった場合、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し様式2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第5条 緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額による。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第7条 指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第8条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、指定運送業者が補償する。

（災害時相互応援協定市等への適用）

第9条 この協定は、甲が締結災害相互応援協定市等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

(連絡)

第10条 第2条の規定に基づく緊急輸送要請書に係る事項の伝達を確実なものにするため、甲、乙は密接な連絡をとるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成19年3月31日までとする。

ただし、この協定期間満了の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 前各条に規定するもののほか、この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成17年 3月14日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 町田 英夫

埼玉県北葛飾郡栗橋町大字高柳2181番地
乙 (社) 埼玉県トラック協会久喜支部
支部長 遠藤 勝三

埼玉県幸手市木立1830-16
連絡先 (株)さしま通商
代表取締役 佐野 猛
0480(48)2151

様式 1

第 号
年 月 日

緊急輸送要請書

社団法人埼玉県トラック協会久喜支部
支部長 様

幸手市長

「災害時における人員、物資等の輸送業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

緊急輸送の要請内容	
要 請 理 由	
輸送年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目 及 び 量	
車 種 （ 形 状 ）	
台 数	
物資積み込み場所	
そ の 他	

様式 2

第 号
年 月 日

緊急輸送実施報告書

幸手市長 様

社団法人埼玉県トラック協会久喜支部
支部長

「災害時における人員、物資等の輸送業務に関する協定書」に基づき、緊急輸送を実施しましたので下記のとおり報告します。

緊急輸送の実施内容	
輸送年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目 及 び 量	
車種（最大積載量）	
台 数	
物資積み込み場所	
事 業 者 名	
乗 務 員 数	
そ の 他	

※費用の概要として、請求書等を添付する。

資料10-8 災害時における救援物資提供に関する協定書 (コカ・コーライーストジャパン株)

災害時における救援物資提供に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、幸手市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における飲料水の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に幸手市地域防災計画に基づく非常用物資確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に飲料水の確保を図ることを目的とし、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 飲料水の引き渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供申請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（報告の要請）

第4条 乙は、緊急時に供給できる飲料水等の数量について、甲から報告するよう要請があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置協議）

第5条 甲は、乙から地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置について申し込みを受けたときは、設置の可否に関し、速やかに協議に応じるものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置費用）

第6条 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置に要する費用は、乙が負担するものとする。

（期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年 8月12日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 町田 英夫

埼玉県桶川市加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平野 博史

様式1（第3条関係）

救援物資（飲料水）提供申請書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

様

幸手市長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	年 月 日 AM・PM 時 分
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	年 月 日 AM・PM 時 分
電話要請日時	年 月 日 AM・PM 時 分
要請者（幸手市）	
応対者（三国コカ・コーラ）	
物資搬入等における幸手市担当者	幸手市 部 課 氏 名 電話番号
そ の 他	

資料10-9 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 (埼玉県電気工事工業組合)

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、幸手市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等により支援要請し、事後速やかに「支援要請書」を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後速やかに「災害復旧業務完了報告書」を提出する。

（復旧実施マニュアルの掲示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に掲示

するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年 3月 2日から平成22年 3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年 3月 2日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 町田 英夫

埼玉県さいたま市北区宮原一丁目39番地
乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

様式第1（第3条関係）

埼玉県電気工事工業組合 様
(FAX 048-663-0298)

幸手市長

支 援 要 請 書

平成21年 3月 2日付けで締結した「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」
第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- ☐ 電気設備等の被害復旧
- ☐ 市内における電気に係る事故防止に関すること
- ☐ 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- ☐ 避難場所の電気設備等の被害復旧
- ☐ 市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- ☐ その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：_____

・場所（住所）：_____

・責任者名：職名 _____ 氏名 _____

・電話番号：_____

・携帯電話番号：_____

3 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

様式第2（第5条関係）

年 月 日

幸 手 市 長 様

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了しましたので報告します。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
場 所 （ 住 所 ）		
業 務 完 了 年 月 日		
施設担当責任者名		
作 業 内 容		
作業実施業者名	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

資料10-10 災害時における飲料水の提供に関する協定書（かぞヤクルト販売株）

災害時における飲料水の提供に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）とかぞヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、幸手市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における飲料水の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に幸手市地域防災計画に基づく応急給水の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に飲料水の確保を図ることを目的とし、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、災害対策本部から飲料水の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があったときは、市内に設置する自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。
- 5 飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供申請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（報告の要請）

第4条 乙は、緊急時に供給できる飲料水等の数量について、甲から報告するよう要請があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

（自動販売機の設置協議）

第5条 甲は、乙から自動販売機の設置について申し込みを受けたときは、設置の可否に関し、速やかに協議に応じるものとする。

（自動販売機の設置費用）

第6条 自動販売機の設置に要する費用は、乙が負担するものとする。

（期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定改定等の申し出がない限り同一内容をもって更に1年間継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 7月 7日

	埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲	幸手市
	幸手市長 町田 英夫
	埼玉県加須市南町3番34号
乙	かぞヤクルト販売株式会社
	代表取締役 押山 芳夫

様式第 1 号（第 3 条関係）

救援物資提供申請書

年 月 日

かぞヤクルト販売株式会社
代表取締役 様

幸手市長

災害時における飲料水の提供に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	年 月 日 AM・PM 時 分
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	年 月 日 AM・PM 時 分
電話要請日時	年 月 日 AM・PM 時 分
要請者（幸手市）	
応対者（かぞヤクルト販売）	
物資搬入等における幸手市担当者	幸手市 部 課 氏 名 電話番号
その他の	

資料10-11 災害時における相互協力に関する協定書 (学校法人 共済学園日本保健医療大学)

災害時における相互協力に関する協定書

学校法人共済学園日本保健医療大学（以下「甲」という。）と幸手市（以下「乙」という。）は、幸手市内に地震及び水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合に際し、避難所の利用及び救援・救護活動等の災害対策を迅速に実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生又は発生するおそれがある場合の市民、在勤者、在学者、市内滞在者（以下「市民等」という。）の安全確保及び被害の軽減を図るため、災害予防及び応急対策を実施するため甲と乙の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の安全確保のため、市指定避難所としての大学施設の提供
- (2) 避難市民等への応急給食、医療、保有設備及び資機材等の物資の提供（提供できる設備及び資機材を有しない場合を除く。）
- (3) 学生ボランティアの派遣
- (4) 平常時における連携協力体制の強化
- (5) その他災害対策に必要な事項

（協力要請の手続）

第3条 乙は、前条に基づきこの協定による要請を行うときは、事前に甲に対し災害時における協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 甲は、乙から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

- 2 甲は、災害時に避難所として市民等に開放する施設の範囲を予め定め、事前に乙に通知しておくものとする。

（鍵の保管等）

第5条 甲は、災害発生時に備え、乙に施設の鍵を貸与するものとする。貸与する鍵については別表のとおりとする。

- 2 乙は、前項により貸与された鍵については、適正に保管するものとする。
- 3 甲は、第1項により貸与した鍵について変更が生じた場合には、乙に連絡をするとともに、変更後の鍵を乙に貸与するものとする。

（施設等の使用期間）

第6条 第2条に規定する甲の施設等の使用期間は、原則として災害発生から被災市民等が自宅に帰宅又は乙が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場

合には、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(施設等の管理)

第7条 第2条の規定により甲の施設等を使用する場合の管理は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、前項の規定により施設等を使用する場合には、甲の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとし、また、避難所開設後においても、避難所早期解消に努めるものとする。

3 甲は、乙の施設利用について、できる限り乙に協力をするものとする。

(費用の負担)

第8条 乙は、避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 第2条第2号に規定する協力内容について、甲が要した経費については、甲乙協議のうえ負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所の開設期間中に甲の施設等に損害を与えた場合は、乙の負担により修理するものとする。

(情報の提供)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとし、甲及び乙のいずれから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消とする日の1月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 4月 1日

埼玉県幸手市大字幸手1961番地

甲 学校法人 共済学園
理事長 作田 勉

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

乙 幸手市
幸手市長 町田 英夫

別表（第5条関係）

施 設 名	鍵番号	使 用 室 名 等	数 量
正門	—	番号合わせ鍵	—
校舎	1	正面入口	1
校舎	2	正面入口機械警備	1
校舎	3	図書事務室入口	1
校舎	4	図書事務室機械警備	1
体育館	5	正面入口	1

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

学校法人 共済学園 理事長 様

幸手市長

災害時における協力要請書

「災害時における相互協力に関する協定書」第 3 条の規定により、次のとおり協力要請します。

協力要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
協力要請理由		
協力要請内容	要請項目に○	内 容
		避難所としての施設の提供
		設備及び物資の提供
		学生ボランティアの派遣
		その他の災害対策 ()
特 記 事 項		

幸手市連絡担当者	幸手市役所 部 課	
	氏 名	電話番号

資料10-12 災害時における応急対策活動に関する協定書
(埼玉土建一般労働組合久喜幸手支部)

【第2編-176ページ】

災害時における応急対策活動に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合久喜幸手支部（以下「乙」という。）とは、幸手市内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関わる業務（以下「応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙の甲に対する応急業務の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において甲が乙に要請できる応急業務は、次のとおりとする。

- （1）市が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関すること。
- （2）市が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。
- （3）市が要請する応急仮設住宅の設置及び応急修理
- （4）その他、甲が必要と認める応急業務への協力に関すること。

（協力の要請）

第3条 甲が災害対策本部を設置し、応急業務を行う必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項による要請を受けたときは、甲に対して協力するものとする。

3 協力の要請は、応急対策活動要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、事後要請書を提出するものとする。

（協力体制の確保）

第4条 乙は甲からの協力要請に対応できるよう、あらかじめ乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備しておくものとする。

（応急対策活動の方法）

第5条 第3条の規定により応急対策活動を行う乙の組合員は、現地に派遣された甲の職員の指示に従うものとする。

2 応急対策活動が必要とされた現地に甲の職員が派遣されないときは、活動を行う乙の組合員の安全が確保されていることを確認のうえ、人命救助活動を行うものとする。

（活動の報告）

第6条 乙は、第1条及び第2条の規定に基づいて応急対策活動を行った場合は、応急対策活動

報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、事後報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請を受けて行った乙の応急対策活動に係わる費用は、甲が負担する。ただし、費用の支払い時期については、甲の被災状況から甲の判断により適当な時期に支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、「埼玉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第8条 応急対策活動に従事した乙の組合員が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

2 乙の組合員が所有する車両、工具、資機材を甲又は甲に協力する団体、組織等の使用により損害が生じた場合あるいは紛失、盗難により被害が生じた場合は、甲がその損害を補償するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年5月9日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 渡辺邦夫

埼玉県久喜市鷲宮58-5
乙 埼玉土建一般労働組合 久喜幸手支部
支部長 水上登代

様式1号（第3条第3項関係）

応急対策活動要請書

年 月 日

埼玉土建一般労働組合
久喜幸手支部長 様

幸手市長

応急対策活動に関する協定第3条第3項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請する内容	
要請の期間	
連絡事項	

様式2号（第6条関係）

応急対策活動報告書

年 月 日

幸手市長 あて

埼玉土建一般労働組合 久喜幸手支部長

応急対策活動に関する協定第6条の規定により、実施した応急対策活動を以下のとおり報告します。

実施した活動の内容	活動に要した費用

【連絡事項】

資料10-13 災害時における相互協力に関する協定書 (社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス)

災害時における相互協力に関する協定書

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（以下「甲」という。）と幸手市（以下「乙」という。）は、幸手市内に地震及び水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合に際し、避難場所の利用及び救援・救護活動等の災害対策を迅速に実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生又は発生するおそれがある場合の市民、在勤者、在学者、市内滞
在者（以下「市民等」という。）の安全確保及び被害の軽減を図るため、災害予防及び応急対策を
実施するため甲と乙の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。ただし、甲は医療機関としての責務
が第一義であり、「災害派遣医療チーム（DMAT）」等への病院施設提供等最優先に行うこと
を妨げるものではない。

- (1) 市民等の安全確保のため、市指定避難場所として、病院施設のうち「東埼玉総合病院、埼
玉県幸手市大字吉野517番地5の駐車場」の甲が指定する一部の提供
- (2) 避難市民等への医療を提供するために、保有設備及び資機材等の物資の提供（提供できる
設備及び資機材を有しない場合を除く。）
- (3) 職員ボランティアの派遣
- (4) 平常時における連携協力体制の強化
- (5) その他災害対策に必要な事項

（協力要請の手続）

第3条 乙は、前条に基づきこの協定による要請を行うときは、事前に甲に対し災害時における
協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電
話等により要請することができるものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 甲は、乙から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な
限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない
場合はこの限りではない。

2 甲は、災害時に避難場所として市民等に開放する施設の範囲を予め定め、事前に乙に通知し
ておくものとする。

（施設等の使用期間）

第5条 第2条に規定する甲の施設等の使用期間は、原則として災害発生から被災市民等が自宅

に帰宅又は乙が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合には、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(施設等の管理)

第6条 第2条の規定により甲の施設等を使用する場合の管理は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、前項の規定により施設等を使用する場合には、甲の業務の妨げとならないよう配慮するものとし、また、避難場所開設後においても、避難場所早期解消に努めるものとする。

3 甲は、乙の施設利用について、できる限り乙に協力をするものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 第2条第2号に規定する協力内容について、甲が要した経費については、甲乙協議のうえ負担すべき額を決定するものとする。

3 避難場所の開設期間中に甲の施設等に損害を与えた場合は、乙の負担により修理するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとし、甲及び乙のいずれからでも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消とする日の1月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年8月1日

神奈川県海老名市河原口1320番地
甲 社会医療法人
ジャパンメディカルアライアンス
理事長 鄭 義 弘

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
乙 幸手市
幸手市長 渡辺邦夫

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

社会医療法人
ジャパンメディカルアライアンス 様

幸手市長

災害時における協力要請書

「災害時における相互協力に関する協定書」第 3 条の規定により、次のとおり協力要請
します。

協力要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
協力要請理由		
協力要請内容	要請項目に○	内 容
		避難場所としての施設の提供
		設備及び物資の提供
		職員ボランティアの派遣
		その他の災害対策 ()
特 記 事 項		

幸手市連絡担当者	幸手市役所	部	課
	氏 名	電話番号	

資料10-14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (埼玉みずほ農業協同組合)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

幸手市（以下『甲』という。）と埼玉みずほ農業協同組合（以下『乙』という。）は幸手市内における地震、風水害その他の災害（以下『災害』という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、災害時の被害状況に応じ指定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲は、この協定による要請を行うときは、応急生活物資供給等要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。又、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用に

については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

- 第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

- 第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法律の遵守)

- 第11条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとし、甲及び乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、協定を解消とする日の1月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

- 第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年10月3日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 渡辺 邦夫

埼玉県幸手市東3丁目10番43号
乙 埼玉みずほ農業協同組合
代表理事組合長 山田 義男

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

埼玉みずほ農業協同組合長 様

幸手市長

応急生活物資供給等要請書

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
要 請 理 由		
要 請 内 容	要請項目に○	内 容
		応急生活物資供給の提供
		その他（ ）
特 記 事 項		

幸手市連絡担当者	幸手市役所	部	課
	氏 名	電話番号	

資料10-15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (生活協同組合さいたまコープ)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

幸手市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、幸手市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食料、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費等の価格)

第6条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における生協での販売価格又は経費を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第8条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月27日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 渡 辺 邦 夫

乙 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目5番5号
生活協同組合さいたまコープ
代表理事
理事長 佐 藤 利 昭

第1号様式

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

生活協同組合さいたまコープ 様

幸手市長 印

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、
下記のとおり協力を要請します。

記

協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
連 絡 先	
備 考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

(連絡担当者) 幸手市災害対策本部 担当
電話 () 【内線 】

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

第2号様式

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

幸手市長 様

生活協同組合さいたまコープ



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	(計 人)
使 用 車 両	(計 台)
備 考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	供給した場所

(連絡担当者)

電話 ()

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(別表) 災害時応急生活物資(第2条関係)

段階 品目	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 (電気・水道復旧時)
食料品	飲料水 ■ 飲料 (ジュース・牛乳等) ■ 食品 { - 菓子パン ■ - バナナ ■ - レトルト食品(米飯等) - 缶詰 - 即席カップ麺	水・飲料 菓子パン 食パン バター・ジャム 肉・魚・野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー・お茶・紅茶
衣料品・寝具		下着 靴下
日用品雑貨	ティッシュ トイレットペーパー オムツ(子供・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル・ラップ ゴミ袋 紙コップ・紙皿	同左の他 洗面用具・洗剤 文房具 マスク

※ 品目は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき品目。

資料10-16 災害時における燃料等の優先供給に関する協定
(埼玉県石油商業組合幸手支部)

【第2編-57, 155ページ】

災害時における燃料等の優先供給に関する協定

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合幸手支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に燃料等の優先供給を要請するものとする。また、甲は、乙の会員に直接要請出来るものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む）を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、重油及びオイルとする。

2 その他緊急に必要な物品（燃料等の携行缶、給油ポンプ）についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として災害時燃料等供給要請書（別記様式1）により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災担当部署からの電話、ファックス等による要請に応じた後、災害時燃料等供給要請書により行う。

（燃料等の納品）

第6条 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

（燃料等の価格）

第7条 甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（経費の請求）

第8条 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（報告等）

第10条 乙は、毎年4月末までに、この協定に基づき協力を実施できる幸手市内の販売事業者の名称、所在地、電話番号等を甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、必要な手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の適用は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月27日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 渡 辺 邦 夫

乙 幸手市東2丁目22番5号
埼玉県石油商業組合幸手支部
支部長 大 里 英 二

別記様式1（第5条関係）

災害

年 月 日

埼玉県石油商業組合幸手支部
支部長 様

幸手市長

災害時燃料等供給要請書

「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入品目	数量
ガソリン	リットル
軽油	リットル
灯油	リットル
重油	リットル
オイル	リットル
納入日時	年 月 日 時
納入場所	
その他	

担当部署：市民生活部くらし安全課 電話0480-43-1111ファックス0480-44-0257
メールkurashi@city.satte.lg.jp

資料10-17 災害時における救援物資提供に関する協定書（株伊藤園）

災害時における救援物資提供に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の市内に、災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。尚、乙が設置している自販機は別紙リストにて管理するものとする。

2 乙は災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は第1項の要請があった時は、飲料水の供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の方法）

第3条 この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭、電話等により要請することが出来るものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 5月14日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 渡 辺 邦 夫

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社 伊藤園
総務部長 松 本 功 一

資料10-18 災害時における井戸水の使用に関する協定書
(株)日本ウォーターテックス)

災害時における井戸水の使用に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と株式会社日本ウォーターテックス（以下「乙」という。）とは、幸手市内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における井戸水の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震などの災害等で水道が断水した時、地域住民の生活用水確保のために乙が所有する井戸（幸手市中3丁目4番20号）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合に必要があると認める時は、乙に対して乙が所有及び管理する井戸を活用して住民に対して給水を行うことに関する協力を要請するものとする。

ただし、飲料水は除き生活水の提供とする。

2 乙は、幸手市が主催・共催する市民まつり等において広く市民及び関係者に、井戸水と井戸の使用を提供するものとする。

3 第1項の要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、事後に要請書を提出するものとする。

（費用）

第3条 甲の要請を受けて乙の井戸を活用した井戸水は、乙の負担とする。

2 前項に関するその他の経費が発生する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれかから協定解消の申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 7月12日

- 甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 渡 辺 邦 夫
- 乙 埼玉県幸手市平須賀1丁目297番地1
株式会社日本ウォーターテックス
代表取締役社長 増 田 眞 理

資料10-19 緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書
(幸手市防災安全協議会)

【第2編-45, 49, 176ページ】

緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と幸手市防災安全協議会（以下「乙」という。）とは、災害時、緊急対応事態発生時及び発生のおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における甲が行う応急対策活動に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急時に乙が甲に対する応急対策活動に係る協力を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の行う協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）公共施設の応急修理
- （2）道路交通確保等のための障害の除去
- （3）その他甲が必要と認める応急対策活動で、乙の保有する技術、人材及び資機材で提供可能なもの

（名簿及び台帳の報告）

第3条 乙は、会員名簿（様式1）及び建設機械等保有台帳（様式2）を予め甲に報告するものとする。

- 2 前項の報告内容に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲が乙に対し協力を要請するときは、協力要請書（様式3）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その他の方法で要請し、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、甲に対して協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請を受けて行った乙の応急対策活動に係わる費用は、甲が負担する。ただし、費用の支払い時期については、甲の被災状況から甲の判断により適当な時期に支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、「埼玉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 資機材の調達などが伴う業務等の費用負担については、必要に応じて甲と乙が協議のうえ事前に費用負担等についての協定を締結できるものとする。

(損害補償)

第6条 応急対策活動に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年6月3日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 渡辺邦夫

埼玉県幸手市東4丁目4番19号
乙 幸手市防災安全協議会
会長 小澤 勲

様式 1

会 員 名 簿

	会社名	住所	電話	F A X	代表者氏名
1	(株)ISI・ビルド	大字幸手2619	0480-44-1211	0480-43-1587	石井栄三郎
2	(株)アクト企画	大字神明内319	0480-48-2106	0480-48-7625	濱島由喜男
3	亜美ライン工業(有)	大字幸手2633-4	0480-43-1724	0480-43-1726	多田 光昭
4	(株)石原造園土木	大字上高野2755-1	0480-43-3500	048-748-1186	石原 保
5	小沢道路(株)	東4-4-19	0480-44-2069	0480-44-2075	吉田 美江
6	オザワロード(株)	東4-4-19	0480-40-3301	0480-40-3302	小澤 政子
7	(株)シブタニ工業	大字幸手3802	0480-40-3135	0480-40-3145	澁谷 正樹
8	都市管理サービス(株)	大字神明内319	0480-48-2711	0480-48-2713	山崎 和雄
9	日本環境管理(株)	大字惣新田2722	0480-47-2260	0480-47-2261	佐々木 潤
10	平井商事(株)	中5-14-7	0480-42-0378	0480-42-0544	平井 文昭
11	喜光工業(株)	大字榎野地296-4	0480-48-1823	0480-48-0329	関 裕
12	(株)旭クリエイト	大字千塚1337	0480-42-0759	0480-42-1520	白石 謹章
13	(有)新井設備	大字円藤内753	0480-42-2952	0480-42-2923	新井 健一
14	(株)飯島興産	東3-20-18	0480-43-5788	0280-84-4178	飯島 正明
15	木村工業(株)	中4-12-25	0480-42-9335	0480-43-3132	木村 則之
16	(株)木村設備	東4-17-21	0480-43-3926	0280-84-2315	木村 祐一
17	黒川設備	南1-4-21	0480-42-4651	0480-42-5134	黒川 賢治
18	関根設備工業(株)	中1-12-33	0480-42-0087	0480-42-0316	関根 悦雄
19	(株)千代田設備	南3-21-14	0480-42-0850	0480-42-0498	花輪 誠
20	野口水道工業所	中1-15-32	0480-42-0649	0480-43-6776	野口 博信
21	(株)パラレル	大字千塚1337	0480-44-3802	0480-43-5567	白石 誠一
22	(有)溝口設備工業	中1-2-6	0480-42-9266	0480-43-6951	溝口 五郎
23	(株)山田設備	大字惣新田1255-1	0480-48-1238	0480-48-1572	山田 誠司
24	伊東電気	東3-22-13	0480-43-0167	0480-43-0167	伊東 勇
25	大野電気商会	中5-4-36	0480-42-1325	0480-44-1766	大野富士夫
26	小澤電気設備(株)	香日向4-16-6	0480-43-0001	0480-43-5551	小澤 一郎
27	金子電気工業所	中1-12-36	0480-42-0172	0480-43-8990	金子 荘八
28	川崎電気工事店	中川崎370-6	0480-42-3303	0480-42-1827	伊東 隆雄
29	坂口電業	南2-6-1	0480-42-1846	0480-42-1846	坂口 栄
30	(有)鈴木電設	緑台2-14-7	0480-43-2406	0480-42-9618	鈴木 則夫
31	関口電気商会	中5-20-4	0480-42-0789	0480-42-0789	関口 英夫
32	大和電業所	大字千塚242-3	0480-42-5937		富山 正夫
33	田中電気商会	中2-10-2	0480-42-0679	0480-42-9500	田中 茂治
34	中村電設工業(株)	南3-9-5	0480-42-0731	0480-43-5450	中村 章一
35	山崎電工	戸島2-41	0480-48-0525	0480-48-0340	山崎 廣美

様式 2

建設機械等保有台帳

	会社名	車 両		機 械		材 料		備考
		種類	数量	種類	数量	種類	数量	
	(株)ISI・ビルド	4tダンプ	3台	0.45ハックホ	1台			
		2tダンプ	2台	0.4ハックホ	1台			
		4tユニック車	1台	0.25ハックホ	2台			
		軽ダンプ	1台	0.1ハックホ	1台			
	(株)アクト企画	3tダンプ	1台	ハックホ	1台	鉄板	10枚	
		2tダンプ	1台	発電機	3台	足場	1式	
		4t吸泥車	1台	ポンプ	3台	アスコン	20袋	
		1t洗浄車	1台	ウエルダー	1台	砂	10m ³	
		運搬車	5台	送風機	4台	砂利	10m ³	
				酸欠機	1台	土嚢袋	2000袋	
				プレート	2台	安全器具	1式	
				チェーンソー	3台			
				レバール	2台			
	亜美ライン工業(有)	4tダンプ	1台	0.1ハックホ	1台			
		3tダンプ	2台					
		軽トラ	2台					
	(株)石原造園土木	4tダンプ	1台	0.25ハックホ	1台	土嚢袋	50袋	
		3tクレーン	1台	0.2ハックホ	2台			
		2tクレーン	1台	0.1ハックホ	1台			
		Wキャブ	1台	ミニタイヤショベル	1台			
		ボンゴバン	1台	発電機	3台			
		軽バン	6台	投光機	6台			
		軽トラ	1台	チェーンソー	3台			
		軽ダンプ	2台					
	小沢道路(株)	4tダンプ	5台	0.45ハックホ	1台	再生砕石	30m ³	
		3tダンプ	2台	0.25ハックホ	5台			
				0.2ハックホ	2台			
				0.1ハックホ	1台			
				タイヤショベル	1台			
				ミニタイヤショベル	1台			
				グレーダー	1台			
	オザワロード(株)	4tダンプ	5台	0.45ハックホ	1台	再生砕石	30m ³	
		3tダンプ	2台	0.25ハックホ	4台			
				0.2ハックホ	2台			
				0.1ハックホ	1台			
				タイヤショベル	1台			
				ミニタイヤショベル	1台			
				グレーダー	1台			
	(有)シブタニ工業	4tダンプ	4台	0.4ハックホ	1台	再生砕石	3m ³	
		3tダンプ	4台	0.25ハックホ	4台	再生砂	3m ³	
		軽トラ	5台	0.2ハックホ	2台			
				0.15ハックホ	1台			
				0.1ハックホ	1台			
	都市管理サービス(株)	8tアーム	1台	ハックホ	1台	鉄板	10枚	
		4tクレーン	1台	発電機	2台	足場	1式	
		大特道路スパー	1台	ポンプ	4台	アスコン	20袋	
		4t散水車	1台	ウエルダー	1台	砂	10m ³	

	会社名	車 両		機 械		材 料		備考
		種類	数量	種類	数量	種類	数量	
		大型吸泥車	1台	送風機	4台	砂利	10m ³	
		4t吸泥車	2台	酸欠機	5台	舗 ー ト	1式	
		4t高圧洗浄車	2台	プ レ ー ト	2台	安全器具	1式	
		1t高圧洗浄車	1台	チェンソー	3台			
		運搬車	5台	レハ ー ル	2台			
				バ ー ロ ー ス	2台			
				パ ー ト ナ ー	2台			
	日本環境管理(株)	10tダ ンプ	3台	0.7ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		4tダ ンプ	1台	0.45ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		3tダ ンプ	2台	0.25ハ ー ッ ク ホ ー	2台			
		7tア ー ム	1台	0.15ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		4tア ー ム	2台					
	平井商事(株)	3tダ ンプ	2台	0.25ハ ー ッ ク ホ ー	2台			
		2tダ ンプ	1台	0.1ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
				ミニタイショベル	1台			
	喜光工業(株)	4tダ ンプ	2台	ハ ー ッ ク ホ ー	7台	再生砕石	10m ³	
		3tダ ンプ	1台	タイショベル	1台	再生粒調	10m ³	
		4tユニック車	1台					
		軽ダ ンプ	1台					
	(株)旭クワイ	4tダ ンプ	2台	舗装カッター	1台			
		2tダ ンプ	3台	ランマー	2台			
		2tトラック	2台	1tローラー	1台			
		軽トラック	2台	発電機	2台			
				溶接機	1台			
				0.25ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
				0.2ハ ー ッ ク ホ ー	2台			
				0.15以下ハ ー ッ ク ホ ー	3台			
	(有)新井設備	3tダ ンプ	2台	ハ ー ッ ク ホ ー	4台			
		2tトラック	1台	舗装カッター	1台			
		軽トラック	3台	ランマー	1台			
				プ レ ー ト	1台			
				発電機	2台			
	(株)飯島興産	4tダ ンプ	1台	0.45ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		2tダ ンプ	1台	0.4ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		6t重機回送車	1台	0.25ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		2t重機回送車	1台	0.2ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		軽トラック	3台	0.12ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		1t工作車	1台	0.06ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		軽工作車	1台	コンプレッサー	1台			
		ライトバン	2台	ランマー80K	2台			
				ランマー60K	1台			
				ハントローラー	1台			
				プ レ ー ト60K	3台			
				乳剤散布機	2台			
	木村工業(株)	2tダ ンプ	1台	0.1ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		3人乗トラック	1台	0.07ハ ー ッ ク ホ ー	1台			
		軽トラック	1台	ランマー	1台			
		キャバン	1台	プ レ ー ト	1台			
				舗装カッター	1台			
				コア抜き機	1台			
				発電機	1台			

	会社名	車 両		機 械		材 料		備考
		種類	数量	種類	数量	種類	数量	
				水中ポンプ	1台			
	(株)木村設備	3tダンプ	2台	0.25バックホウ	1台			
		2tダンプ	1台	0.2バックホウ	1台			
		貨物車	3台	0.1バックホウ	1台			
				0.7タイヤショベル	1台			
	黒川設備	ダンプ	1台	バックホウ	3台			
		軽トラック	2台	舗装カッター	1台			
				バイブレーター	1台			
				プレート	1台			
	関根設備工業(株)	2tダンプ	1台	バックホウ	2台			
		貨物車	3台					
	(株)千代田設備	2tトラック	1台	発電機	1台			
				溶接機	1台			
				ランマー	1台			
				プレート	1台			
	野口水道工業所	貨物トラック	1台	発電機	1台			
		軽トラック	1台	エンジンポンプ	1台			
				タンパー	1台			
	(株)パラレル	4tダンプ	1台	0.15バックホウ	1台			
		2tダンプ	1台	0.1バックホウ	1台			
		軽トラック	2台	発電機	1台			
				舗装カッター	1台			
				ランマー	1台			
	松本設備	1.5t貨物	1台	バックホウ	1台			
				発電機	1台			
				舗装カッター	1台			
				削岩機	2台			
				水中ポンプ	2台			
				ランマー	1台			
	(有)溝口設備工業	ダンプ	1台	バックホウ	2台			
		貨物車	1台	舗装カッター	1台			
				ランマー	1台			
	(株)山田設備	2tダンプ	1台	バックホウ3t	1台			
		普通トラック	1台	バックホウ2t	1台			
		軽トラック	1台	バックホウ1t	2台			
				転圧機	2台			
				振動プレート	1台			
				舗装カッター	1台			
				発電機	1台			
				水中ポンプ	1台			

様式 3

協 力 要 請 書

年 月 日

幸手市防災安全協議会
会 長 様

幸手市長

緊急時における応急対策活動への協力に関する協定第4条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請する内容	
要請の期間	
連絡事項	

資料10-20 緊急時における応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する協定書
(建設埼玉埼葛地区本部幸手支部)

【第2編-176ページ】

緊急時における応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と建設埼玉埼葛地区本部幸手支部（以下「乙」という。）とは、災害時又は災害発生のおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における応急仮設住宅の設置及び応急修理について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は緊急時に応急仮設住宅の設置及び応急修理を受けようとするときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、災害の状況、場所、活動内容、希望人員、機材等について、通知するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙から協力を受けたときは、その経費を負担するものとする。

（要請の手続）

第4条 緊急時乙に対する協力の要請をする場合は、必要な事項を文書により要請するものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急措置活動）

第5条 甲の要請により、災害現場に出動した乙の組合員（以下「組合員」という。）は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、組合員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。

この場合において組合員は、応急措置活動の終了後、活動内容の概要を甲に報告するものとする。

（損害補償）

第6条 応急対策活動に従事した乙の組合員が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

2 乙の組合員が所有する車両、工具、資機材を甲又は甲に協力する団体、組織等の使用により

損害が生じた場合あるいは紛失、盗難により被害が生じた場合は、甲がその損害を補償するものとする。

(協力体制の確保)

第7条 乙は甲からの協力要請に対応できるよう、あらかじめ乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備しておくものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 1月22日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 渡辺邦夫

埼玉県幸手市
乙 建設埼玉埼葛地区本部 幸手支部
支部長 白石昭一

資料10-21 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (幸手市社会福祉協議会)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が、乙の運営する施設を、要配慮者を対象とした福祉避難所として設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「福祉避難所」とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号、以下「基準」という。）第2条の福祉避難所をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム等へ入所していない者をいう。

（福祉避難所を設置する施設）

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次の施設とする。

施設名称	所在地
幸手市障害者自立支援施設「さくらの里」	幸手市大字千塚10番地1
幸手市障害者自立支援施設「なのはなの里」	幸手市東3丁目9番21号

（福祉避難所の設置及び要配慮者の受入れ）

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとし、要請を受け入れることが可能と判断したときは、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の避難は、家族等要配慮者の介助をする者又は避難行動要支援体制における避難支援等関係者が行い、甲は、これを支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の運営においては、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 福祉避難所の運営のために必要な人員の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議のうえ定める業務

（設置期間等）

第6条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災

害の状況により、期間を延長する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(物資の調達の支援等)

第7条 福祉避難所の運営に必要な物資の調達は、甲が行うものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する物資の提供について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に要する介護職員及びボランティア等の配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に規定する配置を支援するものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、基準に従い支払うものとする。

2 乙が福祉避難所の設置及び運営をした場合で、当該災害が災害救助法の適用を受けなかったときは、甲は前項の費用を基準に準じて、乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報等を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(災害時の人的支援)

第10条 乙は、災害時における必要な人員の派遣について、自主的又は甲からの要請により可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、実施後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで有効期限を更新するものとし、以後この例による。

(疑義)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成27年2月2日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市

幸手市長 渡 辺 邦 夫

埼玉県幸手市大字天神島1030番地1
幸手市保健福祉総合センター「ウェルス幸手」内
乙 社会福祉法人 幸手市社会福祉協議会

副 会 長 高 橋 正 美

資料10-22 災害時における相互協力に関する協定書 (学校法人橘心学園 幸手看護専門学校)

災害時における相互協力に関する協定書

学校法人 橘心学園 幸手看護専門学校（以下「甲」という。）と幸手市（以下「乙」という。）は、幸手市内に地震及び水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合に際し、避難所の利用及び救援・救護活動等の災害対策を迅速に実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生又は発生するおそれがある場合の市民、在勤者、在学者、市内滞在者（以下「市民等」という。）の安全確保及び被害の軽減を図るため、災害予防及び応急対策を実施するため甲と乙の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の安全確保のため、市指定避難所としての学校施設の提供
- (2) 避難市民等への食料、医療、保有設備及び資機材等の物資の提供（提供できる設備及び資機材を有しない場合を除く。）
- (3) 学生ボランティアの派遣
- (4) 平常時における連携協力体制の強化
- (5) その他災害対策に必要な事項

（協力要請の手続）

第3条 乙は、前条に基づきこの協定による要請を行うときは、事前に甲に対し災害時における協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 甲は、乙から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

2 甲は、災害時に避難所として市民等に開放する施設の範囲を予め定め、事前に乙に通知しておくものとする。

（施設等の使用期間）

第5条 第2条に規定する甲の施設等の使用期間は、原則として災害発生から被災市民等が自宅に帰宅又は乙が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合には、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(施設等の管理)

第6条 第2条の規定により甲の施設等を使用する場合の管理は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、前項の規定により施設等を使用する場合には、甲の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとし、また、避難所開設後においても、避難所早期解消に努めるものとする。

3 甲は、乙の施設利用について、できる限り乙に協力をするものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 第2条第2号に規定する協力内容について、甲が要した経費については、甲乙協議のうえ負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所の開設期間中に甲の施設等に損害を与えた場合は、乙の負担により修理するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、甲及び乙のいずれから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消とする日の1月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 3月11日

埼玉県幸手市香日向4丁目5番1号
甲 学校法人 橘心学園
理 事 長 秋 谷 昭 治

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
乙 幸手市
幸 手 市 長 渡 辺 邦 夫

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

学校法人 橘心学園 理事長 様

幸手市長

災害時における協力要請書

「災害時における相互協力に関する協定書」第 3 条の規定により、次のとおり協力要請します。

協力要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
協力要請理由		
協力要請内容	要請項目に○	内 容
		避難所としての施設の提供
		設備及び物資の提供
		学生ボランティアの派遣
		その他の災害対策 ()
特 記 事 項		

幸手市連絡担当者	幸手市役所	部	課
	氏 名	電話番号	

資料10-23 幸手市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書 (幸手市社会福祉協議会)

幸手市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、幸手市災害ボランティアセンターの設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるボランティア活動を迅速かつ円滑に推進するため、幸手市地域防災計画（平成27年3月改定）に基づき、幸手市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 乙は、震度5強以上の地震又は河川の決壊等により市内で重大な災害が発生した場合、若しくは住民の被災状況を考慮し災害ボランティアによる支援が必要であると認められる場合は、次の各号の関係機関と迅速に協議し、センターの設置を決定する。

- （1）幸手市災害対策本部（以下「対策本部」という。）
- （2）埼玉県社会福祉協議会
- （3）幸手市自治会（災害ボランティアセンター立ち上げ訓練参加箇所を優先）
- （4）その他、会長又は会長職務代理者が必要と認める団体及び者

（設置場所）

第3条 乙は、対策本部と協議の上、センターの設置場所を決定する。

- 2 設置場所の選定にあたっては、災害による損傷や二次災害の恐れが少ない施設の中から、別に定める「選定基準」及び「設置候補施設」を参考に検討を行うものとする。
- 3 災害の規模が広範囲にわたっている場合や、局地的な災害でセンター設置場所と被災地が離れている場合は、サテライトセンターの設置を併せて検討する。

（運営）

第4条 甲は、被災地状況、ボランティア需要等の各種情報の伝達及び乙への支援等の協力体制を整えるため、甲に対応窓口のセクションを定める。

- 2 乙は、センターの設置にあたり、第2条第1項各号の関係機関と協議の上、災害ボランティアセンター運営方針を策定する。
- 3 前項のほか、センターの運営にあたり必要な事項は、別に定める。

（組織）

第5条 センターの組織は別に定める。

- 2 統括責任者として本部長を置き、乙の事務局長が務める。
- 3 本部長を補佐及び代理する者として副本部長を置き、本部長がセンタースタッフの中から指名する。
- 4 本部長は、別に定める手順に基づき、センタースタッフとして必要な人員を確保する。

（活動内容）

第6条 センターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害ボランティアの受付

- (2) 被災者ニーズの把握
- (3) 災害ボランティア活動の需給調整
- (4) 災害ボランティアの送り出し
- (5) 必要な資機材の調達、管理
- (6) 対策本部等、関係機関との連絡調整
- (7) その他甲乙協議の上必要と認める活動

(設備、備品及び資材等の確保)

第7条 対策本部及び乙は、センター運営及び災害ボランティア活動に必要となる設備、備品及び資材等の確保について、相互に協力するものとする。

- 2 電話回線については、対策本部を経由してN T Tへ依頼し、最低5回線を確保するものとする。

(運営及び活動に係る資金)

第8条 センター運営及び災害ボランティア活動に要した経費については、原則、甲が負担するものとする。但し、当該活動を支援するための募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該経費に充てるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、当該活動に係る費用負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(連携及び協力)

第9条 対策本部及び乙は、災害ボランティア活動の円滑な推進に関して、相互に連携及び協力するものとする。

- 2 乙は、対策本部への参画又は情報共有により、次の各号の確認、協議を行う。

- (1) 行政の被災者支援対応の確認
- (2) 避難所や要支援者等への支援状況等の確認
- (3) センターによる支援活動状況の伝達
- (4) その他必要な連携及び協力

- 3 乙は、センターの円滑な運営に関して、単独で確保することが困難であると認めるときは、対策本部に対し必要な協力を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについて、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(閉鎖)

第11条 センターの閉鎖については、対策本部、乙及び関係機関等が協議の上、決定する。

- 2 閉鎖の手続きにあたり必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 乙は、センターの円滑な運営及び災害時ボランティア活動を推進するにあたり必要な事項について、この協定に定めるもののほか、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項又は条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決する。

- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。但し、当該

期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年間継続し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自がその1通を所持するものとする。

平成28年 2月19日

幸手市東4丁目6番8号

甲 幸 手 市

市 長 渡 辺 邦 夫 印

幸手市大字天神島1030番地1

乙 社会福祉法人幸手市社会福祉協議会

副会長 高 橋 正 美 印

資料10-24 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1） 相続に関する相談
- （2） 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3） 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4） 成年後見制度に関する相談
- （5） その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援

を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 5月16日

(甲) 幸手市東四丁目6番8号
幸手市

幸手市長 渡辺 邦夫 印

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会

会長 山 寄 秀美 印

災 害 時 支 援 協 力 要 請 書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

資料10-25 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

幸手市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。) 第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇

所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年 2月13日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

埼玉県幸手市

幸手市長 渡 辺 邦 夫 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号

東日本電信電話株式会社

取締役 埼玉事業部長

榑 原 明 印

資料10-26 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人平野の里)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平野の里（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、幸手市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が、乙の運営する施設を、要配慮者を対象とした福祉避難所として設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「福祉避難所」とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号、以下「基準」という。）第2条の福祉避難所をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム等へ入所していない者をいう。

(福祉避難所を設置する施設)

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次の施設とする。

施設名称	所在地
障害者支援施設あやめ寮	幸手市大字平野920番地
あやめ壱番館	幸手市大字円藤内236番地1
あやめ弐番館	幸手市大字上高野925番地1

(福祉避難所の設置及び要配慮者の受入れ)

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとし、要請を受け入れることが可能と判断したときは、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の避難は、家族等要配慮者の介助をする者又は避難行動要支援体制における避難支援等関係者が行き、甲は、これを支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(福祉避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の運営においては、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 福祉避難所の運営のために必要な人員の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議のうえ定める業務

(設置期間等)

第6条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(物資の調達の支援等)

第7条 福祉避難所の運営に必要な物資の調達は、甲が行うものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する物資の提供について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に要する介護職員及びボランティア等の配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に規定する配置を支援するものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、基準に従い支払うものとする。

2 乙が福祉避難所の設置及び運営をした場合で、当該災害が災害救助法の適用を受けなかったときは、甲は前項の費用を基準に準じて、乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(災害時の人的支援)

第10条 乙は、災害時における必要な人員の派遣について、自主的又は甲からの要請により可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、実施後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで有効期限を更新するものとし、以後この例による。

(疑義)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成30年3月12日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市

幸手市長 渡 辺 邦 夫

埼玉県幸手市大字平野920番地
乙 社会福祉法人平野の里

理事長 島 田 貞 二

資料10-27 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人和幸会)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人和幸会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が、乙の運営する施設を、要配慮者を対象とした福祉避難所として設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「福祉避難所」とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号、以下「基準」という。）第2条の福祉避難所をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム等へ入所していない者をいう。

（福祉避難所を設置する施設）

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次の施設とする。

施設名称	所在地
幸手学園	幸手市大字上宇和田148番地4

（福祉避難所の設置及び要配慮者の受入れ）

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとし、要請を受け入れることが可能と判断したときは、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の避難は、家族等要配慮者の介助をする者又は避難行動要支援体制における避難支援等関係者が行い、甲は、これを支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の運営においては、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 福祉避難所の運営のために必要な人員の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議のうえ定める業務

（設置期間等）

第6条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長

することができる。

(物資の調達の支援等)

第7条 福祉避難所の運営に必要な物資の調達は、甲が行うものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する物資の提供について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に要する介護職員及びボランティア等の配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に規定する配置を支援するものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、基準に従い支払うものとする。

2 乙が福祉避難所の設置及び運営をした場合で、当該災害が災害救助法の適用を受けなかったときは、甲は前項の費用を基準に準じて、乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(災害時の人的支援)

第10条 乙は、災害時における必要な人員の派遣について、自主的又は甲からの要請により可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、実施後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで有効期限を更新するものとし、以後この例による。

(疑義)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成30年3月12日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市

幸手市長 渡 辺 邦 夫

埼玉県幸手市大字上宇和田148番地4
乙 社会福祉法人和幸会

理事長 小河原 文 子

資料10-28 災害発生時における幸手市と幸手市内郵便局の協力に関する協定書 (日本郵便(株)幸手市内郵便局)

災害発生時における幸手市と幸手市内郵便局の協力に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と幸手市内郵便局（以下「乙」という。）は、幸手市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、幸手市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 緊急車両等としての車両の提供。ただし、甲及び乙の業務の支障のない範囲に限る。
- （2） 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3） 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5） 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- （6） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項
- （7） 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （8） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

2 前項の場合において、避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含むものとする。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性を鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 幸手市市民生活部長（危機管理監）

乙 日本郵便株式会社 幸手郵便局長

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成31年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、この協定は自動的に1年間更新し、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を所持する。

平成30年10月17日

甲 埼玉県幸手市東4-6-8
幸手市
幸手市長

(署名) 渡 辺 邦 夫

乙 幸手市内郵便局代表
埼玉県幸手市東2-24-8
日本郵便株式会社
幸手郵便局長

(署名) 加 藤 隆 光

資料10-29 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人幸和会)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸和会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、幸手市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が、乙の運営する施設を、要配慮者を対象とした福祉避難所として設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「福祉避難所」とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号、以下「基準」という。）第2条の福祉避難所をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム等へ入所していない者をいう。

(福祉避難所を設置する施設)

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次の施設とする。

施設名称	所在地
介護老人福祉施設 しらさぎ苑	幸手市大字下吉羽1250番地1
介護老人福祉施設 桜楓苑	幸手市平須賀2丁目225番地
介護老人福祉施設 ひらすかの郷	幸手市平須賀2丁目224番地

(福祉避難所の設置及び要配慮者の受入れ)

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとし、要請を受け入れることが可能と判断したときは、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の避難は、家族等要配慮者の介助をする者又は避難行動要支援体制における避難支援等関係者が行い、甲は、これを支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(福祉避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の運営においては、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 福祉避難所の運営のために必要な人員の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議のうえ定める業務

(設置期間等)

第6条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(物資の調達の支援等)

第7条 福祉避難所の運営に必要な物資の調達は、甲が行うものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する物資の提供について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に要する介護職員及びボランティア等の配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に規定する配置を支援するものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、基準に従い支払うものとする。

2 乙が福祉避難所の設置及び運営をした場合で、当該災害が災害救助法の適用を受けなかったときは、甲は前項の費用を基準に準じて、乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(災害時の人的支援)

第10条 乙は、災害時における必要な人員の派遣について、自主的又は甲からの要請により可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、実施後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで有効期限を更新するものとし、以後この例による。

(疑義)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和元年11月11日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市

幸手市長 木 村 純 夫

埼玉県幸手市平須賀2丁目224番地
乙 社会福祉法人幸和会

理事長 堀 中 靖

資料10-30 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人みゆき会)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みゆき会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が、乙の運営する施設を、要配慮者を対象とした福祉避難所として設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「福祉避難所」とは、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号、以下「基準」という。）第2条の福祉避難所をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム等へ入所していない者をいう。

（福祉避難所を設置する施設）

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次の施設とする。

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム さつての里	幸手市大字松石6番地
特別養護老人ホーム みゆきの里	幸手市大字松石220番地2

（福祉避難所の設置及び要配慮者の受入れ）

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとし、要請を受け入れることが可能と判断したときは、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の避難は、家族等要配慮者の介助をする者又は避難行動要支援体制における避難支援等関係者が行い、甲は、これを支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の運営においては、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 福祉避難所の運営のために必要な人員の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙が協議のうえ定める業務

（設置期間等）

第6条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災

害の状況により、期間を延長する必要があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(物資の調達の支援等)

第7条 福祉避難所の運営に必要な物資の調達は、甲が行うものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する物資の提供について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の運営に要する介護職員及びボランティア等の配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に規定する配置を支援するものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、基準に従い支払うものとする。

2 乙が福祉避難所の設置及び運営をした場合で、当該災害が災害救助法の適用を受けなかったときは、甲は前項の費用を基準に準じて、乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(災害時の人的支援)

第10条 乙は、災害時における必要な人員の派遣について、自主的又は甲からの要請により可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、実施後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで有効期限を更新するものとし、以後この例による。

(疑義)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和元年11月 1日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市

幸手市長 木 村 純 夫

埼玉県幸手市大字松石220番地2
乙 社会福祉法人みゆき会

理事長 秋 谷 行 男

資料10-31 災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会）

災害時における被災者支援に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた幸手市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により幸手市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純 夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長 関 口 隆 夫

年 月 日

災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

幸手市長

災害時における被災者支援に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

資料10-32 災害時における県立学校等の使用に関する覚書（埼玉県立幸手桜高等学校）

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立幸手桜高等学校（以下「甲」という。）と幸手市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

- （1） 地震
- （2） 洪水
- （3） その他

（避難施設等）

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年度4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年度4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙および埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

（避難所等開設）

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所等を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所等を開設した旨を報告しなければならない。

- 2 避難所等における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所等に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所等運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）

第5条 乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙5のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

(備蓄品の使用)

第6条 災害が発生し、必要な備蓄品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

2 前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

(管理経費)

第7条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

(避難施設等の使用)

第8条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第9条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第10条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。

なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。
なお、平成22年4月1日に締結した「災害時における避難所等の使用に関する協定書」はこの覚書の締結をもって終了とする。

令和2年9月17日

幸手市北1—17—59
甲 埼玉県立幸手桜高等学校
校長 嶋村 秀樹

幸手市東4—6—8
乙 幸手市
幸手市長 木村 純夫

(別紙1) 第3条関係

【第2条第1項（地震）及び同条第3項（その他）の場合】

1 甲の施設（該当するものにチェックをする）

- ☒ 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）
☒ 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）
☐ 福祉避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5項）
☒ 防災拠点校（埼玉県地域防災計画）
☐ 指定なし

2 避難施設・立ち入り禁止施設等

	平日日中		休日・夜間	備考
	教職員あり 生徒 あり	教職員あり 生徒 なし	教職員なし 生徒 なし	
①校舎				
管理棟	×	×	×	
HR棟				
1階	×	○	○	★準備室・化学実験室不可 ★運営本部・医務室・女性専用スペース・感染症対策室等
2～4階	×	△	△	★準備室・COM室・社会科室・美術室不可 ★生徒物品あり
特別教室棟				
各教科準備室	×	×	×	
その他	×	×	×	★学校備品あり ★1階変電室あり（危険）
②トレーニングルーム	×	×	×	
③倉庫・物置（すべて）	×	×	×	
④運動部室棟	×	×	×	
⑤体育館	△	○	○	★学校備品あり
トイレ・シャワー室	△	○	○	
⑥生徒ホール（1階・2階）	×	×	×	★学校備品あり
⑦格技場（防災拠点施設）				★受付・物資物置
備蓄倉庫	○	○	○	
柔道場（1階）	○	○	○	
剣道場（2階）	○	○	○	
屋上	○	○	○	
⑧外トイレ	○	○	○	
⑨グラウンド	△	○	○	★車両乗り入れ禁止

○…使用可 △…準備が整い次第、使用可 ×…使用不可

※×の施設についても、災害の状況や避難者の状況に合わせて随時判断し、準備が整い次第、使用不可から使用可にすることもある。

※避難施設へのペットの持ち込みは禁止し、自転車置き場を利用する。

【第2条第2項（洪水）の場合】

- 1 甲の施設（該当するものにチェックをする）
- ☒ 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）
- ☒ 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）
- ☐ 福祉避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5項）
- ☒ 防災拠点校（埼玉県地域防災計画）
- ☐ 指定なし

2 避難施設・立ち入り禁止施設等

施設名	浸水	平日日中		休日・夜間	備考
		教職員あり 生徒 あり	教職員あり 生徒 なし	教職員なし 生徒 なし	
①校舎					
管理棟	あり なし	× ×	× ×	× ×	★平日にHR棟2階から4階を市民へ提供した場合、生徒がこの棟の2階から3階を使用する。
HR棟					
1階	あり なし	× ×	× ×	× ×	
2～4階	あり なし	△ ×	△ ×	○ ×	★生徒物品あり ★2階昇降口から入校 ★運営本部・受付・医務室・女性専用スペース・感染症対策等
特別教室棟					
各教科準備室	あり なし	× ×	× ×	× ×	
その他	あり なし	× ×	× ×	× ×	★平日にHR棟2階から4階を市民へ提供した場合、生徒がこの棟の2階から3階を使用する。
②トレーニングルーム	あり なし	× ×	× ×	× ×	
③倉庫・物置（すべて）	あり なし	× ×	× ×	× ×	
④運動部室棟	あり なし	× ×	× ×	× ×	
⑤体育館	あり なし	× △	× ○	× ○	

施設名	浸水	平日日中		休日・夜間	備考
		教職員あり 生徒 あり	教職員あり 生徒 なし	教職員なし 生徒 なし	
トイレ・シャワー室	あり なし	× △	× ○	× ○	
⑥生徒ホール					★学校備品あり
1 階	あり なし	× ×	× ×	× ×	
2 階	あり なし	× ×	× ×	× ×	
⑦格技場 (防災拠点施設)					
備蓄倉庫	あり なし	○ ○	○ ○	○ ○	
柔道場 (1 階)	あり なし	× ○	× ○	× ○	
剣道場 (2 階)	あり なし	○ ○	○ ○	○ ○	★入口は1 階から 又は非常階段から
屋 上	あり なし	○ ×	○ ×	○ ×	
⑧外トイレ	あり なし	× ×	× ×	× ×	
⑨グラウンド	あり なし	× ×	× ×	× ×	★車両乗り入れ 禁 止

○…使用可 △…準備が整い次第、使用可 ×…使用不可

※×の施設についても、災害の状況や避難者の状況に合わせて随時判断し、準備が整い次第、使用不可から使用可にすることもある。

※ペットについては、運動部室棟の2階部分を利用する。

(別紙2) 鍵貸与リスト

施設名	場所	鍵メーカー	鍵番号
①校門	南側		
②東門	東側		
③西門	西側		
④昇降口 (HR棟1階)	玄関		
⑤昇降口 (HR棟2階)	玄関		
⑥体育館	玄関 正面入口 (左側)		
⑦体育館	シャワー室 (男女)		
⑧格技場 (防災拠点施設)	玄関自動ドア		
⑨格技場 (防災拠点施設)	備蓄倉庫シャッター		
⑩格技場 (防災拠点施設)	柔道場 (1階)		
⑪格技場 (防災拠点施設)	剣道場 (2階)		
⑫格技場 (防災拠点施設)	柔道場から備蓄倉庫への入口		
⑬格技場 (防災拠点施設)	格技場機械室 (外から)		
⑭格技場 (防災拠点施設)	非常階段から2階入口		
⑮格技場 (防災拠点施設)	非常階段から屋上		
⑯グラウンド	照明灯操作盤 (夜間照明用)		

(別紙3) 連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者

年 月 日

(あて先)

県立幸手桜高等学校長

県教育局総務課長

幸手市長

連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する協定」に基づき、連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者を報告します。

	所属	職名	氏名	連絡先（職場）
				連絡先（携帯）
連絡責任者				
鍵保管責任者				
鍵取扱者				

- ・連絡責任者：本覚書に関する責任者
- ・鍵保管責任者：貸与された鍵を保管する責任者
- ・鍵取扱者：貸与された鍵を災害時に取り扱う職員等

(連絡先) 県立幸手桜高等学校事務室

住所：幸手市北1－17－59

電話：0480－42－1303

県教育局総務課総務担当

住所：さいたま市浦和区高砂3－15－1

電話：048－830－6615

(別紙4) 連絡責任者・担当者

年 月 日

幸手市長 様

県立幸手桜高等学校長

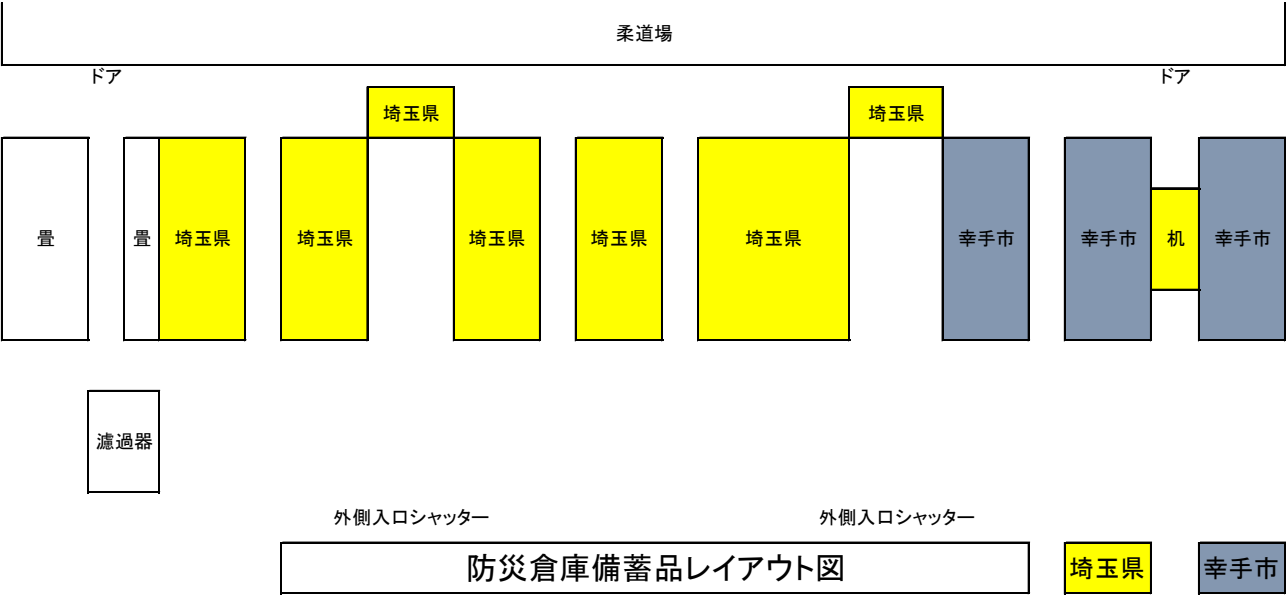
連絡責任者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に基づき、連絡責任者及び担当者を報告します。

	職名	氏名	連絡先 (自宅・携帯電話等)
連絡責任者			
主担当者			
副担当者			

※副担当者へは、主担当者から行うため連絡先は記載しない。

(別紙5) 第5関係 (災害対応用備蓄品の保管場所)



資料10-33 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（埼玉県）

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあつては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派

遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）
第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成3年3月29日

（以下省略）

資料10-34 幸手市防災行政無線の活用に関する協定書 (東京電力パワーグリッド㈱春日部支社)

幸手市防災行政無線の活用に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社春日部支社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる大規模災害（設備災害を含む。）等による停電が発生した場合における、幸手市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において、乙の電力供給に係わる大規模災害（設備災害を含む。）等による停電が発生した場合において、乙独自の広報活動では対処しきれない事態が生じた場合に、甲の防災無線を活用することにより、広く市民に対し広報を行うことを目的とする。

（依頼方法及び内容）

第2条 乙は、前条第1項の依頼をする場合は、幸手市防災行政無線局（固定系）運用細則第5条第1号の規定により、防災行政無線用通信依頼書（様式第1号）において、次に掲げる事項を別図連絡体制により甲の統括管理者へ依頼（FAX等）するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話により依頼し、事後速やかに防災行政無線用通信依頼書を送付するものとする。

- (1) 依頼年月日
- (2) 依頼者の職名及び氏名
- (3) 通信日時
- (4) 通信区域
- (5) 災害（事故）の原因、影響範囲、復旧の見通し、その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときにはその旨を直ちに甲に連絡をするものとする。

（判断）

第3条 甲は、乙より前条の依頼を受けたときは、防災無線を活用した放送を行うかの可否について速やかに判断し、乙へ回答するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙から申出がない場合は、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年 4月 1日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

甲 幸手市

幸手市長 町田 英夫

埼玉県春日部市浜川戸2丁目12番地1

乙 東京電力株式会社 春日部支社

支社長 丹羽 宣之

資料10-35 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、幸手市長 町田 英夫（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、幸手市内に災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 幸手市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 幸手市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 6月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市

幸 手 市 長 町 田 英 夫

資料10-36 埼玉県防災情報システムの端末の設置等に関する協定（埼玉県）

埼玉県防災情報システムの端末の設置等に関する協定

埼玉県（以下「甲」という。）と幸手市（以下「乙」という。）とは、埼玉県防災情報システム（以下「本システム」という。）端末の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（端末器等の設置）

第1条 甲は、甲及び乙が実施する防災業務に資するため、乙の所管する庁舎内に本システムを利用するためのクライアント端末、プリンター、通信回線（以下、「端末等」という。）を設置する。

（保守管理）

第2条 甲は、端末等を安全かつ確実に作動させるため、点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の点検及び修理等維持管理の作業を実施するに当たり、乙は甲の作業に便宜を図るものとする。

3 乙は、端末等が正常に機能することを随時、確認するとともに、異常が生じたときは、直ちに甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第3条 端末等の設置及び維持管理に要する費用は、甲が負担する。ただし、端末等に係る電気料及びプリンター関連の消耗品に関する費用及び乙の都合による端末等の移設費用については乙の負担とする。

2 通信料については、甲が乙分も含めて毎月通信事業者に対し支払うこととし、乙は乙分年間通信料の2分の1を負担するものとする。

3 甲は、毎年度、前項に規定する乙負担の通信料相当額について請求を行うこととし、乙は速やかに支払うものとする。

（本システムの運用）

第4条 本システムの運用は、甲、乙の協議により別に県消防防災課が定める「埼玉県防災情報システムの運用に関する要領」によるものとする。

（疑義の解決）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

平成23年10月1日

甲 埼玉県知事 上田 清司

乙 幸手市長 町田 英夫

資料10-37 大規模災害発生時における幸手市公共施設の一時使用に関する協定書 (埼玉県幸手警察署)

【第2編-104ページ】

大規模災害発生時における幸手市公共施設の一時使用に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と埼玉県幸手警察署（以下「乙」という。）とは、大震災等の大規模災害発生時における、幸手市公共施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、乙による災害応急対策が円滑に遂行されるよう甲が所有する施設の一時使用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 大規模災害とは、次の災害をいう。

- （1）災害救助法の適用を受ける災害
- （2）市長が特に認めたもの

3 大規模災害発生時において、乙が活動拠点として一時使用する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）幸手市海洋センターのうち甲が指定する場所
- （2）前号のほか市長が特に認めた施設

（一時使用の手続き）

第2条 乙は、前条に基づきこの協定による要請を行うときは、事前に甲に対し大規模災害時における一時使用要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに一時使用要請書を提出するものとする。

2 甲は、乙からの要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用期間）

第3条 第1条第3項に定める施設の一時使用期間は、最長1か月とする。ただし、災害状況により、乙は甲に対し使用期間の延長を要請することができる。

（使用料の免除）

第4条 前条の一時使用については使用料を免除するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に係る甲の連絡責任者はくらし安全課長とし、乙の連絡責任者は警備課長とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用と更新)

第7条 この協定の適用は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年5月9日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号
甲 幸手市
幸手市長 渡辺邦夫

埼玉県幸手市大字上吉羽964番地
乙 埼玉県幸手警察署
署長 川上正美

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

幸手市長 殿

幸手警察署長

大規模災害時における一時使用要請書

「大規模災害発生時における幸手市公共施設の一時使用に関する協定書」第2条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
要 請 理 由	
要 請 内 容	
特 記 事 項	

幸手市連絡担当者	幸手市役所	部	課
	氏 名	電話番号	

資料10-38 地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング(株)埼玉総支社）

地域貢献型広告に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、幸手市内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幸手市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。
- （2）公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内などをいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同し、広告の製作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。
- （3）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上必要な処置を講ずること。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

2 広告の掲出については、幸手市有料広告取扱要綱（平成18年3月29日規則第22号）及び幸手市有料広告の基準の運用規程（平成18年3月29日訓令第9号）に規定する広告掲載の基準並びに乙の定める社内規定に基づき、甲乙協議の上、関係法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成28年 4月28日

甲 幸手市東四丁目6番8号
幸手市

幸手市長 渡 辺 邦 夫 印

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社

総支社長 小 池 猛 印

資料10-39 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株）

災害に係る情報発信等に関する協定

幸手市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、幸手市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、幸手市が幸手市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ幸手市の行政機能の低下を軽減させるため、幸手市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、幸手市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、幸手市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、幸手市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 幸手市が、幸手市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 幸手市が、幸手市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 幸手市が、災害発生時の幸手市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 幸手市が、幸手市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 幸手市が、幸手市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 幸手市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、幸手市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく幸手市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、幸手市から提供を受ける情報について、幸手市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、幸手市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、幸手市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、幸手市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

幸手市：埼玉県幸手市東4丁目6番8号

幸 手 市 長 木 村 純 夫

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

資料10-40 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
(東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社)

【第2編-53ページ】

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

幸手市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社（以下「乙」という。）は、幸手市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （1）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （2）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （3）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （1）停電復旧に係る応急措置の実施
- （2）電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4）住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、

別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

甲 幸手市

幸手市長 木村 純夫

埼玉県春日部市浜川戸2丁目12番1号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

春日部支社

春日部支社長 原 真一

資料10-41 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書
(トラスコ中山(株)、(株)シバタ)

災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が幸手市内で発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、併せて「災害時」という。）に、幸手市（以下「甲」という。）、トラスコ中山株式会社（以下「乙」という。）及び 株式会社シバタ（以下「丙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動及び要請)

第2条 甲は、災害時に生活必需物資の供給を受ける必要があるときは、丙に対し、乙発刊の「モノづくり大辞典 トラスコ オレンジブック」に掲載されている生活必需物資（以下「オレンジブック掲載物資」という。）の有償供給を求めることができるものとする。

2 丙は、甲から前項の供給要求を受けたときは、乙から、オレンジブック掲載物資の有償供給を受けなければならないものとする。

3 甲は、災害時において急を要するときは、乙に対する通知をもって、丙に対するオレンジブック掲載物資の有償供給を求める意思表示に代えることができるものとする。

(供給要求の手続き)

第3条 前条所定のオレンジブック掲載物資の供給要求は、「災害緊急物資要請書」（様式第1号）の郵送、ファクシミリ送信、電子メールでの送信又は乙が運営する電子購買システムによる通信によって行うものとする。

2 前項にかかわらず、急を要するとき又は通信手段に障害があるときは、口頭で行い、後日、災害緊急物資要請書を提出する方法によって行うことができるものとする。

3 乙は、甲から前条3項による通知を受けた場合、速やかに、甲から口頭で通知を受けたときは口頭により、甲から災害緊急物資要請書の送付を受けたときはその写の郵送、ファクシミリ送信若しくは電子メールでの送信の方法により甲からの通知内容を丙に通知するものとする。

(価 格)

第4条 丙が甲に対して供給するオレンジブック掲載物資の価格は、丙の調達原価（甲に対する引渡しに要する運賃及び丙の適正利潤等に照らして適正な価格含む。）を基準として、甲及び丙が協議して定める。

(引渡し)

第5条 オレンジブック掲載物資の引渡場所は、甲が指定するものとする。ただし、交通事情等により甲指定の引渡場所における引渡しが困難な場合、丙は、甲に対し、引渡場所の変更を求めることができ、丙は当該変更後の引渡場所においてオレンジブック掲載物資を引き渡せば免

責されるものとする。

2 甲は、指定場所に職員を派遣しオレンジブック掲載物資を確認のうえ受領するものとする。

3 オレンジブック掲載物資の所有権は、引渡しをもって丙から甲に移転するものとする。

(代金の支払条件)

第6条 甲が受領したオレンジブック掲載物資の対価の支払条件は、別途、甲丙間で定めるところによる。

(支援体制の整備)

第7条 乙は広域的な支援が円滑に行われるように体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(災害時における情報提供)

第8条 甲、乙及び丙は、災害時において、速やかに相互に連絡し、被災状況等について適宜緊密に情報を交換するよう努めるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時において、乙の物流センターを活用し、生活必需品等の騰貴行為等を防止し、幸手市の早期の復旧と復興を図るため、生活必需物資の安定供給に相互に協力するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙丙協議するものとする。

(期 間)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、並びに丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月8日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木 村 純 夫

乙 東京都港区新橋四丁目28番1号
トラスコ中山株式会社
代表取締役社長 中 山 哲 也

丙 東京都中央区八丁堀 2－7－1
株式会社シバタ
代表取締役社長 針 谷 功

資料10-42 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書
（（一社）埼玉県LPガス協会北東武支部幸手地区）

【第2編-57ページ】

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県LPガス協会北東武支部幸手地区（以下「乙」という。）とは、災害時におけるLPガス等の積極的な供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙の甲に対するLPガス等の供給に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時等において甲がLPガス等を必要とするときは、乙に対してその供給を要請することができる。

2 前項の要請は、LPガス等供給要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、その供給等について協力するものとする。

2 LPガス等の運搬は、甲又は甲が指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（引渡し）

第4条 LPガス等の引換場所は甲が指定するものとし、甲又は甲の指定する者が物資を確認の上受領する。

（協力の限度）

第5条 乙が、甲の要請により供給するLPガス等の限度は、要請を受けた時点において乙が調達可能な数量までとする。

（費用）

第6条 甲は、乙が提供したLPガス等の費用及び運搬等の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）について負担するものとする。

2 甲が、乙に対して支払う費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前の価格をもって決定する。

（連絡責任者）

第7条 この協定に係る甲の連絡責任者は防災を主管する課の課長とし、乙の連絡責任者は埼玉県L P ガス協会北東武支部幸手地区地区長とする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月8日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 埼玉県幸手市中4丁目15番36号
社団法人埼玉県L P ガス協会
北東武支部幸手地区
地区長 藤倉 俊彰

様式1号（第2条第2項関係）

年 月 日

社団法人埼玉県LPガス協会
北東武支部幸手地区長 様

幸手市長

LPガス等供給要請書

LPガス等の優先供給等に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要
請します。

協 力 の 内 容 (品名・数量等)	
協 力 の 期 間	
引 換 場 所	
そ の 他	

資料10-43 災害時における施設等の提供協力に関する協定書
(株ナビ（ホテルグリーンコア））

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と株式会社ナビ（以下「乙」という。）は、幸手市内に地震及び風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者等の一時滞在施設として、乙が所有する施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 乙が所有する施設とは、次の施設とする。

施設名称	所在地
ホテル グリーンコア本館	幸手市中3丁目17番24号
ホテル グリーンコア+1	幸手市東3丁目4番8号

（協力内容）

第3条 甲は、災害時、乙施設の安全が確認された場合に、被災者等の一時滞在施設として、次の事項について、乙に要請することができるものとする。

- （1）被災者等の乙施設への受入れ
- （2）トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
- （3）甲から事前に食糧、生活必需品等の備蓄品が支給されている場合は、被災者等への提供
- （4）乙が提供可能な食糧、物資、情報などの提供
- （5）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

2 乙が開放する施設は、ロビー、会議室、宴会場等とする。ただし、当該施設の利用がある場合は、乙が指定する場所とする。

（協力の要請）

第4条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等により行い、事後に要請書を提出するものとする。なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができるものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき協力を行った場合は、速やかに協力報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、無償で施設を開放するものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が被災者等に提供した、甲から支給された以外の食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担すべきとした経費

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、原則として災害発生から被災住民が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に遂行されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消とする日の1か月前までに相手方に申し出するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年11月22日

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

甲 幸手市
幸手市長

埼玉県幸手市中3丁目17番24号

乙 株式会社ナビ
代表取締役社長

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

株式会社ナビ 様

幸手市長 木村 純夫

協 力 要 請 書

「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」第4条の規定により、次の通り協力を要請します。

要請する内容	
要請の期間	
連絡事項	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

幸手市長 あて

株式会社ナビ

協 力 報 告 書

「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」第5条の規定により、協力した内容を以下のとおり報告します。

実施した内容	活動に要した費用

【連絡事項】

資料10-44 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株アクティオ）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、幸手市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第5条 レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

2 前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬費用等は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定

するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日、1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月6日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 直人

(別紙第 1 号様式)

第 号
年 月 日

株式会社アクティオ 殿

幸手市長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する要請書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び機材の供給を必要とする理由

2 供給を必要とする機材の内容等

納入日時	必要とする機材の種類	数量	引渡場所	備考

※連絡先 部 課 担当 電話

資料10-45 災害時におけるに電動車両等の支援に関する協定書
(株)久喜三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社)

災害時におけるに電動車両等の支援に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）、久喜三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、幸手市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙又は丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

(以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。)

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙又は丙のうち電動車両等の貸与を行う者（以下、「貸与者」という。）に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲

が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- （1）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- （2）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする

- （1）貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- （2）原則として、幸手市内で使用する。
- （3）故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれから書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年3月13日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 埼玉県久喜市上清久1206番地1
久喜三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 松本 雅秋

丙 東京都港区芝浦3丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役 加藤 隆雄

資料10-46

災害時の医療救護活動に関する協定書
(北葛北部医師会及び幸手市医師会)

災害時の医療救護活動に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と一般社団法人北葛北部医師会（以下「乙」という。）及び幸手市医師会（以下「丙」という。）とは、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、幸手市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙及び丙の協力について、必要な事項を定める。

(救護所の設置)

第2条 甲は、避難場所等安全な場所に救護所を設置する。

2 災害の規模により必要と認めたときは、随時、救護所を増設するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙及び丙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 乙及び丙が派遣する医療救護班は、災害時において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送の可否及びその順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保・管理)

第6条 医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保・管理するものとする。

(医療費)

第7条 災害時の医療救護活動における医療費は、無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙、丙、協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 幸手市大字幸手市2262番地
一般社団法人 北葛北部医師会
会 長 能美 昌司

丙 幸手市大字幸手市2262番地
幸手市医師会
会 長 瀬川 裕史

資料10-47 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
(幸手市歯科医師会)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と幸手市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動（以下「救護活動」）に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第10条 この協定は、幸手市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（救護所の設置）

第11条 甲は、避難場所等安全な場所に救護所を設置する。

2 災害の規模により必要と認めたときは、随時、救護所を増設するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第12条 甲は、救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（救護班の業務）

第13条 乙が派遣する救護班は、災害時において救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者のスクリーニング（症状判別）
- （2）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置および必要な歯科医療の提供
- （3）歯科医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- （4）検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- （5）被災者に対する歯科治療の提供および口腔ケア
- （6）その他必要な措置

（救護班の輸送）

第14条 甲は、救護活動が円滑にできるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保・管理）

第15条 救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保・管理するものとする。

（医療費）

第16条 災害時の救護活動における医療費は、無料とする。

（費用弁償）

第17条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担

するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 幸手市中3丁目14番4号
幸手市歯科医師会
会 長 高柳 篤史

資料10-48

災害時の薬剤医療救護活動に関する協定書
(幸手薬剤師会)

春災害時の薬剤医療救護活動に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と幸手薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の薬剤医療救護活動（以下「救護活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第21条 この協定は、幸手市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(救護所の設置)

第22条 甲は、避難場所等安全な場所に救護所を設置する。

2 災害の規模により必要と認めたときは、随時、救護所を増設するものとする。

(薬剤師班の派遣)

第23条 甲は、救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して薬剤医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し、救護所に派遣するものとする。

(救護班の業務)

第24条 乙が派遣する救護班は、災害時において救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け、管理
- (3) その他必要な業務

(救護班の輸送)

第25条 甲は、救護活動が円滑にできるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保・管理)

第26条 救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保・管理するものとする。

(調剤費)

第27条 災害時の救護活動における医療費は、無料とする。

(費用弁償)

第28条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 救護班が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第29条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第30条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第31条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 幸手市大字中川崎756-8
幸手薬剤師会
会 長 西塔 慎也

資料10-49 災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定書(株)ジョイフル本田

災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品等（以下「応急物資」という。）の調達及び供給等に係る乙の協力に関すること。

（2）第1条第1項（1）に定める災害のうち、幸手市内で大規模な洪水、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の立体駐車場を、住民等の自家用車待避場所として一時的な使用に関すること。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時又は水害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）災害時における応急物資の調達及び優先供給
- （2）水害時における自家用車待避場所の提供
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（応急物資の範囲及び対象施設）

第3条 前条の規定に基づき、乙が甲に対して供給する応急物資の範囲は、食料品、飲料水、生活必需品、燃料、ペット用品、復旧資材及び医薬品等で乙が調達可能な物資とする。

また、自家用車待避場所として使用する施設（以下「乙施設」という。）は、以下のとおりとする。

名 称 株式会社ジョイフル本田 幸手店
所在地 埼玉県幸手市上高野1258-1
使用箇所 立体駐車場の2階（190台）

2 災害の発生状況等により、前項以外の範囲が必要となった場合には、施設の管理運営に支障のない範囲で、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、使用施設の増改築により、当該建物に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に通知するものとする。

（応急物資の引渡し及び運搬）

第4条 応急物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

（乙施設の使用期間）

第5条 第2条第1項（2）に挙げる施設を使用する期間は、甲による避難指示等の発令から解除の発令までとする。

（施設・備品の事故等に係る責任）

第6条 自家用車避難場所として使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとし、施設の破損・汚損については、甲が原状に回復する義務を負い、乙は自家用車避難場所として使用した際の事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（報告）

第7条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 第2条第1項の規定に基づく甲の要請により、乙が実施した応急物資の調達及び優先供給に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）応急物資の調達及び優先供給の費用

（2）乙施設の使用料は、無料とする。

（3）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条に定めた費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（協定の期間）

第11条 本協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から令和6年3月

3 1 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲、乙いずれからも相手方に 対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に 1 年 間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 12 条 甲と乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ 協議を行うもの とする。

2 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して 定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 埼玉県幸手市東 4 丁目 6 番 8 号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 茨城県土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役社長 平山 育夫

第1号様式

応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する要請書

年 月 日

株式会社ジョイフル本田 様

幸手市長

「災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
連 絡 先	
備 考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

(連絡担当者) 幸手市災害対策本部 担当
電話 () 【内線 】

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

第2号様式

応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する報告書

年 月 日

幸手市長 様

株式会社ジョイフル本田

「災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定書」第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	(計 人)
使 用 車 両	(計 台)
備 考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	供給した場所

(連絡担当者)

電話 ()

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料10-50 災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務のデジタル活用に向けた共同検討に関する協定（東日本電信電話株）

災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務のデジタル活用 に向けた共同検討に関する協定

幸手市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域における災害対策の強化とICTインフラの安定化を目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、甲と乙が相互に協力して、大規模通信障害（以下「大規模通信障害」という。）の防止や早期復旧を図ることを規定するものである。また、本協定は、デジタル技術を活用して、甲の防災・危機管理業務の効率化や情報共有の促進を図ることを規定するものである。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が災害対策基本法や防災計画に沿って、それぞれの役割を果たすことを確認し合うものである。甲は住民の安全や生活を守り、乙は通信網の復旧を早めることで、災害時に協力し合う関係を築く。また、デジタル技術を活用して防災・危機管理業務の効率化やレジリエンスの高いまちづくりに取り組み、甲の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等による、連絡体制を確立する。甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（1）甲は、乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる災害拠点等、応急救助の拠点となる庁舎等）のリストを作成し、更新の都度随時提供する。

（2）甲は、乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。

（3）乙は、甲に対し、通信障害の発生状況や復旧見込等、通信障害に関連する情報を提供する。

(4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有する。

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模通信障害の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の復旧に係る応急措置の実施をする。
- (2) 通信の復旧に支障となる障害物等の除去をする。
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用をする。
- (4) 住民への通信障害情報等周知のため、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用をする。

(平時の連携)

第5条 甲と乙は、災害時における通信障害に備えて定期的に訓練や演習を行い、これにより互いの協力体制を平時から確立させておくものとする。合わせてデジタル技術を活用して、情報共有や支援活動における協力関係を強化するものとする。

- (1) 甲は、乙のデジタル技術を活用して、防災・危機管理業務の効率化と安全性の向上を推進する。
- (2) 乙は、甲の防災・危機管理業務に対応するため、デジタル技術を用いて業務の効率化を推進する。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定める。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(守秘義務)

第8条

1 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本協定を通して相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上営業上及び業務上の一切の情報（有形であるか無形であるかを問わない。以下「秘密情報（複製又は複製したものを含む。）」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、漏洩してはならない。

2 秘密情報の開示を行う者（以下「開示当事者」という。）は、秘密情報を口頭、視覚その他無形の方法により開示するときは、開示前30日以内に当該情報が秘密情報である

旨を書面により、秘密情報を受領する者（以下「受領当事者」という。）に通知しなければならない。この場合において、当該通知がないときは、前項の規定にかかわらず、受領当事者は、当該情報を秘密情報としてとして扱う必要がないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

（1）開示のときにおいて公知である情報。

（2）開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報。

（3）開示当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

（4）受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつ、そのことを受領当事者が証明できる情報。

4 秘密情報を本協定のために使用する場合であっても、受領当事者は、秘密情報を複写又は複製するときには、あらかじめ開示当事者の書面による承諾を得なければならない。

5 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報を取り扱わなければならない。

6 本協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了または要求の日から30日以内に秘密情報を返還しなければならない。ただし、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指示に基づき溶解、裁断、焼却等確実な方法で秘密情報を破棄するものとする。この場合において、受領当事者は、確実に破棄したことを証する書面を破棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。

7 受領当事者は、受領当事者の労働者に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本協定で受領当事者に課されたものと同等の守秘義務を課すとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

8 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求をすることができるものとする。

（第三者への委託）

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく取組事項を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

（反社会勢力の排除）

第10条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

（1）自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者若しくはこれらに準ずる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であること。

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

（3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

（4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

（5）本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものと認められること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、通知及び催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

（1）前項の規定に違反をしたとき。

（2）自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説の流布又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ アからエに掲げる行為に準ずる行為

3 甲及び乙は、取組事項を第三者に委託する契約等（以下の「業務委託契約等」という。）をする場合であって、次の各号に掲げる事項が判明したときは、速やかに業務委託契約等の解約その他必要な措置を取らなければならない。

（1）業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であること。

（2）業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資すること。

（3）業務委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして前項第2号に掲げる行為したと。

4 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反をしたときは、通知又は催告を通知及び催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

5 甲及び乙は、第2項及び前項の規定により本協定を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（協定期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新

するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村純夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号
東日本電信電話株式会社
執行役員
埼玉事業部
埼玉支店長 市川泰吾

資料10-51 災害時における物資の供給に関する協定書（株セキ薬品）

災害時における物資の供給に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と、株式会社セキ薬品（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲からの協力要請により乙が行う物資の供給協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、食料品、飲料水、生活必需品及び医薬品等で乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対して第3条の要請をするときは、甲が必要とする物資の品名、数量等を記載した物資供給要請書（第1号様式）により、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の協力を実施したときは、物資供給報告書（第2号様式）により、甲まで報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲と乙は、平常時から連絡体制を相互に整え、災害時に備えるものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙いずれの側から文書をもって、その3か月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月13日

甲 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目2番22号
株式会社セキ薬品
代表取締役社長 関 善夫

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

物 資 供 給 要 請 書

株式会社セキ薬品
代表取締役社長

幸手市長

緊急時における物資供給に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

物資供給報告書

幸手市長 宛

株式会社セキ薬品
代表取締役社長

年 月 日付けの物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	備考

資料10-52 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書（堀川産業株）

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

幸手市（以下「甲」という。）と堀川産業株式会社及びそのグループ会社（以下「乙」という。）は、市内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）におけるLPガスの提供と乙の運営する中核充填所の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において乙の甲に対するLPガスの提供と中核充填所の活用に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時等において、甲の既存のLPガス利用施設等に対して可能な限り安定的にLPガスを供給することに協力するものとする。

2 乙は、甲からLPガスの提供について要請があった時は、可能な範囲内において甲に対してLPガスを仮設的に供給するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が必要と認めるときは、乙に対して甲所有のLPガス利用施設の点検及び安全の確保、仮設的供給に対するLPガスの提供を要請することができる。

2 前項の要請は、LPガス等提供要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭・電話により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、次に掲げるものについて協力するものとする。

（1）乙は可能な範囲において、速やかに甲の所有するLPガス施設の点検及び供給の再開に協力するものとする。

（2）乙は可能な範囲内において、LPガスの供給を行うものとする。この場合において当該LPガスの運搬は乙が行う。引換場所は甲乙協議の上決定し、甲の確認の上受領する。

（3）乙は中核充填所内に所有するLPガス発電機等の設備使用及び備蓄品の提供について、甲の要請があった場合については可能な限り、協力を行うものとする。

（4）乙はLPガスの供給にあたり、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし道路状況や、停電などにより供給に支障が生じた場合は甲との協議によ

り対策を講じるものとする。

(5) 乙は本協定が円滑に実行されるように防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協力の限度)

第5条 乙が、甲の要請により供給するL P ガス等の限度は、要請を受けた時点において乙が調達可能な数量までとする。

(費用)

第6条 甲は、乙が行った甲の設備に対する点検によって発生した補修経費、L P ガス等の費用及び運搬等の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）について負担するものとする。

2 甲が、乙に対して支払う費用等については、災害時直前の価格を基準に甲、乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第7条 この協定に係る甲の連絡責任者は防災を主管する課の課長とし、乙の連絡責任者は堀川産業株式会社幸手工場長とする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年11月15日

甲 幸手市東4丁目6番8号
幸手市
幸手市長 木村 純夫

乙 埼玉県草加市住吉一丁目13番10番
堀川産業株式会社
代表取締役社長 堀川 雅治

様式1号（第2条第2項関係）

令和 年 月 日

堀川産業株式会社 幸手工場
工場長 様

幸手市長

LPガス等提供要請書

災害時におけるLPガス等の提供に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

協力の内容 (品名・設備など)	
協力の期間	
引換場所	
その他	

資料10-53 災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書
(埼玉県大宮公園事務所)

災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県大宮公園事務所（以下「甲」という。）が管理する権現堂公園2号公園、3号公園及び4号公園（以下「権現堂公園」という。）において、幸手市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、幸手市（以下「乙」という。）が公園内の緊急避難場所として使用する施設（以下「避難所等」という。）及び防災施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(避難所等及び防災施設)

第2条 乙が権現堂公園内で使用する避難所等及び防災施設は、別紙1のとおりとする。

(使用区域)

第3条 乙が権現堂公園内で避難所等として使用する区域は、別紙2のとおりとする。ただし、避難所等を除く区域は、埼玉県地域防災計画に位置づけられた防災活動拠点のための区域とする。

(平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、避難所等及び防災施設の鍵並びに防災施設の操作方法を記載した書類（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等を、災害時に速やかな対応が行えるよう管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立会いのもと、防災施設の状況を確認するものとする。
- (4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

(災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難所等及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減に努めるものとする。

(訓練)

第6条 甲は、乙が防災訓練のため避難所等及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

(経費負担)

第7条 避難所等及び防災施設の維持管理、関連消耗品の補充等に係る経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における管理並びに関連消耗品等の補充に係る経費及び乙の過失により破損した防災施設の原状回復に係る経費は乙が負担する。

(指定管理者による維持管理等)

第8条 甲は、第4条及び第6条に規定する甲の業務並びに前条に規定する甲の経費負担を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

(新たな施設の設置等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、又は防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙1を変更するとともに、甲は、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月18日

さいたま市大宮区高鼻町4丁目
甲 埼玉県大宮公園事務所
所長 多田 邦彦

幸手市東4丁目6番8号
乙 幸手市
幸手市長 木村 純夫

別紙 1

公園防災施設一覧

避難所等（水害時を除く）

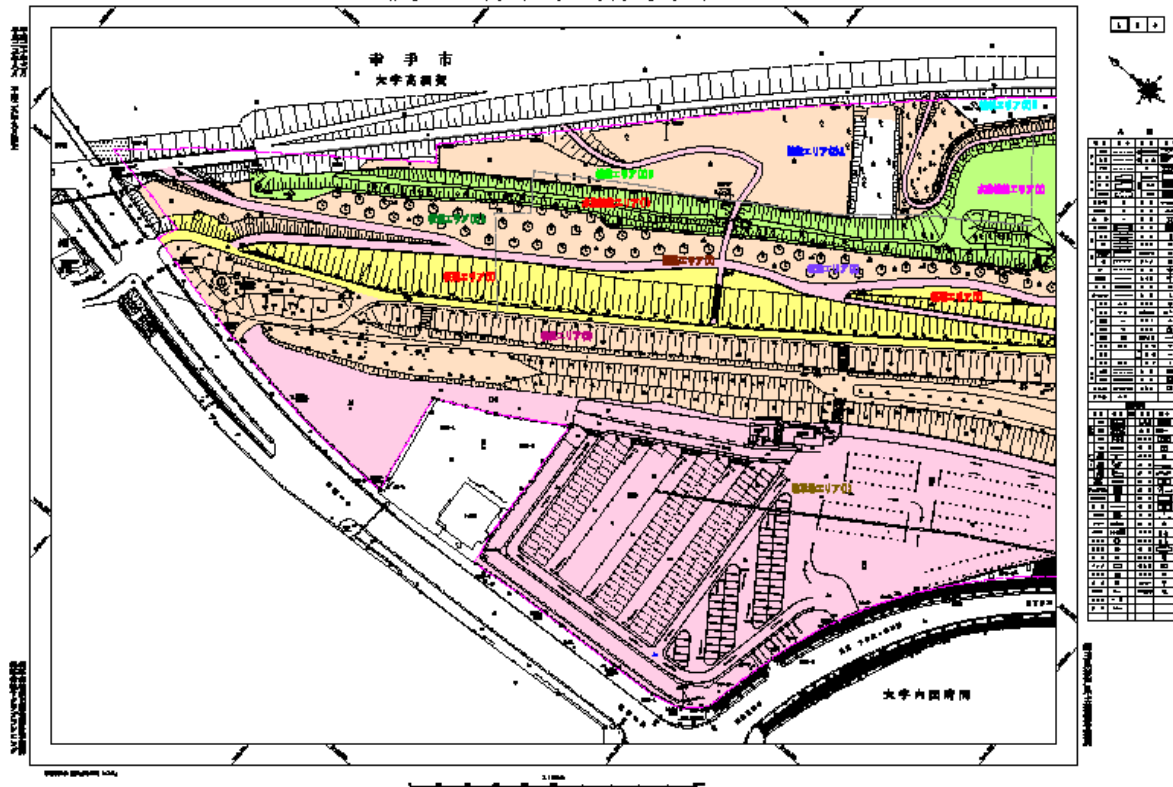
施設の種別	施設名	面積	内容
指定緊急避難場所	2号公園	約11.4ha	駐車台数277台
	3号公園	約1.5ha	駐車台数130台
	4号公園	約13.3ha	駐車台数400台 臨時駐車場200台

防災施設（2号公園）

施設名	内容
耐震性貯水槽	1基：20m ³
かまどベンチ	8基：2基×4か所
災害用トイレ	1基：40m ³ （10穴）
非常用電源	1基：46kVA
夜間照明施設	21基：非常用照明
放送設備	2基：放送塔 3台：スピーカー
広場（臨時ヘリポート）	ヘリコプターの離発着を想定する広場

権現堂公園（4号公園）現況平面図

1 / 3



権現堂公園（4号公園）現況平面図

2/3

